

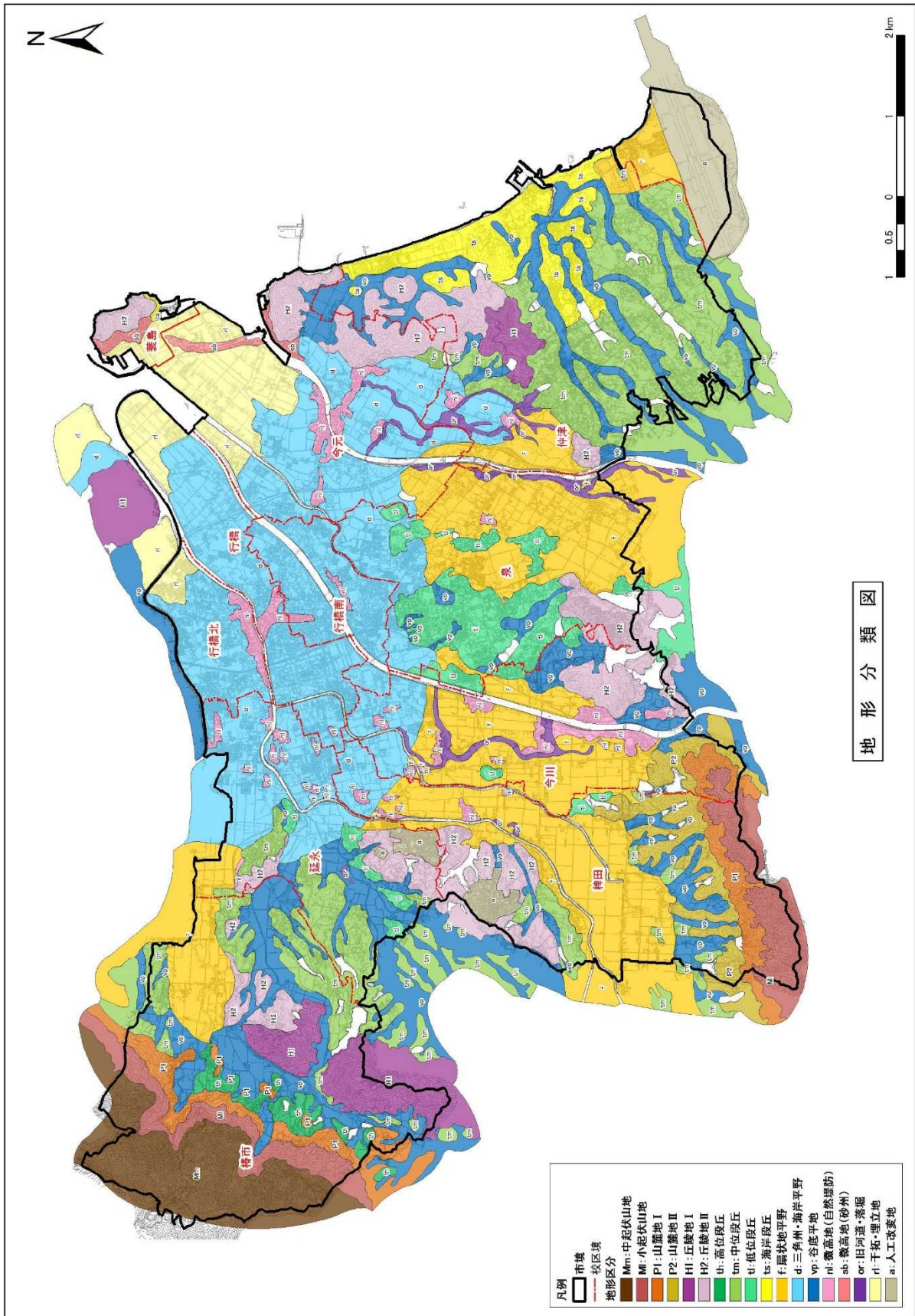
第1編 風水害等災害対策編 第1部

【資料編 1-1】 校区別の行政区区分

行橋市教育委員会（令和6年3月現在）

中学校	行橋中学校			中京中学校		泉 中学校	今元中学校		仲津 中学校	長峽中学校	
小学校	行橋 小学校	行橋 南小学校	行橋北 小学校	稗田 小学校	今川 小学校	泉 小学校	今元 小学校	菫島 小学校	仲津 小学校	椿市 小学校	延永 小学校
行政区	大橋西町	祇園町	行事本町	津積	北大野井	竹並	金屋	菫島1区	馬場	徳永	長木
	大橋中町	植田町	行事殿町	西谷	南大野井	福原	文久	同2区	辻垣	福丸	二塚一
	大橋東町	真降幣納	行事西町	新所杉ノ木	宝山	(1部今川小)	(1部除く)	同3区	高瀬一	大行事	同ニ
	下正路	錦町	米町	大谷	寺畔	西福原	真菰	同4区	同ニ	高来	同三
	前川	京都町	堺町	上稗田	西寺畔	柳井田	津留	同5区	道場寺本区	入覚一	同四
	新町	門樋上町	博多町	下稗田	流末	柳井田北	元永	文久の一部	道場寺西区	同ニ	吉国一
	新地	門樋中町	緑町	農進	東流末	平島	沓尾	市内全域	道場寺駅前1	同三	同ニ
	亀川	門樋下町	行事新町	前田	矢留	平島東	辰上		同2	鳥井原	同三
	宮市	神田町	行事役町	中川	東矢留	竹田	辰下		同3	下崎	延永
	西宮市二区	川島	花園町	上検地	豊栄	小犬丸北	今井		道場寺中央	長尾	延永上
	西宮市三区	新生町	行事北町	下検地	天生田	小犬丸南	今井団地		道場寺南部	常松	草野(花松、草野1、8組)
	西宮市四区	大和町	行事京町1区	宮の杜	寺畔市住	小犬丸三共苑	長井一		道場寺東部	須磨園	
	西宮市五区	桜町	同2区			羽根木東	同ニ		島田西一区	福永	
	古辺野	大道	同3区			崎野	同三		同二区		長音寺
	南本町	金剛丸	同4区			長江	祇園団地		島田東		上津熊
	魚町	明治町	同6区			福富1区			松原		中津熊一
	田町	大正町	行事北団地			同2区			稲童上		同ニ
	川越	津田町	行事宮前			同3区			稲童中		同三
	出店	若葉町	草野(花松、草野1、8組を除く。)			西福富			稲童下		同四
	中島	羽根木西				草場			稲童出屋		同五
	行事東町					八重州町			稲童浜		下津熊一
			鉄道舎宅			八景山			東徳永一		同ニ
			草野住宅						同ニ		同三
									東徳永		塚田町
									袋迫		前田ヶ丘
									鞍山		検地

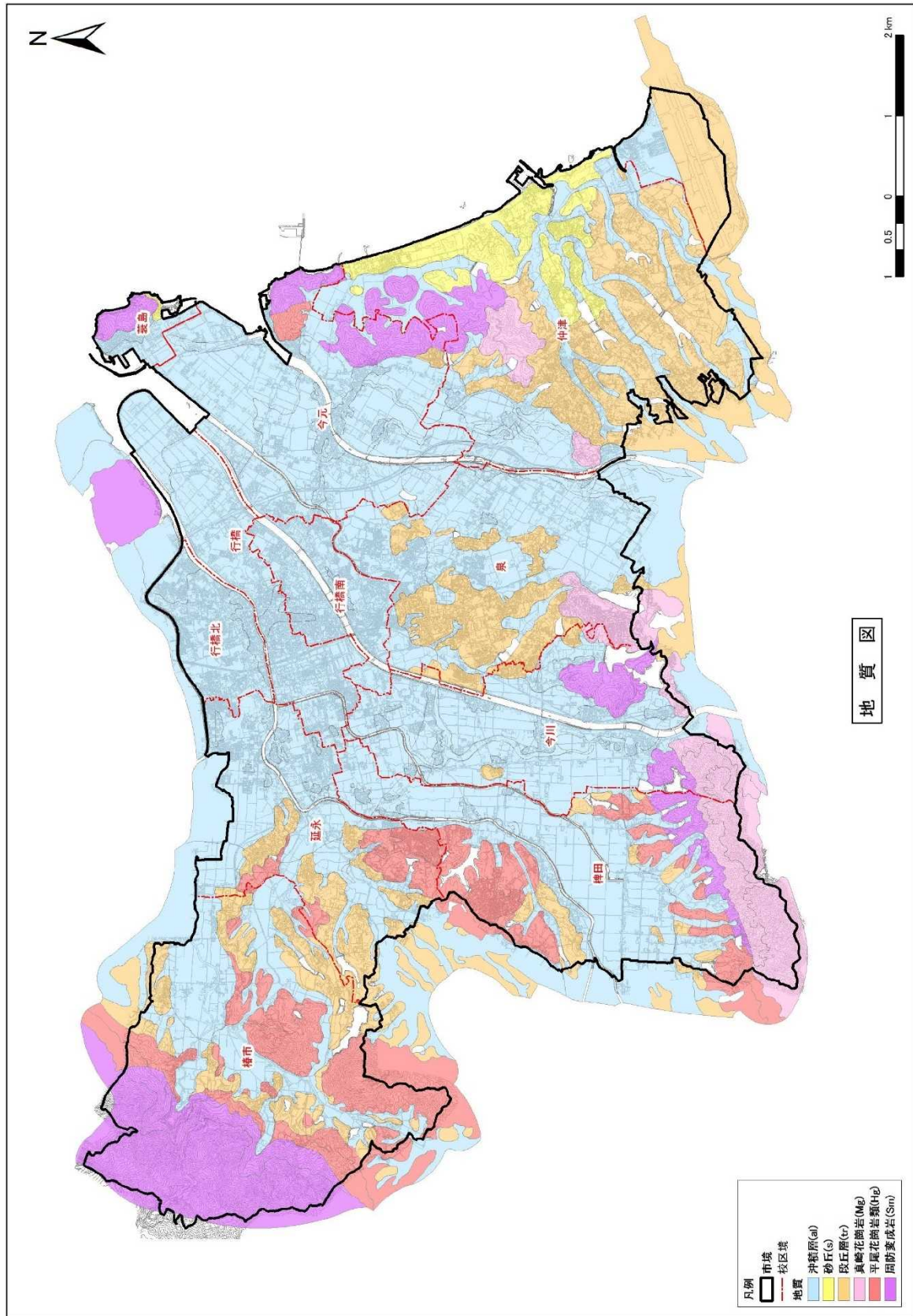
【資料編 1-2】 行橋市の地形分類図



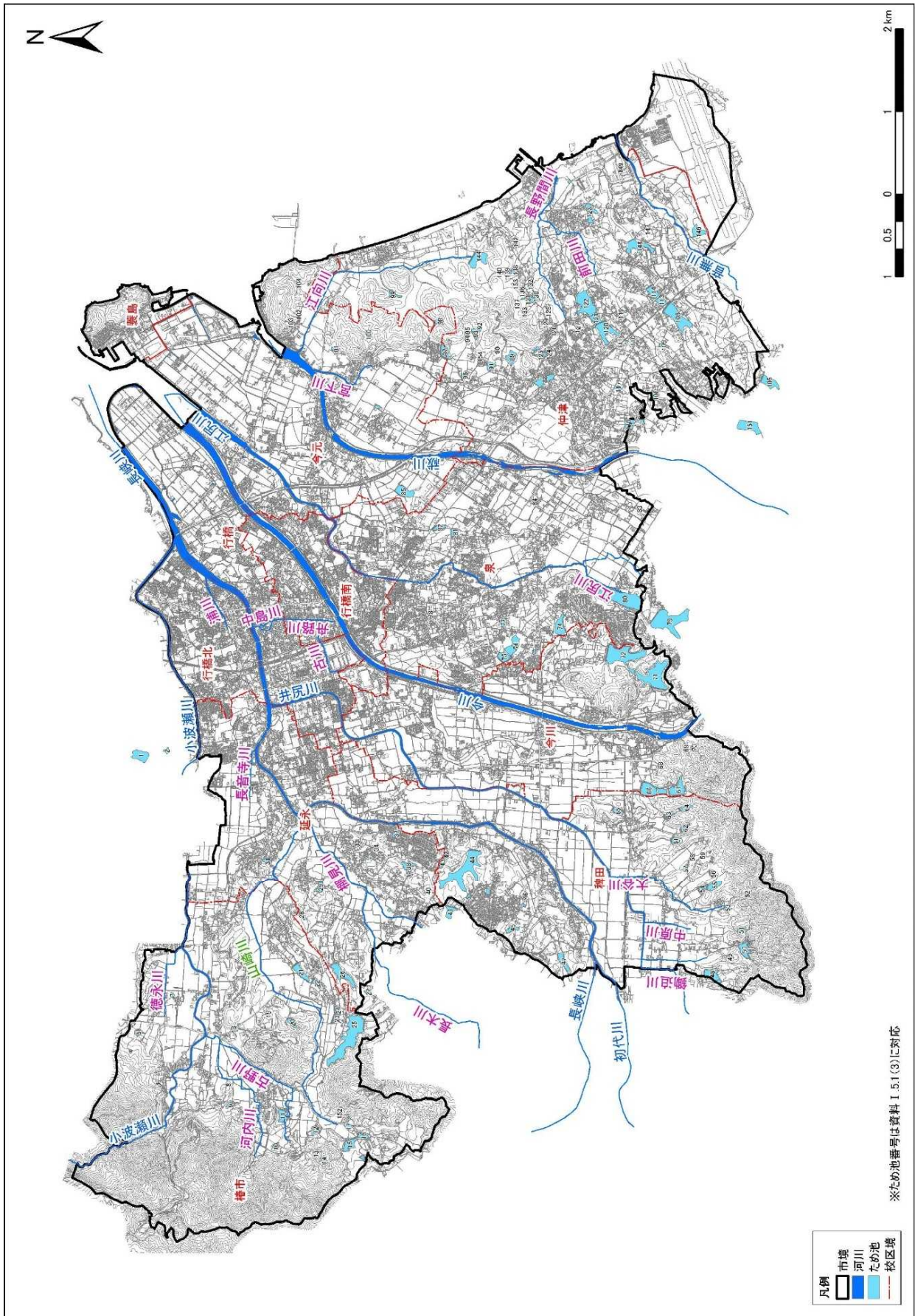
【資料編 1-3】 地形区分と想定される災害との一般的な関係

地形区分		形態	想定される災害	
			土砂災害	河川氾濫
山地・丘陵		台地、低地以外起伏地で急傾斜または緩斜面及び山麓堆積物からなる地域	●土石流、崩壊	
変形地	崖	幅狭い尾根型斜面（自然人工を問わない）	●崩壊	
	崩壊地	山腹斜面または崖の一部が急崩落した跡地	●崩壊	
	地すべり地	基盤傾斜が比較的緩やかで、かつ地表の原型を大きく変えることなく、舌状に徐々に滑動した跡	●地すべり	
台地段丘	砂礫台地	地表が平坦な台状または段丘状の地形で、厚くかつ緩い砂礫層からなるもの	※段丘崖近くは土砂災害の可能性あり	
	土石流段丘	岩塊、泥土等が乱流状態で堆積した地形、やや扇状地に似た平面形で末端部は急斜面をなす		
山麓堆積地形（土石流堆）		山地の傾斜斜面の下方に土砂が流出して形成された岩屑からなる崩壊性の堆積地形	●土石流	
低地	自然堤防	河川の流路沿いまたは周辺に砂や粘土・シルト等の細粒分が堆積してできた帯状の微高地		河川氾濫
	谷底平野	谷底の平坦面であり、現在は河流の沖積作用がおよぶ地域		河川氾濫 内水氾濫
	後背低(湿)地	河川の沖積作用が比較的小よばなかった湖沼性起源の低湿地		内水氾濫
	旧河道	過去の河川流路の跡		河川氾濫 内水氾濫
頻水地形	湿地	元々土地の排水性が悪く、地下水位が著しく高い土地 潮の干満の影響を受け、常時陸水・海水により湛水している低地		河川氾濫 内水氾濫
人工地形	造成地（宅地、農地）	山地、丘陵地、台地など斜面を切り盛りや整地した平坦地または緩斜面地	●崩壊、地すべり	
	切土斜面	人工的に切り取られた斜面	●崩壊	
	盛土斜面	人工的に盛土された土地の斜面	●崩壊	
	盛土地	低地または凹地に土を盛り人工的に造成された土地	●崩壊	
	埋土地	湖沼や池沼、遠浅海岸、河川敷などを埋め立てた部分		

【資料編 1-4】 行橋市の地質図



【資料編 1-5】 行橋市の水系図



【資料編 1-6】 行橋市の河川一覧表

2級河川		準用河川		普通河川			
1	音無川	1	山崎川	1	宮下川	10	棚見川
2	祓川			2	江向川	11	長木川
3	今川			3	長野間川	12	長音寺川
4	江尻川			4	前田川	13	河内川
5	長峽川			5	江尻川	14	古野川
6	井尻川			6	古川	15	徳永川
7	初代川			7	大谷川	16	舟路川
8	小波瀬川			8	鋤迫川	17	中島川
				9	中原川	18	浦川

【資料編 1-7】 北部九州に接近した台風

福岡県高潮浸水想定について（豊前豊後沿岸 令和元年12月）

代表 台風 No.	年月日	西暦	台風名	台風詳量			豊前豊後沿岸並びに福岡県・山口県での高潮被災履歴 (地域防災計画等の文献より引用)	台風コース 分類
				豊前豊後沿岸 最接近時の最 低気圧 (hPa)	最大偏差(m)			
					苅田港	門司		
1	文政11年 8月 9日	1828	(シーボルト台風) ※1	935	-	-	福岡、佐賀県内で大規模な高潮被害との記録あり※1	北東進型
2	昭和2年 9月 13日	1927	台風 9号 (有明海台風) ※2	980	-	-	台風有明海付近上陸、有明海中心に高潮被害大、死者・不明439、 全半壊1420 (気象百年誌)	東進型
3	昭和17年 8月 26日	1942	台風16号 (周防灘台風) ※2	957	-	-	周防灘で高潮災害 (福岡県地域防災計画)、福岡・山口で高潮災害 (福岡管 区気象台要報)、台風による被害 (苅田町地域防災計画)	北進型
4	昭和20年 9月 17日 ~ 9月 18日	1945	台風16号 (枕崎台風) ※3	935	-	-	周防灘で高潮災害 (福岡県地域防災計画) 山口で高潮災害 (福岡管区気象台要報)	北東進型
5	昭和23年 10月 4日	1948	台風24号 ※3	970	-	-	福岡・山口で高潮災害 (福岡管区気象台要報)	北東進型
6	昭和25年 9月 13日 ~ 9月 15日	1950	台風29号 (キジア台風) ※3	964	-	-	周防灘で高潮災害 (福岡県地域防災計画)、福岡・山口で高潮災害 (福岡管 区気象台要報)、高潮による被害 (行橋市地域防災計画)	北進型
7	昭和26年 10月 14日	1951	台風15号 (RUTH) (ルース台風)	952	-	-	周防灘で高潮災害 (福岡県地域防災計画) 福岡で高潮災害 (福岡管区気象台要報)	北東進型
8	昭和28年 9月 25日	1953	台風13号	930	-	-	台風による被害 (北九州市地域防災計画)	北北東進型
9	昭和29年 9月 13日	1954	台風12号 (JUNE) (ジューン台風)	964	-	-	福岡・山口で高潮災害 (福岡管区気象台要報)	北進型
10	昭和29年 9月 26日	1954	台風15号 (MARIE) (マリエ台風)	966	-	-	山口で高潮災害 (福岡管区気象台要報) 台風による被害 (北九州市地域防災計画)	北東進型
11	昭和30年 9月 29日	1955	台風22号 (LOUISE) (ルイズ台風)	955	-	-	周防灘で高潮災害 (福岡県地域防災計画) 山口で高潮災害 (福岡管区気象台要報)	北進型
12	昭和30年 10月 4日	1955	台風23号 (MARGE)	985	-	-	山口で高潮災害 (福岡管区気象台要報)	北西進型
13	昭和31年 8月 16日	1956	台風 9号 (BABS)	965	-	-	福岡・山口で高潮災害 (福岡管区気象台要報)	北東進型
14	昭和31年 9月 9日	1956	台風12号 (EMMA)	950	-	-	福岡・山口で高潮災害 (福岡管区気象台要報)	北北東進型
15	昭和34年 7月 13日 ~ 7月 16日	1959	台風5号	990	-	0.23	台風による被害 (北九州市地域防災計画)	北東進型
16	昭和34年 9月 17日	1959	台風14号 (SARAH) (宮古島台風)	950	-	0.54	福岡で高潮災害 (福岡管区気象台要報)	北東進型
17	昭和40年 8月 6日	1965	台風15号 (JEAN)	960	-	0.65	周防灘で高潮災害 (福岡県地域防災計画)	北北東進型
18	昭和45年 8月 21日	1970	台風10号 (ANITA)	960	-	0.16	山口で高潮災害 (福岡管区気象台要報)	北西進型
19	昭和46年 8月 5日	1971	台風第19号	950	-	0.59		北進型
20	昭和51年 9月 13日	1976	台風17号	965	-	0.74	台風による被害 (北九州市地域防災計画) 浸水被害 (行橋市地域防災計画)	北北東進型
21	昭和53年 9月 15日	1978	台風18号	975	-	0.49	台風による被害 (北九州市地域防災計画)	北東進型
22	昭和55年 9月 11日	1980	台風13号	972	-	0.51	浸水被害 (行橋市地域防災計画)	北進型
23	昭和60年 8月 31日	1985	台風13号	975	-	0.39	台風による被害 (北九州市地域防災計画)	北東進型
24	平成3年 9月 14日	1991	台風17号 (KINNA)	980	-	0.76	台風による被害 (北九州市地域防災計画) 台風による被害苅田町地域防災計画	北東進型
25	平成3年 9月 27日	1991	台風19号 (MIRILLIC) (リロング台風)	945	-	0.87	台風による被害 (北九州市地域防災計画) 台風による被害 (上毛町地域防災計画)	北東進型
26	平成4年 8月 8日	1992	台風10号	975	-	0.80		北北東進型
27	平成5年 9月 3日	1993	台風13号	955	-	0.23	台風による被害 (行橋市地域防災計画) 海岸部で浸水被害 (吉富町地域防災計画)	北北東進型
28	平成8年 9月 3日	1996	台風12号	965	-	0.70		北東進型
29	平成11年 9月 24日	1999	台風18号 (BART)	950	-	0.94	周防灘沿岸で高潮災害 (福岡県地域防災計画)、台風による被害 (北九州市 地域防災計画・苅田町地域防災計画・吉富町地域防災計画)	北東進型
30	平成14年 8月 31日	2002	台風15号 (RUSA)	955	-	0.39	台風による被害 (北九州市地域防災計画)	北進型
31	平成16年 8月 30日	2004	台風16号 (CHABA)	965	-	0.06	台風による被害 (北九州市地域防災計画) 高潮による被害 (豊前市地域防災計画)	北東進型
32	平成16年 9月 7日	2004	台風18号 (SONGDA)	945	-	0.93	台風による被害 (北九州市地域防災計画)	北東進型
33	平成16年 10月 20日	2004	台風23号	955	-	0.21	高潮による被害 (行橋市地域防災計画) 台風による被害 (北九州市地域防災計画・豊前市地域防災計画)	北東進型
34	平成17年 9月 6日	2005	台風14号 (NABI)	965	-	0.54		北進型
35	平成18年 9月 17日	2006	台風13号	965	-	0.57	台風による被害 (北九州市地域防災計画) 農作物被害 (豊前市地域防災計画)	北北東進型
36	平成19年 7月 14日	2007	台風4号	960	-	0.27	台風による被害 (豊前市地域防災計画)	北東進型
37	平成19年 8月 2日	2007	台風5号	975	-	0.39	浸水被害 (行橋市地域防災計画)	北進型
38	平成24年 9月 16日 ~ 9月 17日	2012	台風16号 (SANBA)	940	0.55	0.29		北進型
39	平成26年 10月 9日 ~ 10月 13日	2014	台風19号	975	0.60	0.36		北東進型
40	平成27年 8月 23日 ~ 8月 25日	2015	台風15号	955	1.24	0.13	台風による被害 (北九州市地域防災計画)	北北東進型

主要台風は、「福岡管区気象台要報」、沿岸自治体の地域防災計画書、並びに福岡県地域防災計画書にて高潮被害等の記載があるもの、あるいは苅田港・門司で0.5m以上の高潮偏差が生じたものとした。
上記データは気象庁ベストトラックデータを基本とする。ただし、1950年以前は以下※1～※3の資料より整理した。
※1: 「1828年シーボルト台風 (子年の大風) と高潮」 小西達男、2010年気象学会
※2: 「有明海の高潮について」 篠原 謙爾、第八回海岸工学講演会論文集 昭和36年9月
※3: 「台風経路図30年集 - 1940-1970」 財団法人日本気象協会 1973

【資料編 1-8】 行橋市の人口・世帯数等(国政調査)

行橋市の人口・世帯数等（2020年国政調査）

調査年	総人口（男女別）						年齢別人口		
	総数	男	女	2015年の人口（組替）	5年間の人口増減数	5年間の人口増減率	15歳未満	15～64歳	65歳以上
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)
2020年	71,426	34,120	37,306	70,586	840	1.2	9,417	40,160	21,849
2015年	70,586	33,506	37,080	70,468	118	0.2	9,592	41,059	19,770

調査年	年齢別人口			人口構成比			国籍	
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上	日本人	外国人
	(人)	(人)	(人)	(%)	(%)	(%)	(人)	(人)
2020年	9,417	40,160	21,849	13.2	56.2	30.6	70,778	648
2015年	9,592	41,059	19,770	13.6	58.3	28.1	70,002	325

調査年	世帯							
	総世帯	一般世帯	施設等の世帯	2015年の世帯数（組替）	一般世帯	うち単独世帯	うち65歳以上の単独世帯	夫65歳以上妻60歳以上夫婦のみ世帯
	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)
2020年	30,477	30,405	72	28,648	30,405	9,958	4,132	4,435
2015年	28,648	28,582	66	27,634	28,582	8,132	3,637	4,043

調査年	労働力人口			就業者数						
	15歳以上人口	15歳以上労働力人口	労働力率	15歳以上	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業割合	第2次産業割合	第3次産業割合
	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	(%)	(%)
2020年	61,088	36,266	59.4	34,696	810	10,937	22,949	2.3	31.5	66.1
2015年	60,829	32,408	55.9	30,518	876	9,531	19,358	2.9	32.0	65.0

調査年	従業地・通学地による人口						
	通勤者	通学者	昼間人口	昼夜間人口比率	流出人口	流入人口	流出口
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
2020年	31,579	8,616	64,319	90.0	18,621	11,514	7,107
2015年	27,601	3,132	64,607	91.5	16,312	10,333	-

【資料編 1-9】 行橋市の土地利用状況表

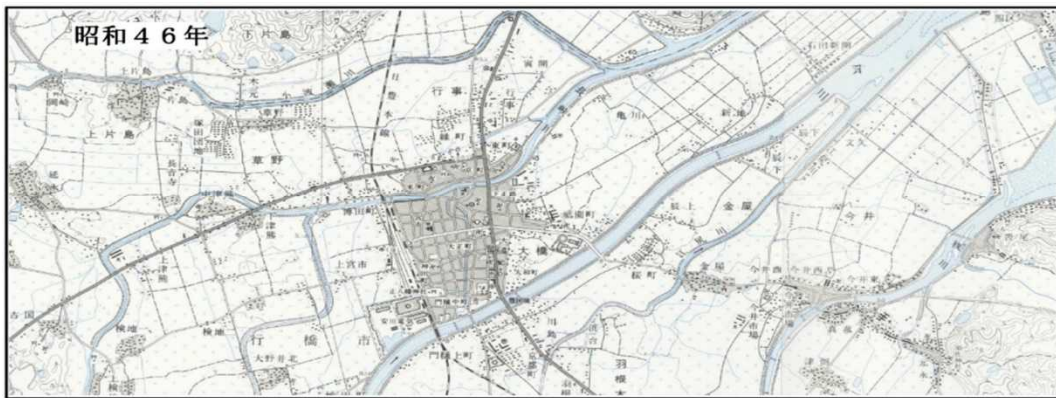
土地利用区別面積

年月	全面積 (ha)	農地			森林			
		合計	田	畑	合計	国有 林	民有 林	原野 等
令和6 年3月	7,006	1,961	1,760	201	1,266	0	1,266	0
	割合 (%)	27.9			18.1			
平成29 年3月	7,005	2,079	1,830	249	1,287	0	1,287	0
	割合 (%)	29.7			18.4			

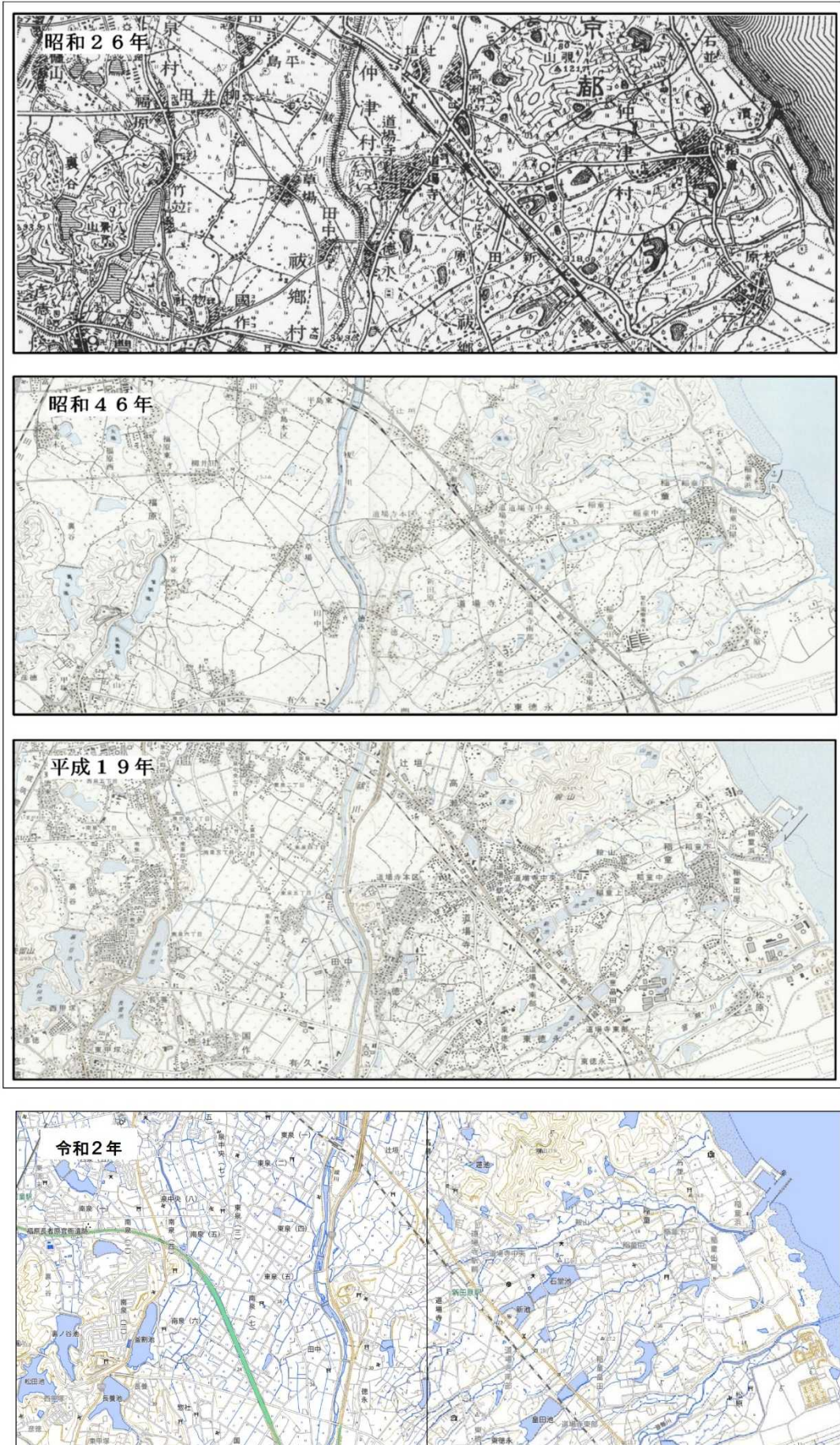
年月	水面・河川・水路				道路				宅地			その 他	うち 市街 地	
	合計	水 面	河 川	水 路	合計	一般 道路	農 道	林 道	合計	住宅 地	工業 用地			その 他宅 地
令和6 年3月	335	86	152	97	852	584	266	2	1,574	1,122	77	371	1,018	702
	4.8				12.2				22.5				14.5	10.0
平成29 年3月	337	86	152	99	847	583	263	2	1,517	1,083	67	367	937	649
	4.8				12.1				21.7				13.4	9.3

【資料編 1-10】 土地利用変遷図

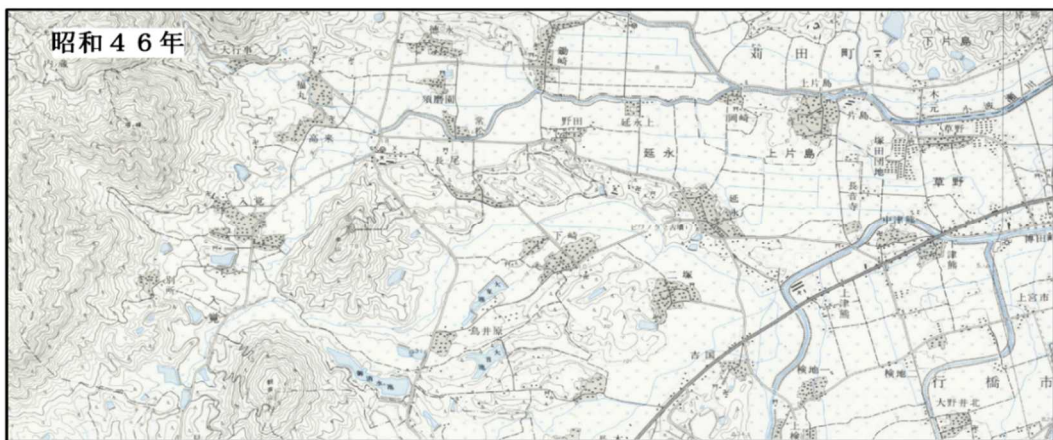
1-10-1「土地利用変遷図(市中心部)」



1-10-2「土地利用変遷図(市南部)」



1-10-3「土地利用変遷図(市西部)」



【資料編 1-11】 行橋市の都市公園一覧表

（令和3年3月31日現在）

番号	都市計画 番号	公園種目	公園名	所在地（行橋市）	面積 h a
1	2-2-5001	街区公園	神田町園	神田町 426	0.09
2	2-2-5002	街区公園	上宮市公園	西宮市 5丁目 445 番外 3 筆	0.22
3	2-2-5003	街区公園	辰公園	大字金屋字辰 721-3	0.10
4	2-2-4	街区公園	長浜公園	行事 4 丁目 341	0.99
5	2-2-5005	街区公園	今井公園	大字今井 1821-2	0.17
6	2-2-5006	街区公園	今元公園	大字元永字新開 723-1	0.34
7	2-2-5007	街区公園	草野公園	大字草野字中花松 56-2	0.11
8	5-5-5001	総合公園	行橋総合公園	大字今井字陣山	21.30
9		街区公園	前田ヶ丘中央公園	大字上検地字ヒヤケ 1980-67	0.38
10		街区公園	元永公園	大字元永字山本 280-56 外 2 筆	0.14
11		街区公園	わんぱく三共公園	北泉 4 丁目 2053-35 外 4 筆	0.12
12		街区公園	八景山 1 号公園	南泉 3 丁目 1886-133	0.71
13		街区公園	八景山 2 号公園	南泉 3 丁目 946-81 外 5 筆	0.26
14		都市緑地	八景山緑地 1 号公園	南泉 3 丁目 1886-43	0.19
15		都市緑地	八景山緑地 2 号公園	南泉 3 丁目 898-26	0.78
16		街区公園	モニュメントの森公園	大字今井字陣山 3670-9	0.51
17		街区公園	大橋公園	大橋 1 丁目 2255-2	0.31
18		街区公園	桜町公園	南大橋 2 丁目 1167-1 外 1 筆	0.13
19		街区公園	中央公園	中央 1 丁目 2360 外 8 筆	0.14
20		街区公園	行事さくら公園	行事 6 丁目 258-1 外 1 筆	0.91
21		街区公園	こすもす公園	大字下稗田 1346-48	0.10
22		街区公園	ひまわり公園	大字下稗田 1666-25	0.14
23		街区公園	さくら公園	大字下稗田 1673-14 外 1 筆	0.20
24		街区公園	もくせい公園	大字下稗田 1529-40	0.16
25		街区公園	野鳥公園	大字下稗田 1615-21 外 2 筆	0.64
26		街区公園	行事花園公園	行事 3 丁目 293-3 外 3 筆	0.14
27		街区公園	ふんすい公園	西宮市 1 丁目地内	0.28
28		街区公園	井尻川公園	西宮市 4 丁目地内	0.32
29		街区公園	稲童公園	大字稲童地内	0.32
30		街区公園	ふれあい公園	西宮市 2 丁目地内	0.28
31		街区公園	井尻川桜公園	西宮市 1 丁目地内	0.43
32		街区公園	今川河畔公園	中央 1 丁目地内	0.20
33		街区公園	長井浜公園	大字長井 136-1 外 2 筆	1.14
	街区公園 計		箇所数 30		9.98
	総合公園 計		箇所数 1		21.30
	都市緑地 計		箇所数 2		0.97
	合計		33		32.25

【資料編 1-12】 平成 10 年以降に北部九州地域に被害を与えた気象

九州災害履歴情報データベース（行橋市関連）

年月日	災害名	種類	災害形態	県名	市町村名	被災数	人的被害
平成 11 年 (1999) 6 月 23 日～7 月 3 日	梅雨前線、 低気圧〔御笠川氾 濫、博多駅地下街 水没〕	風水害	河川氾濫、床上 浸水、矢部川・ 遠賀川洪水	福岡県	福岡市、北九州市、芦辺 町	家屋全壊 4	死者 2
平成 11 年 (1999) 9 月 21 日～ 25 日	台風第 18 号〔八代 海高潮〕 平成 11 年 9 月高潮	風水害	高潮・崩壊、床 上浸水、洪水	福岡県	福岡市、北九州市、椎田 町	家屋全壊 5	死者 4
平成 19 年 (2007) 8 月 2～3 日	台風第 5 号	風水害	高潮、床上浸水	福岡県	苅田町		負傷者 1
平成 21 年 (2009) 7 月 24 日～ 26 日	平成 21 年 7 月 中国・九州北部豪 雨	風水害・ 火災	崖崩れ、地すべ り、床上浸水、 六角川洪水	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県	福岡市、春日市、那珂川 町、大野城市、筑紫野 市、太宰府市、宇美町、 篠栗町、志免町、須恵 町、粕屋町、久山町、前 原市、広川町、柳川市、 北九州市、岡垣町、久留 米市、小郡市、 行橋市 、 苅田町 、前原市、筑後 市、北九州市、飯塚市、 嘉麻市、桂川町、直方 市、小竹町、鞍手町、宮 若市、田川市、福智町	家屋全壊 13	死者 10
平成 22 年 (2010) 7 月 10 日～ 14 日	梅雨前線による大 雨	風水害	崖崩れ、河川決 壊、家屋全壊	福岡県	福岡市、大野城市、春日 市、那珂川町、筑紫野 市、広川町、筑後市、 北 九州市 、遠賀町、久留米 市、朝倉市、小郡市、 行 橋市 、 苅田町 、飯塚市、 嘉麻市、直方市、小竹 町、糸島市、 みやこ町 、 桂川町、福智町	家屋全壊 5 崖崩れ 568	
平成 24 年 (2012) 4 月 2 日～3 日	暴風	風水害	強風	福岡県	北九州市	家屋一部損壊 17	負傷者 11
平成 24 年 (2012) 7 月 11 日～ 14 日	平成 24 年 7 月 九州北部豪雨	風水害	土砂崩れ、崖崩 れ、河川決壊	福岡県	筑紫野市、大木町、 みや こ町 、直方市、飯塚市、 田川市、嘉麻市、桂川 町、直方市、香春町、添 田町、川崎町、赤村、久 留米市、うきは市、朝倉 市、大刀洗町、柳川市、 八女市、 みやま市 、筑後 市、広川町	家屋全壊 119 床上浸水 1,513	死者 4
平成 29 年 (2017) 7 月 5 日～ 7 月 6 日	平成 29 年 7 月 九州北部豪雨	風水害	住家・人的被 害・筑後川洪水	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県	北九州市、芦屋町、嘉麻 市、添田町、久留米市、 うきは市、朝倉市、東峰 村	家屋全壊 287 床上浸水 22	死者 37 行方不明 2
平成 30 年 (2018) 7 月 5 日～ 7 月 8 日	平成 30 年 7 月 豪雨・台風 第 12 号	風水害	住家・人的被 害・六角川洪水	福岡県	福岡市、筑紫野市、大野 城市、北九州市、 みやこ 町 、 築上町 、直方市、飯 塚市、田川市、宮若市、	家屋全壊 19 床上浸水 929	死者 4

年月日	災害名	種類	災害形態	県名	市町村名	被災数	人的被害
2年(2020) 7月3日～ 31日	令和2年7月豪雨	風水害	洪水、土砂災害	福岡県	嘉麻市、小竹町、鞍手町、添田町 北九州市、大牟田市、八女市、みやま市、久留米市、柳川市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、大刀洗町、大木町	家屋全壊 14 床上浸水 301、682	死者 2

【資料編 1-13】 主な既往災害一覧表

九州災害履歴情報データベース 参照(福岡県関連)

年月日	災害名	災害の種類	災害形態	市町村名	被災数	人的被害
679 天武7年1月	筑紫地震 (M6.5~7.5)	地震	家屋倒壊、地割れ	久留米市、日田市	-	-
1620 元和6年	洪水	風水害	不作、遠賀川洪水	水巻町	-	-
1695 元禄8年 3月15日	地震	地震	-	-	-	-
元禄8年 4月25~26日	筑後地震(仮称) 震度6以上	地震	-	-	-	-
1696 元禄9年 2月16日	地震	地震	-	-	-	-
元禄9年2月18日	地震	地震	-	-	-	-
元禄9年2月24日	久留米地方地震 (仮称) 震度6以上	地震	-	久留米市	-	-
元禄9年3月6日	地震	地震	-	-	-	-
1703 元禄16年 6月22日	地震	地震	温泉埋没	-	-	-
1705 宝永2年 3月28日	久留米地方地震 (仮称) 震度6以上	地震	-	久留米市	-	-
1705 宝永2年 4月13日	久留米地方地震 (仮称)震度5	地震	-	久留米市	-	-
1705 宝永2年 4月23日	久留米地方地震 (仮称)震度5	地震	-	久留米市	-	-
1706 宝永3年 11月26日	地震 震度5	地震	-	久留米市、柳川市	-	-
1707 宝永4年 10月28日	宝永地震 (M8.6)	地震・津波	津波、家屋倒壊	久留米市、柳川市	家屋倒壊 60,000 (全体)	死者 4,900~ 20,000 (全体)、 死者 139
1723 享保8年 12月19日	肥後・豊後・筑 後地震 (M6.5)	地震	家屋倒壊	柳川市	家屋倒壊 980 (熊本県)	死者 2、負傷者 25 (熊本県)
1728 享保13年 7月9日	地震	地震	-	-	-	-
1734 享保19年 4月23日	地震	地震	-	-	-	-
1758 宝歴8年 9月27日	地震	地震	-	-	-	-
1762 宝歴12年 4月5日	地震	地震	-	-	-	-
1762 宝歴12年 10月17日	地震	地震	-	-	-	-
1762 宝歴12年 10月18日	土佐地震(仮称)	地震	-	-	-	-
1767 明和4年 8月22日	地震	地震	-	-	-	-
1769 明和6年 8月9日	地震	地震	-	-	-	-
1769 明和6年 8月29日	日向灘地震 (M7.75)	地震・津波	山崩れ、橋梁 損壊、家屋倒 壊、城崩壊、 石垣崩壊	久留米市	-	-
1777 安永6年 2月16日	地震	地震	-	-	-	-

年月日	災害名	災害の 種類	災害形態	市町村名	被災数	人的被害
1778 安永7年 2月14日	石見地震(仮称) M6.5	地震	-	-	-	-
1778 安永7年 10月3日	地震	地震	-	-	-	-
1840 天保11年 5月14日	地震	地震	-	-	-	-
1841 天保11年 1月1日	地震	地震	-	-	-	-
1841 天保12年 11月3日	宇和島地震(仮称) M6.0	地震	-	-	-	-
1843 天保14年 2月21日	地震	地震	-	-	-	-
1844 弘化元年 5月8日	地震	地震	-	-	-	-
1844 弘化元年 6月24日	地震	地震	-	-	-	-
1844 弘化元年 10月21日	地震	地震	-	-	-	-
1844 弘化元年 10月25日	地震	地震	-	-	-	-
1848 弘化4年 1月10日	筑後地震 (M5.9)	地震	家屋倒壊	柳川市	-	-
1848 弘化4年 1月25日	熊本地震(仮称)	地震	石垣・壁崩壊	熊本市	-	-
1849 嘉永2年 8月7日	地震	地震	-	-	-	-
1854 安政元年 4月19日	地震	地震	-	-	-	-
1854 安政元年 12月24日	安政南海地震 (M8.4)	地震・ 津波	崩壊・山崩れ	-	-	-
1854 安政元年 12月25日	地震	地震	-	-	-	-
1856 安政3年 11月8日	地震	地震	-	-	-	-
1857 安政4年 2月16日	地震	地震	-	柳川市	-	-
1857 安政4年 6月8日	地震	地震	-	-	-	-
1857 安政4年 10月12日	地震 (震度5~6)	地震	-	福岡県 大分県	-	-
1858 安政5年 1月6日	地震	地震	-	-	-	-
1859 安政6年 6月24日	地震	地震	-	-	-	-
1859 安政6年 10月6日	地震	地震	-	-	-	-
1859 安政6年 10月12日	地震	地震	-	-	-	-
1862 文久2年 5月23日	地震	地震	-	-	-	-
1866 慶応2年 5月15日	地震	地震	-	-	-	-
1867 慶応3年 1月27日	地震	地震	-	-	-	-
1871 明治4年 12月2日	地震	地震	-	-	-	-

年月日	災害名	災害の種類	災害形態	市町村名	被災数	人的被害
1872 明治5年 3月14日	島根県浜田地震 (仮称)震度5	地震	-	久留米市	-	-
1872 明治5年 3月16日	地震(震度3)	地震	-	-	-	-
1872 明治5年 3月19日	地震	地震	-	-	-	-
1873 明治6年 5月23日	地震(震度3)	地震	-	-	-	-
1876 明治9年 2月2日	地震	地震	-	-	-	-
1884 明治17年 11月30日	地震	地震	-	-	-	-
1885 明治18年 6月15日～20日	梅雨前線による 大雨	風水害	浸水被害、筑 後川洪水	久留米市、朝倉市、う きは市	瀬ノ下水位2丈5尺5寸 (7.72m)	-
1885 明治18年 11月29日	地震	地震	-	-	-	-
1889 明治22年 7月4日、5日	梅雨前線による 大雨〔明治22 年水害〕 筑後川3大洪水	風水害	家屋倒壊、遠 賀川洪水	久留米市、日田市、遠 賀町	家屋被害57,368(筑後川 流域)、2,196(遠賀川流 域)	死者70(筑後 川流域)、11 (遠賀川流域)
1895 明治28年 7月24日	暴風雨	風水害	家屋倒壊他	福岡県内全域	-	死者429(福岡 県)
1898 明治31年 8月10日、12日	糸島地震 (M6.0、M5.8)	地震	家屋破損、土 蔵破損、神社 破損、土地陥 没・亀裂	糸島市波多江・深江、 福岡市今宿	家屋破損73、土蔵破損 13、神社破損8(福岡 県)	負傷者3(福岡 県)
1900 明治33年 7月6日～11日	梅雨前線による 大雨	風水害	家屋倒壊、遠 賀川洪水	田川郡	家屋倒壊8、浸水家屋 780、堤防決壊55、橋梁 破壊26(田川郡)	死者1(田川 郡)
1904 明治37年 6月24日、25日	梅雨前線による 大雨	風水害	家屋倒壊、遠 賀川洪水	遠賀川流域	家屋倒壊2、家屋埋没1、 床上浸水550(遠賀川流 域)	死者1(遠賀川 流域)
1905 明治38年 7月25日、26日	梅雨前線による 集中豪雨〔明治 38年水害〕	風水害	家屋流失、遠 賀川洪水	遠賀川流域	家屋流失倒壊163、浸水 家屋21,000以上(遠賀川 流域)	死者12(遠賀 川流域)
1914 大正3年 6月18日～25日	梅雨前線による 大雨	風水害	家屋浸水、筑 後川洪水	朝倉市、久留米市 福岡県・佐賀県・大分 県	浸水家屋2,400(三井 郡)230(朝倉郡)200 (久留米市)2,300(三潞 郡)	-
1915 大正4年 11月24日	遠賀川地震(仮 称)震度4	地震	-	北九州市門司区	-	-
1920 大正9年 12月19日～20日	有明海沿岸地震 (仮称)震度3	地震	-	筑後市羽犬塚	-	-
1921 大正10年 6月	大雨・大正10 年水害・筑後川 3大洪水	風水害	家屋浸水、筑 後川・矢部川 洪水	久留米市、朝倉市、う きは市	家屋被害11,620(筑後川 中下流)	-
1921 大正10年 8月9日	門司地震(仮称) 震度3	地震	-	北九州市門司区	-	-
1928 昭和3年 6月23日～29日	梅雨前線による 大雨	風水害	家屋浸水、筑 後川・矢部 川・菊池川洪 水	久留米市、朝倉市、高 瀬町	床上浸水609(久留米 市)1,125(三井郡) 1,900(三潞郡)2,690 (朝倉郡)、家屋被害 14,434(筑後川中下流) 浸水家屋800(高瀬町)	-
1929 昭和4年 1月	福岡県南部地震 (仮称) M5.5	地震	壁の亀裂、崖 崩れ	-	-	-
1929 昭和4年 8月4日	彦島西方沖地震 (仮称) 震度3	地震	-	北九州市門司区	-	-

年月日	災害名	災害の種類	災害形態	市町村名	被災数	人的被害
1929 昭和4年 8月8日	福岡県西部地震 (M5.1)	地震	壁の亀裂、崖崩れ、山崩れ	糸島市雷山・二丈吉井、福岡市早良区、太宰府市水城	-	-
1930 昭和5年 2月5日、7日	福岡県西部地震 (M5.0)	地震	壁の亀裂、崖崩れ	糸島市雷山、福岡市早良区	-	-
1932 昭和7年 7月21日	関門海峡付近地震(仮称)震度2	地震	-	北九州市門司区	-	-
1932 昭和7年 9月29日	玄界灘地震(仮称)震度3	地震	-	宗像市大島	-	-
1933 昭和8年 6月16日～18日	大刀洗地震(仮称)震度2	地震	-	大刀洗町、小郡市	-	-
1934 昭和9年 4月28日	脊振山地震(仮称)震度3	地震	-	福岡県内全域	-	-
1935 昭和10年 6月23,24日	大雨 昭和10年水害	風水害	家屋浸水、筑後川・遠賀川・菊池川洪水、地すべり、田畑埋没	筑後川、遠賀川	家屋被害 30,858 (筑後川中下流)	死者 36
1935 昭和10年 7月17日	山口県西部地震(仮称)震度3	地震	-	福岡県内全域	-	-
1935 昭和10年 11月23日	福岡県南東部地震(仮称)震度2	地震	-	東峰村、朝倉市、福岡市、添田町	-	-
1941 昭和16年 6月25～29日	大雨〔昭和16年水害〕	風水害	家屋被害、筑後川・遠賀川洪水	朝倉市、久留米市、うきは市 福岡県・佐賀県・大分県	家屋被害 4,235 (筑後川中下流)	死者 55
1946 昭和21年 7月	梅雨前線による大雨	風水害	浸水、矢部川洪水	矢部川流域	浸水面積 10,845ha (矢部川)	-
1953 昭和28年 6月23日～30日	梅雨前線による大雨〔西日本大水害、白川大水害、門司・小倉の崩壊、筑後川水害〕、筑後川3大洪水	風水害	河川氾濫、斜面崩壊、土石流、地すべり	各県内全域	住家全壊 5,699、半壊 11,671、床上浸水 199,979、浸水 254,664 (全体)	死者 748、行方不明者 265、負傷者 2,720 (全体)
1963 昭和38年 6月29日～ 7月1日	北部九州集中豪雨・早良災害	風水害	浸水、家屋倒壊、停電、嘉瀬川洪水	福岡市早良区	山腹崩壊 155、家屋流出 768 (早良区) 家屋の流失及び全・半壊 115、床上・床下浸水 1,274 (嘉瀬川関係市町村)	死者 3 (早良区)、13 (嘉瀬川流域)
1973 昭和48年 7月31日	筑紫豪雨	風水害	土砂崩れ洪水	春日市、篠栗町	土砂崩れ 3	死者 6
1978 昭和53年 5月～翌年3月	少雨〔昭和53年渇水〕	風水害	渇水	福岡市等	筑後川関連流域 (6市6町)	-
1979 昭和54年 6月10日～ 7月2日	梅雨前線による大雨	風水害	山・崖崩れ、土石流、筑後川・遠賀川	-	床上浸水 1,901 (遠賀川流域) 他	死者 1 (遠賀川流域)
1980 昭和55年 7月7日～12日	台風第26号	風水害	家屋流失、遠賀川洪水	遠賀川流域	家屋流失 1、床上浸水 21、田畑冠水 790ha (遠賀川流域)	死者 1 (遠賀川流域)
1980 昭和55年 8月28日～31日	豪雨、台風第12号	風水害	山・崖崩れ、土石流、床上浸水、筑後川・遠賀川	熊本市、玉名市、山鹿市	床上浸水 713 (筑紫川流域)、331 (遠賀川流域)	死者 4 (遠賀川流域)
1985 昭和60年 6月22日～28日	梅雨前線による大雨	風水害	山・崖崩れ、筑後川・遠賀川洪水	遠賀川流域	床上浸水 61 (筑後川流域)、家屋全壊 3、床上浸水 83 (遠賀川流域)	死者 1 (遠賀川流域)

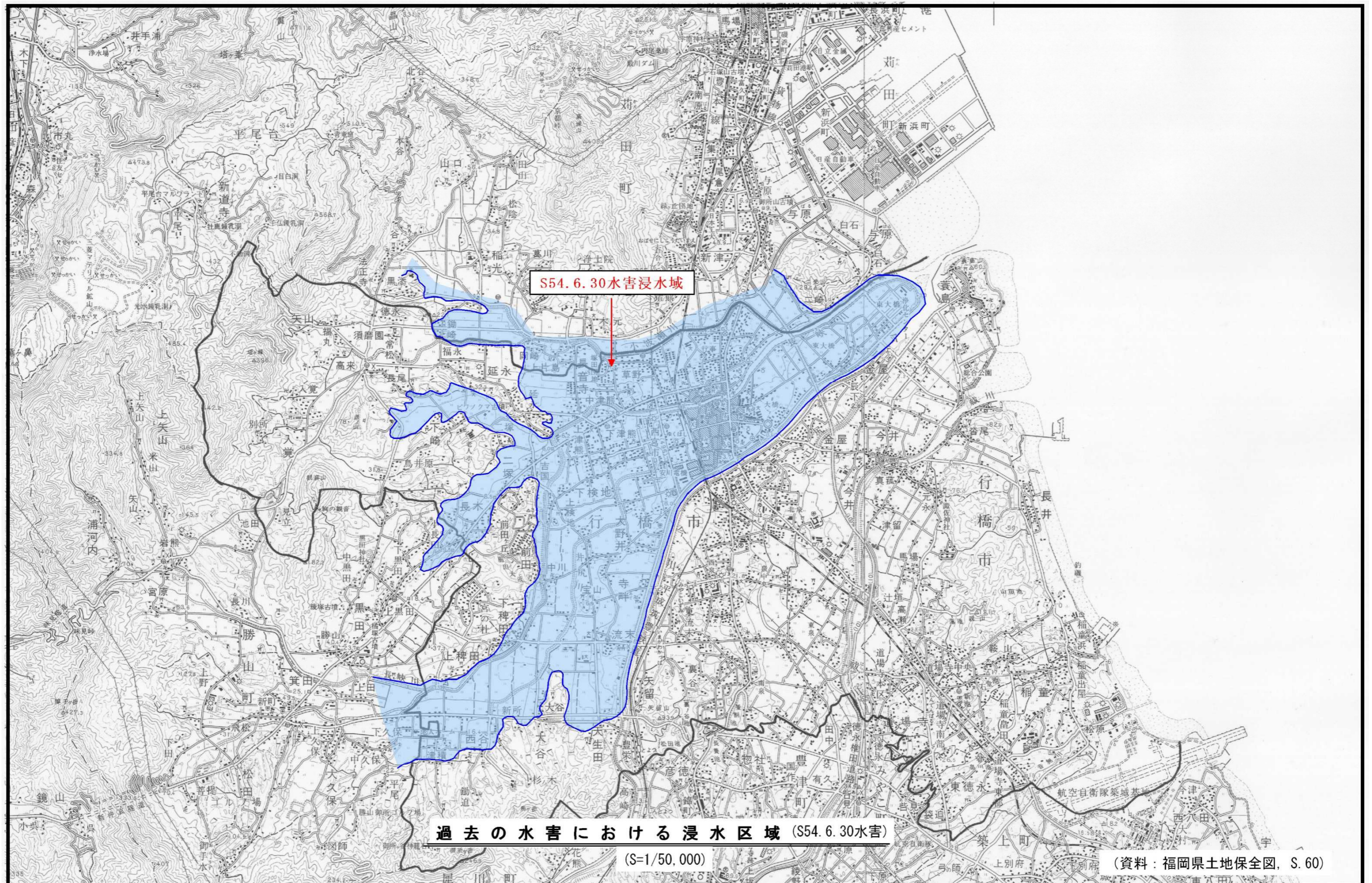
年月日	災害名	災害の種類	災害形態	市町村名	被災数	人的被害
1985 昭和60年 8月3日、31日	台風第13号、 高潮	風水害	高潮、斜面崩壊、床上浸水、筑後川・矢部川洪水	有明海沿岸、筑後川流域	床上浸水487（筑後川流域）他	死者3
1991 平成3年 9月30日	前線による大雨、台風第17、18、19号	風水害	大規模崩壊、土石流、筑後川風倒木流出	各県内全域	風倒木面積19,000ha、風倒木本数1,500万本（夜明上流域）	死者11
1993 平成5年 9月2日～4日	台風第13号	風水害	土石流、斜面崩壊、床上浸水、洪水	各県内全域	床上浸水937（筑後川流域）	死者1
1994 平成6年 7月～翌年6月	少雨〔平成6年 7月～翌年6月 渇水〕	風水害	渇水	福岡市、太宰府市、大野城市、筑紫野市、北九州市	筑後川関連流域（5市14町1村）	—
1997 平成9年 7月1日～17日	梅雨前線、低気圧による大雨〔針原川土石流〕	風水害	崩壊、土石流、床上浸水、白川・緑川・菊池川洪水	県内全域	49	死者・行方不明者21（全体）
1997 平成9年 8月3日～13日	前線による大雨、台風第11号	風水害	床上浸水、矢部川洪水	矢部川流域	床上浸水7（矢部川流域）	—
1999 平成11年 6月23日～ 7月3日	梅雨前線、低気圧〔御笠川氾濫、博多駅地下街水没〕	風水害	河川氾濫、床上浸水、矢部川・遠賀川洪水	福岡市、北九州市、芦辺町	家屋全壊4	死者2
1999 平成11年 9月21日～25日	台風第18号〔八代海高潮〕、平成11年9月高潮	風水害	高潮・崩壊、床上浸水、洪水	福岡市、北九州市、椎田町	家屋全壊5 床上浸水352	死者4
2001 平成13年 6月19日～20日	豪雨・遠賀川集中豪雨災害	風水害	河川氾濫・床上浸水	添田町	床上浸水86	なし
2001 平成13年 7月11日	梅雨前線による豪雨	風水害	床上浸水、筑後川・矢部川洪水	筑後川流域	床上浸水62	なし
2003 平成15年 7月18日～21日	前線、低気圧による大雨〔水俣宝川内土石流、7.19福岡水害〕	風水害	土石流、崖崩れ、家屋全壊、床上浸水、遠賀川洪水	宇美川、御笠川、明星寺川水系	1,271	死者・行方不明者23（全体）
2005 平成17年 3月20日	福岡県西方沖地震（M7.0）	地震・火災	斜面崩壊、家屋倒壊他	福岡市、宇美町、古賀市、前原市、老岐市、みやき町	家屋全壊143、半壊352 法面崩壊19 崖崩れ3（大分県） 家屋半壊1（佐賀県） 家屋全壊1（長崎県）	死者1
2005 平成17年 7月1日～11日	梅雨前線による大雨	風水害	崖崩れ	諫早市、日田市、九重町	家屋全壊4（大分県） 床上浸水7（福岡県） 6（長崎県）、22（熊本県）、20（大分県）	死者1（長崎県） 5（大分県）
2006 平成18年 9月16日	台風第13号	風水害	床上浸水、松浦川洪水		家屋全壊2	死者1
2007 平成19年 7月5日～8日	台風第4号と梅雨前線による大雨と暴風	風水害	土砂崩れ、床上浸水、矢部川・白川・緑川洪水	柳川市、みやま市、	家屋全壊1 床上浸水1	
2007 平成19年 8月2～3日	台風第5号	風水害	高潮、床上浸水、山国川洪水	苅田町		負傷者1

年月日	災害名	災害の種類	災害形態	市町村名	被災数	人的被害
2009 平成21年 7月24日～26日	平成21年7月 中国・九州北部 豪雨	風水害・火 災	崖崩れ、地す べり、床上浸 水、六角川洪 水	福岡市、春日市、那珂 川町、大野城市、筑紫 野市、太宰府市、宇美 町、篠栗町、志免町、 須恵町、粕屋町、久山 町、前原市、広川町、 柳川市、北九州市、岡 垣町、久留米市、小郡 市、行橋市、苅田町、 前原市、筑後市、北九 州市、飯塚市、嘉麻 市、桂川町、直方市、 小竹町、鞍手町、宮若 市、田川市、福智町	家屋全壊13 床上浸水1,318 崖崩れ1,349	死者10
2010 平成22年 7月10日～14日	梅雨前線による 大雨	風水害	崖崩れ、河川 決壊、家屋全 壊	福岡市、大野城市、春 日市、那珂川町、筑紫 野市、広川町、筑後 市、北九州市、遠賀 町、久留米市、朝倉 市、小郡市、行橋市、 苅田町、飯塚市、嘉麻 市、直方市、小竹町、 糸島市、みやこ町、桂 川町、福智町	家屋全壊5 床上浸水195 崖崩れ568	
2012 平成24年 4月2日～3日	暴風	風水害	強風	北九州市	家屋一部損壊17	負傷者11
2012 平成24年 7月11日～14日	平成24年7月 九州北部豪雨	風水害	土砂崩れ、崖 崩れ、河川決 壊	筑紫野市、大木町、み やこ町、直方市、飯塚 市、田川市、嘉麻市、 桂川町、直方市、香春 町、添田町、川崎町、 赤村、久留米市、うき は市、朝倉市、大刀洗 町、柳川市、八女市、 みやま市、筑後市、広 川町	家屋全壊119 床上浸水1,513	死者4
2014 平成26年 7月6日～11日	台風第8号・梅 雨前線による大 雨と暴風	風水害	強風、住家・ 人的被害		床上浸水2	重傷者3
2016 平成28年 4月14日～ 4月16日	平成28年 (2016年)熊 本地震(M6.5・ M7.3)	地震・住家・人的被 風水害			家屋全壊8,667(熊本 県)、10(大分県) 床上浸水114(熊本県) H31.4.12現在	死者270(熊本 県)、3(大分 県)※ H31.4.12現在 ※震災後におけ る災害による負 傷の悪化又は身 体的負担による 疾病により死亡 したと思われる 死者数を含む
2017 平成29年 7月5日～7月6日	平成29年7月 九州北部豪雨	風水害	住家・人的被 害・筑後川洪 水	北九州市、芦屋町、嘉 麻市、添田町、久留米 市、うきは市、朝倉 市、東峰村、白石町、 美里町、和水町、南 小国町、日田市	家屋全壊287 床上浸水22	死者37 行方不明2

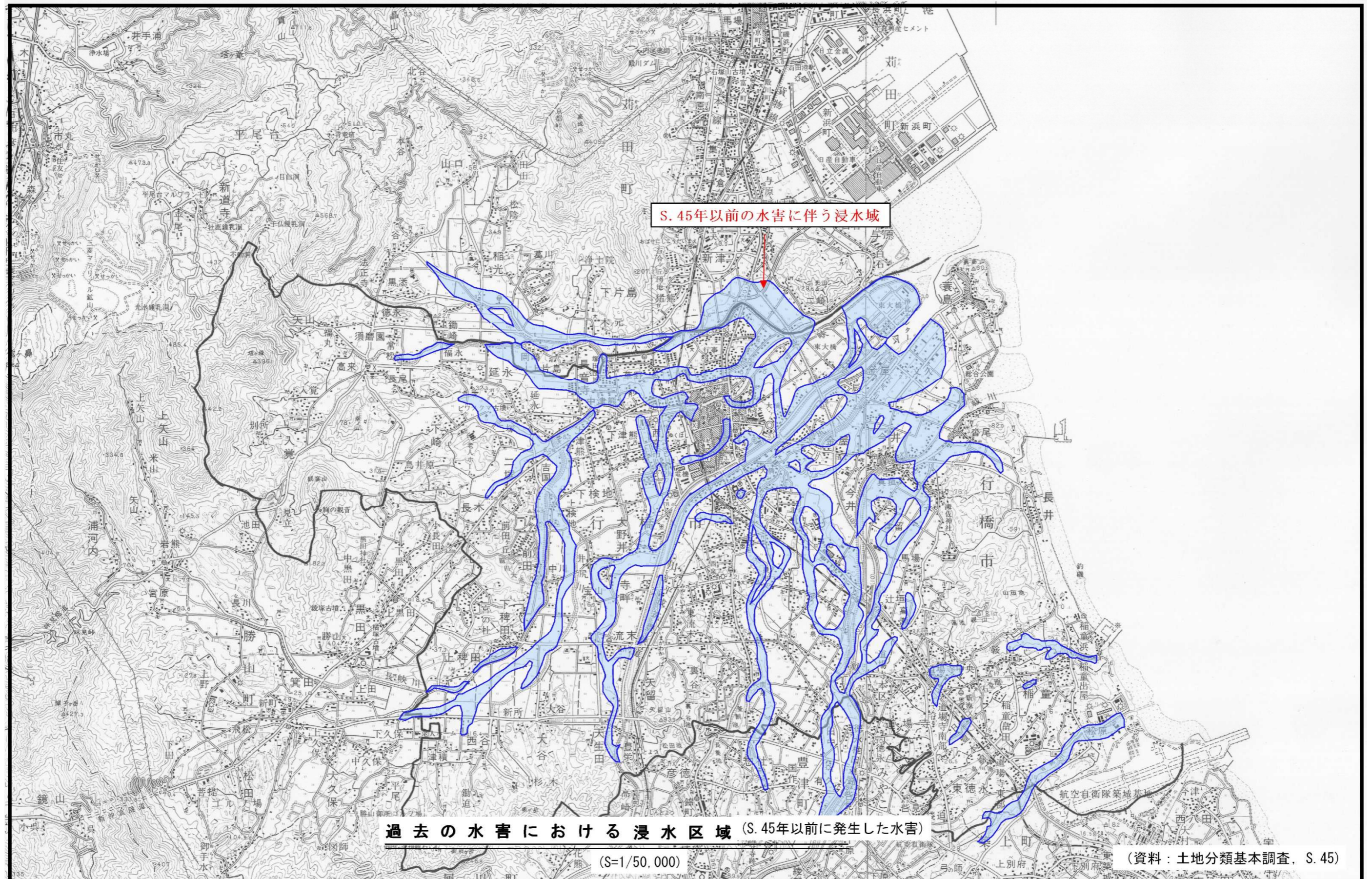
年月日	災害名	災害の種類	災害形態	市町村名	被災数	人的被害
2018 平成30年 7月5日～7月8日	平成30年7月 豪雨・台風第 12号	風水害	住家・人的被害・六角川洪水	福岡市、筑紫野市、大野城市、北九州市、みやこ町、築上町、直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、添田町、久留米市、八女市	家屋全壊 19 床上浸水 929	死者 4
2019 令和元年8 月27日～29日	前線による大雨	風水害	六角川洪水	久留米市、八女市、筑後市、広川町、うきは市	家屋全壊 6 床上浸水 120	死者 1
2020 令和2年7 月3日～31日	令和2年7月豪 雨	風水害	洪水、土砂災害	北九州市、大牟田市、八女市、みやま市、久留米市、柳川市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、大刀洗町、大木町	家屋全壊 14 床上浸水 682	死者 2

【資料編 1-14】 過去の水害における浸水区域図

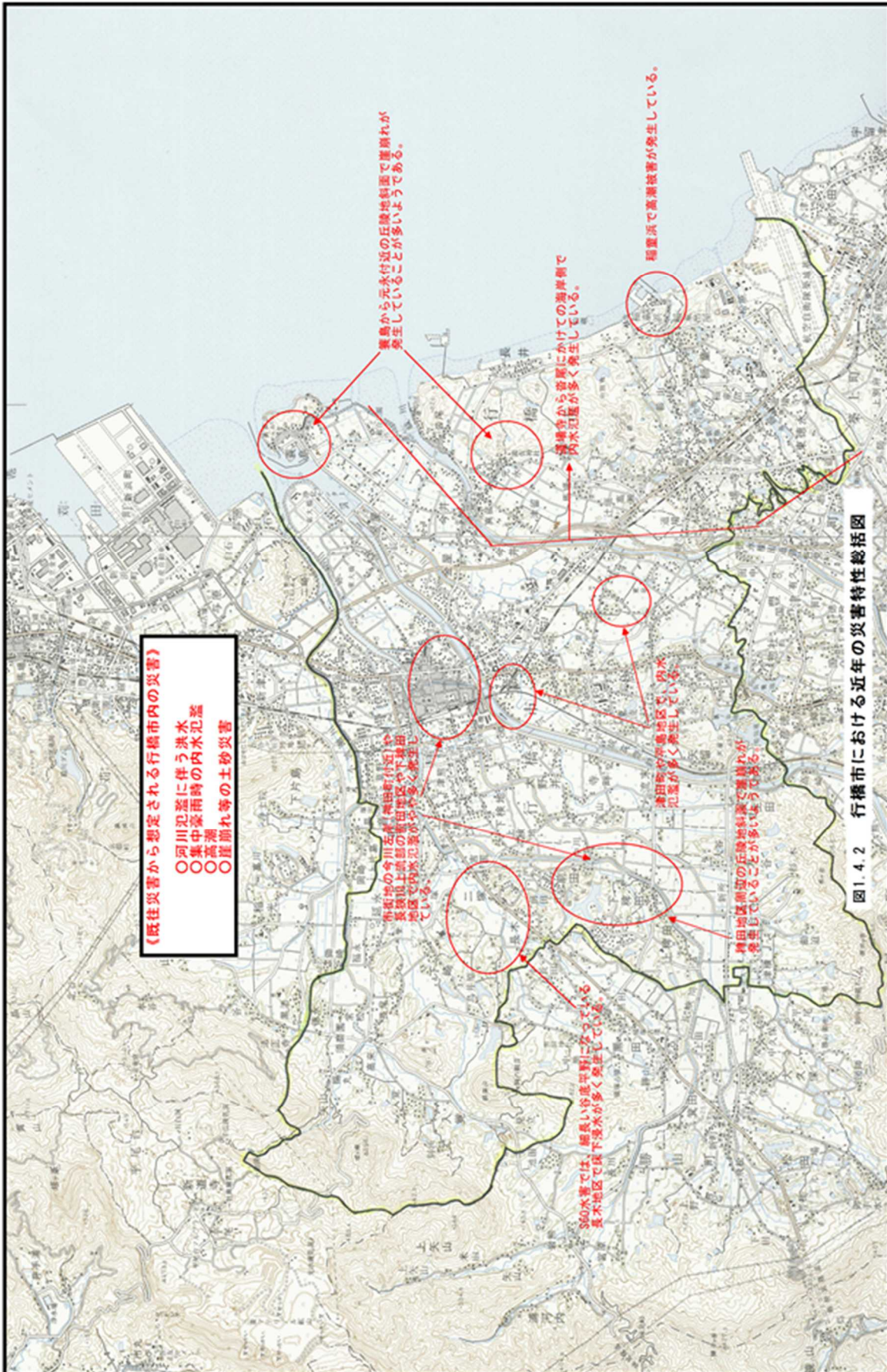
過去の水害における浸水区域(その1)



過去の水害における浸水区域(その2)



【資料編 1-15】 近年の土砂災害特性総括図



【資料編 1-16】 昭和 54 年 6 月 30 日の水害

◆昭和 54 年 6 月 30 日水害時の降雨状況

図 1.1～図 1.2 に昭和 54 年 6 月 30 日水害時の日雨量及び時間の推移を示すが、雨は 6 月 26 日の夕刻から降り始め、6 月 27 日までに約 260mm の雨が降っている。6 月 28・29 日には一旦雨は小降りになったが、6 月 30 日に入ると時間雨量 20mm 以上の強い雨が約 8 時間程度続き、河川のはん濫を引き起こす結果となっている。降り始めからの累積雨量は約 600mm に達している。

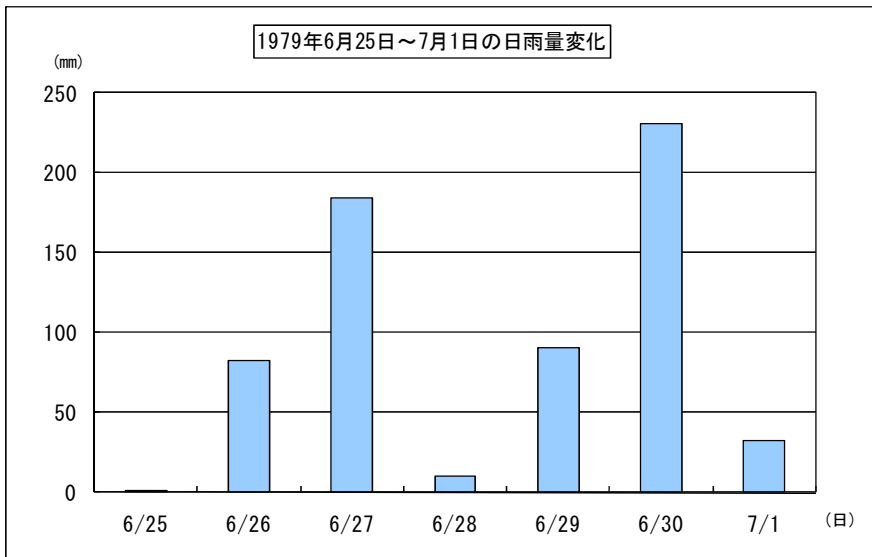


図 1.1 昭和 54 年 6 月 30 日水害時の日雨量の推移

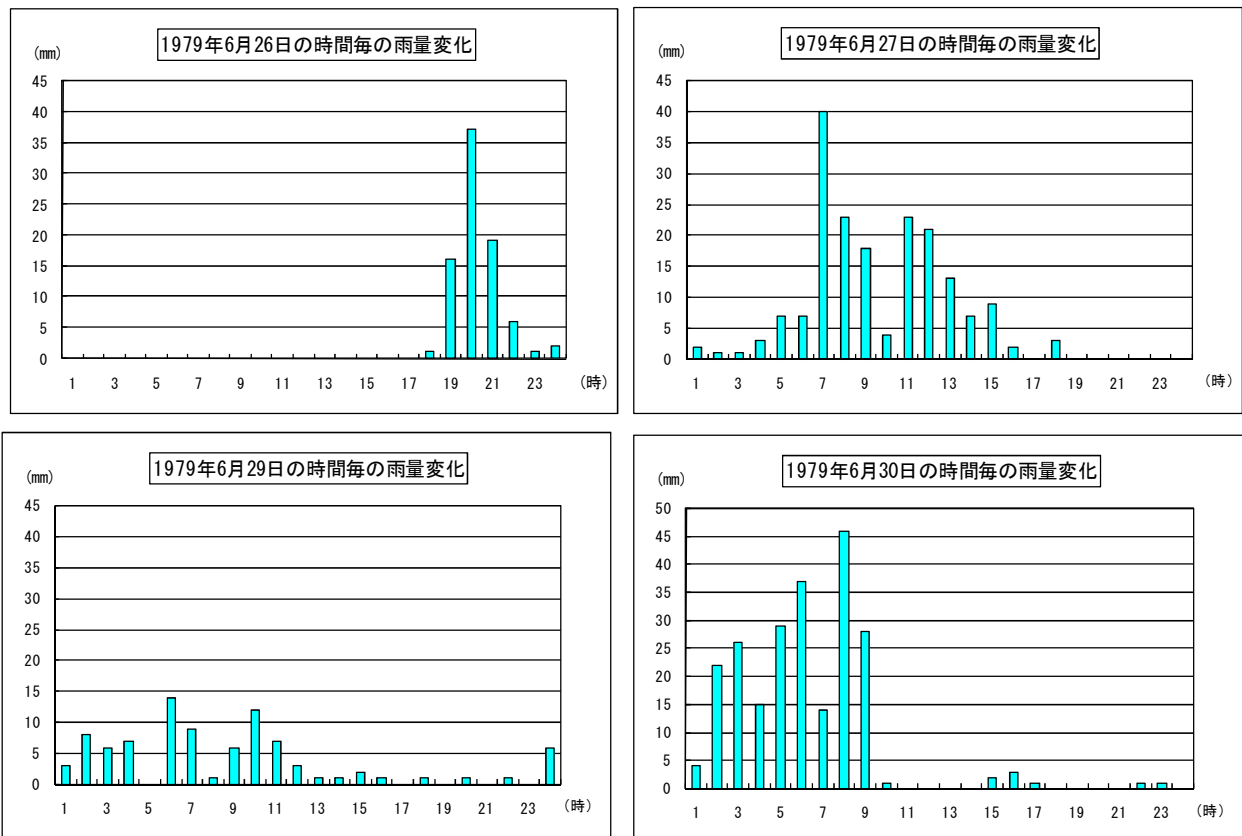


図 1.2 昭和 54 年 6 月 30 日水害時の時間雨量の推移

【資料編 1-17】 福岡県の1961年以降の竜巻被害

発生年	月	日	時刻	発生地区	Fスケール	被害状況						総観測場の主な気象状況	
						死者	負傷者	家屋全壊	家屋半壊	その他	幅(m)		長さ(km)
1961	1	24	13:50	北九州市	F1					看板やネオン広告破損	不明	0.1	寒冷前線
1971	8	23	14:00	久留米市	F2		1	1	10	塙倒壊や自動中破損	30~100	5.0~6.0	寒冷前線
1974	8	11	13:30	福岡市					1				
1976	8	16	05:20	遠賀郡芦屋町	F1~2		5		1	係留中の漁船12隻に被害	200~250	1.5	寒冷前線
1977	9	8	10:20	福岡市	F1					電柱1本倒壊	50	3.0	寒冷前線、台風、寒気移流
1979	8	22	14:00	福岡市	F1		2			ブロック塀倒壊	300	1.0~1.5	停滞前線、台風、暖気移流
1981	6	30	不明	柳川市									停滞前線、局地性じょう乱
1983	6	29	15:00	豊前市			3		18				寒気後流
1985	6	23	14:30	北九州市	F1		3		18	停電5700戸	500~1000	3.0	梅雨前線、暖気移流
1993	6	18	10:15	大牟田市	F1				2		50~70	3.0	停滞前線
1997	10	5	09:40	海上(合津湾)	不明						不明	不明	寒冷前線
1999	8	23	13:30	八女郡黒木町	F1					ビニールハウス2棟倒壊	50	3.5	停滞前線、暖気移流
2004	9	16	14:00	北九州市	F1					自動車が1台飛ばされる	100	2.0	暖気移流、雷雨(熱雷)
2007	9	9	09:54	海上(宗像市沖)	不明						不明	不明	気圧の谷、局地性じょう乱
2008	8	12	16:05	海上(玄界灘)	不明						不明	不明	暖気移流、低気圧
2008	8	12	16:10	福津市	F0						不明	不明	暖気移流、低気圧
2011	8	21	06:10	久留米市	F0		1			ビニールハウス2棟全壊	100	1.2	低気圧
2011	8	21	06:41	福岡市	F1		1				150	5.9	低気圧
2016	8	29	18:15	福岡市	不明				0		不明	不明	寒気の移流
2016	9	28	20:10	筑後市、八女市	JEF2		1	1			400	3.6	停滞前線
2017	6	29	22:00頃	福岡市、糟屋郡新宮町	JEF1						200	1.4	梅雨前線
2018	7	23	18:10	三潞郡大木町	JEF0						60	1.3	雷雨(熱雷)
2021	5	22	6:55頃	海上(福岡県)	不明						不明	不明	気圧の谷

福岡県地域防災計画書（令和5年3月）

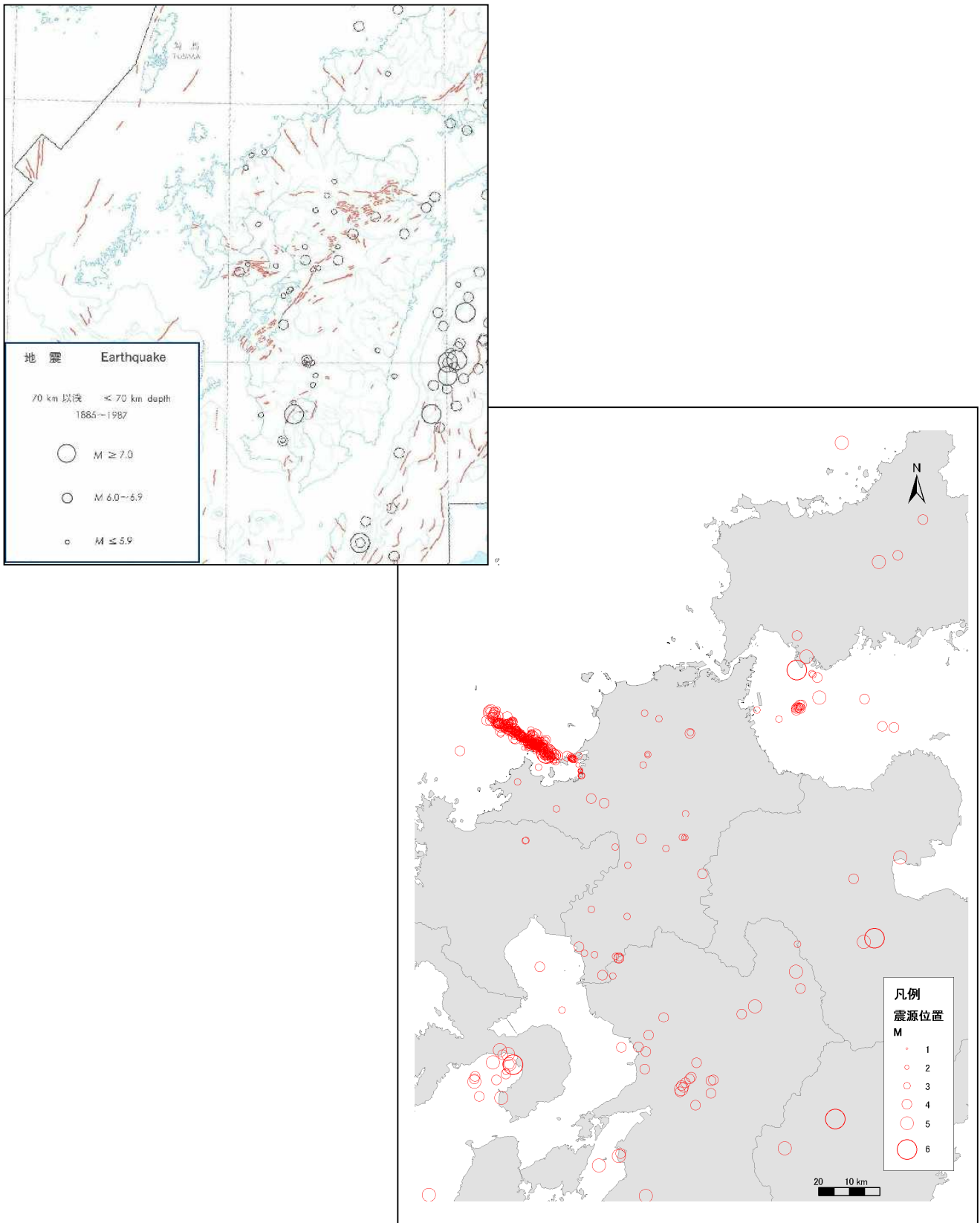
【資料編 1-18】 福岡県付近において発生した地震の概要

年代	名称・地域	震源規模	県及び周辺地域の主な被害等
679年12月	筑 紫	M6.5-7.5	家屋崩壊多数
1700年 4月15日	壱岐・対馬地震	M7.0	壱岐において家屋全壊89
1706年11月26日	筑 後	不明	
1730年 3月12日	対 馬	不明	
1831年11月14日	肥 前	M 6.1	
1848年 1月10日	筑 後	M 5.9	柳川で家屋倒壊
1872[明治 5]年 3月14日	浜田地震	M 7.1	久留米付近で液状化
1898[明治31]年 8月10日	糸島地震	M 6.0	負傷者3、家屋全壊7
1898[明治31]年 8月12日	糸島地震	M 5.8	
1929[昭和 4]年 8月 8日	福岡県南部	M 5.1	家屋半壊1
1930[昭和 5]年 2月 5日	福岡市西部	M 5.0	小がけ崩れ
1941[昭和16]年11月19日	日 向 灘	M 7.2	
1968[昭和43]年 8月 6日	豊後水道	M 6.6	
1991[平成 3]年10月28日	周 防 灘	M 6.0	
1996[平成 8]年10月19日	日 向 灘	M 6.9	
1997[平成 9]年 6月25日	山口県北部	M 6.6	
2005[平成17]年 3月20日	福岡県西方沖	M 7.0	死者1、負傷者1,186 家屋全壊143、半壊352 一部損壊9,190
2005[平成17]年 4月20日	福岡県西方沖	M 5.8	負傷者58、家屋一部破損5等

新編 日本被害地震総覧（1987）

福岡管区気象台資料（1926年以降の記録）

【資料編 1-19】 福岡県近傍で発生した地震の分布状況



福岡県地震に関する防災アセスメント報告書(平成 24 年 3 月)

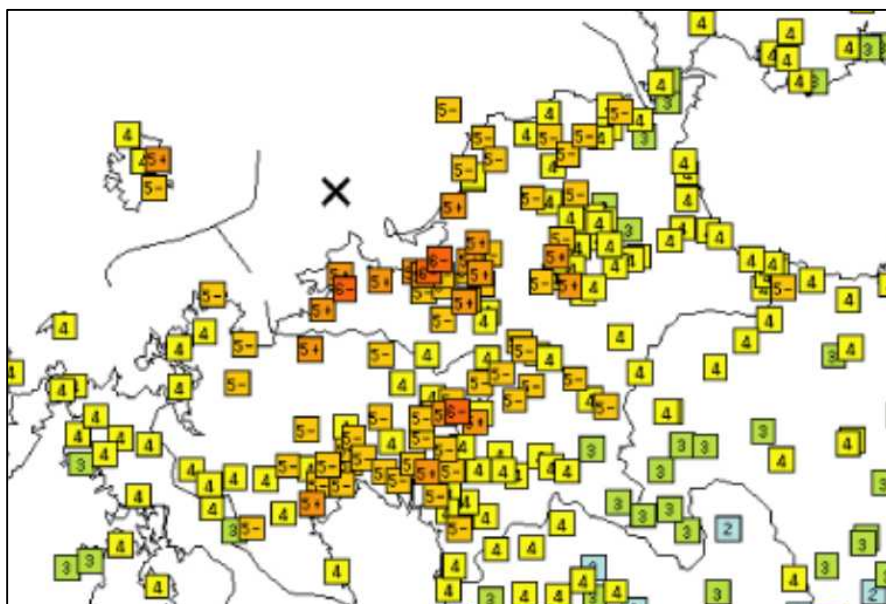
【資料編 1-20】 福岡県西方沖地震による震度分布

◆ 福岡県西方沖地震による震度分布(資料：気象庁 地震・火山月報)

【福岡県西方沖地震】

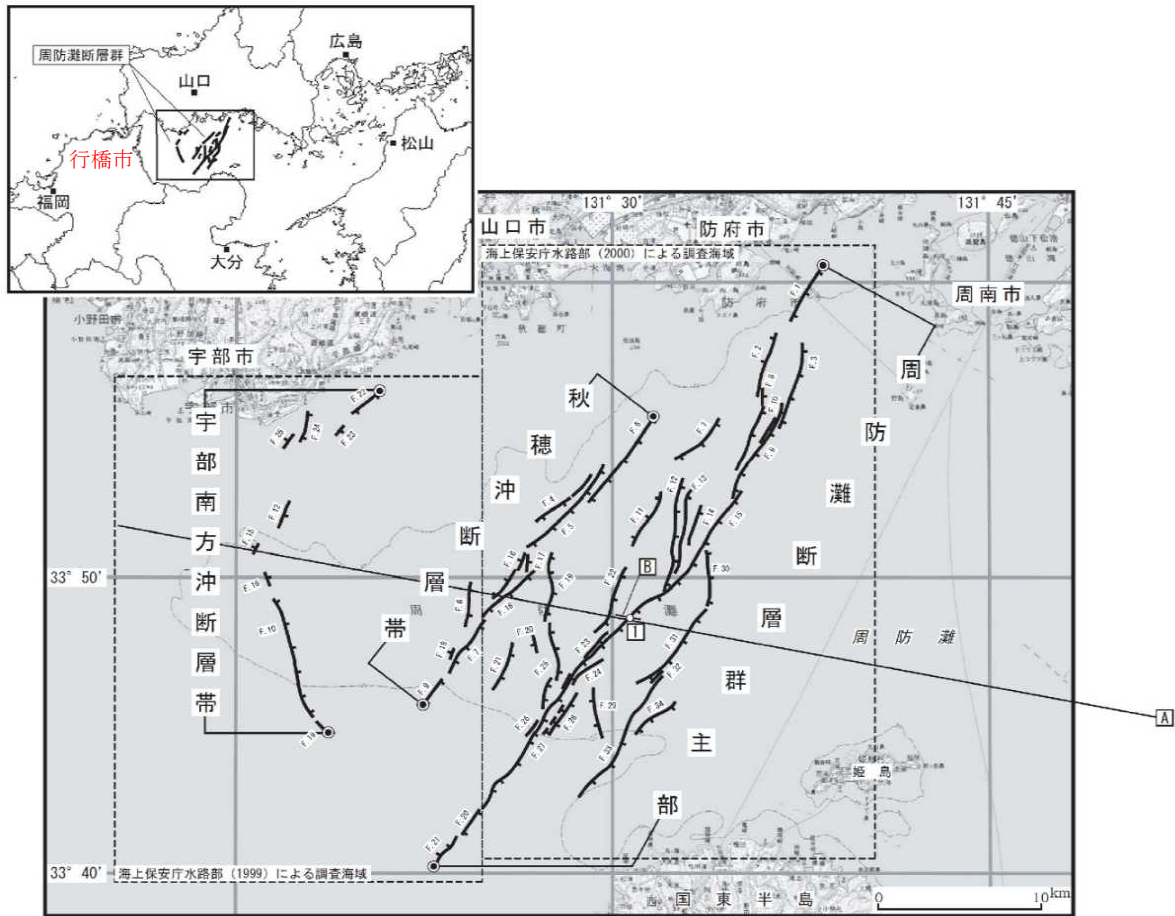
平成17年3月20日10時53分に、福岡市西区玄界島付近を震源(深さ9km、M=7.0)として発生した福岡県西方沖地震では、福岡市中央区、福岡市東区、前原市、佐賀県みやき町で震度6弱を観測した。

福岡管区気象台によると、発震機構は圧力軸を東北東－西南西方向に持つ、北西－南東方向にほぼ鉛直な断層面を有する左横ずれ断層であった。



福岡県西方沖の地震 (M7.0) の震度分布図(福岡管区気象台)

【資料編 1-21】 周防灘断層群の位置



文部科学省地震調査研究推進本部

【資料編 1-22】 地震被害からみた地盤の判定基準

区分	精密診断における判定基準 (建設省告示第1074号(昭和27年)に準じる)	
	良い	第一種
第二種		洪積層（砂礫層、砂混じり硬質粘土層）
普通	いわゆる 第三種	基準的地盤 沖積層（砂層、砂混じり粘土層、砂礫層）
悪い	いわゆる 第四種	著しく軟弱 沖積層（30m以上の腐植土、泥土） 埋立地（沼地・沼海、ごみ、泥土、3m以上、30年未満）

(昭和56年改正 新耐震設計法)

【資料編 1-23】 行橋市内の地形区分と地盤区分の関係

地形区分	本地域で想定される主な地質	地盤区分
中起伏山地 (起伏量400～200m)	周防変成岩	I種
小起伏山地 (起伏量200m以下)	周防変成岩、真崎花崗岩	
山麓地Ⅰ (起伏量100～50m)	真崎花崗岩、平尾花崗閃緑岩	
山麓地Ⅱ (起伏量50m以下)	真崎花崗岩、周防変成岩	
丘陵地Ⅰ (起伏量200～100m)	平尾花崗閃緑岩、周防変成岩	
丘陵地Ⅱ (起伏量100m以下)	真崎花崗岩、平尾花崗閃緑岩、周防変成岩	
高位段丘 (砂礫台地90～50m)	砂礫主体、砂岩、固結シルト	II種
中位段丘 (砂礫台地30～15m)	砂礫、レキ混じり砂	
低位段丘 (砂礫台地15～10m)	砂礫、砂、阿蘇4火砕流堆積物	
海岸段丘 (砂層15～10m)	砂	
扇状地平野	砂礫、砂	III種
谷底平地	砂礫、砂、粘性土	
三角州・海岸平野	砂、粘性土（軟弱地盤）	IV種
微高地(自然堤防)	砂、粘性土（軟弱地盤）	
微高地(砂州)	砂（軟弱地盤）	
旧河道・落堀	粘性土、砂（軟弱地盤）	
干拓・埋立地	砂（軟弱地盤）	
人工改変地	—	—

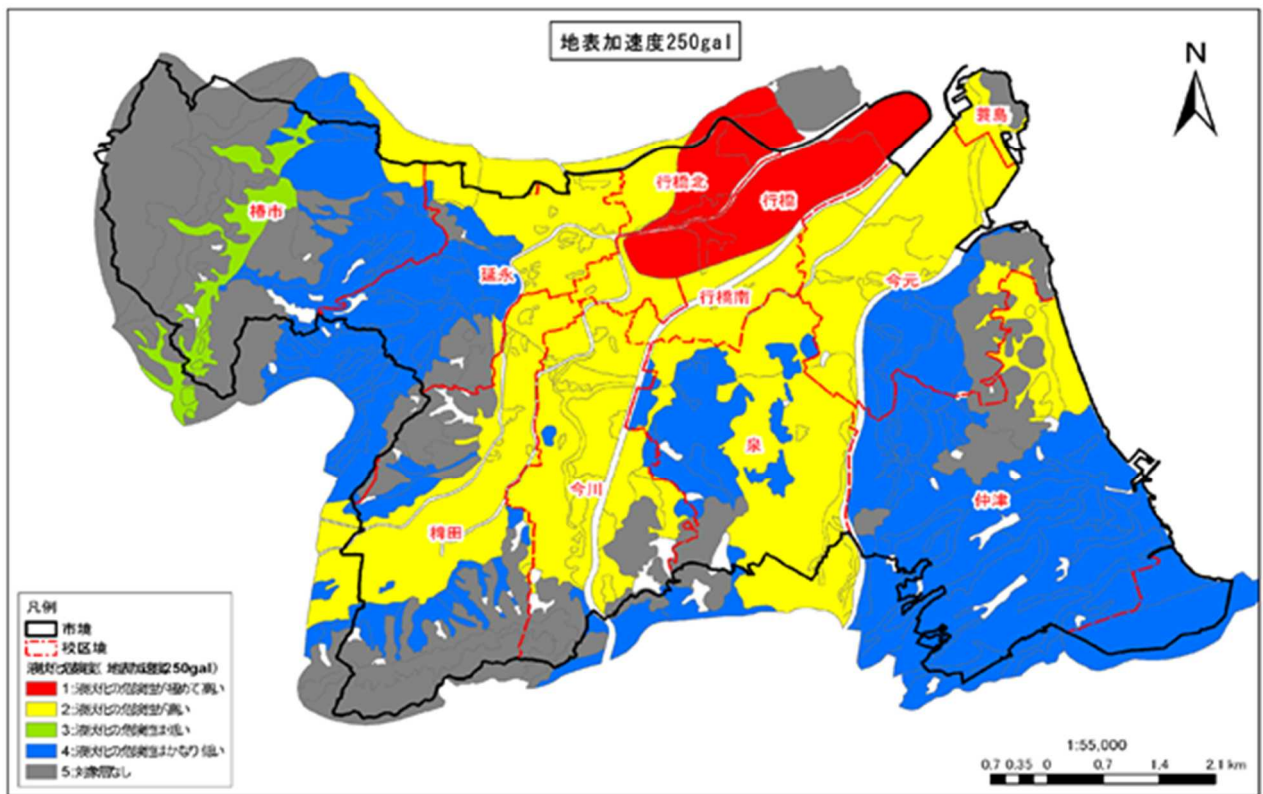
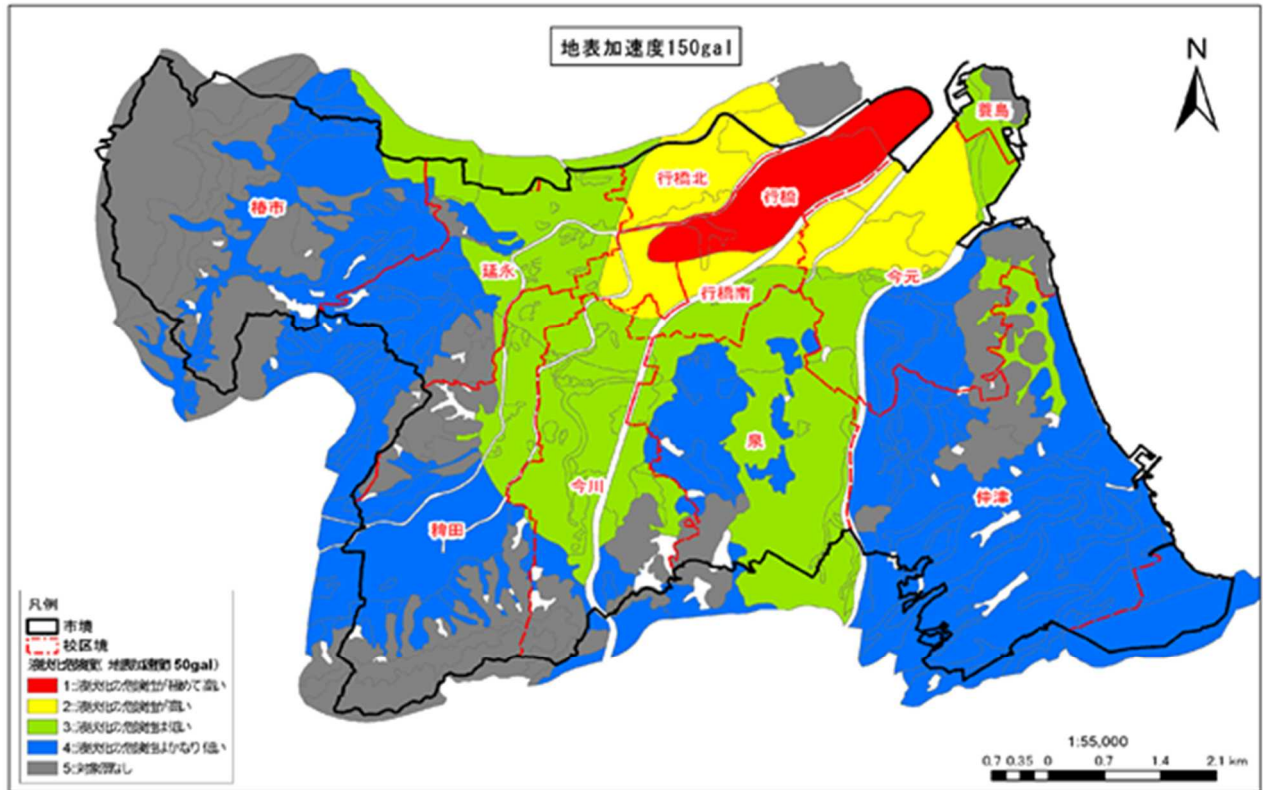
【資料編 1-24】 液状化危険区域内の想定被害状況(地表加速度 150gal:危険度 1)

校 区 名	面積 (ha)	人口 (人)	液状化危険区域内の状況（危険度1）												
			危険区域面積 (危険度1) (ha)	危険区域内人口 (人)	65歳以上 人口 (人)	避難 所数 (ヶ所)	避難行動 要支援者 施設数 (ヶ所)	学校教育 施設 (ヶ所)	社会教育 施設 (ヶ所)	防災関係 機関 (ヶ所)	上水道 延長 (km)	下水道 延長 (km)	防災行政 無線 施設数 (ヶ所)	建物 棟数 (棟)	
想定被災概況	行橋	352.0	8,305	235.7	4,824	934	8	7	1	6	4	18.0	19.1	4	1,556
	行橋南	205.5	7,138	35.9	1,407	365	4	1	1	4	2	5.0	2.9	2	521
	行橋北	174.5	6,900	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	養島	71.5	896	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	今元	789.2	5,713	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	仲津	1,379.2	9,644	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	泉	736.0	14,078	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	今川	674.9	5,237	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	稗田	916.0	3,984	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	延永	567.7	8,989	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	椿市	1,116.5	1,926	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
計	6,983.0	72,810	271.6	6,231	1,299	12	8	2	10	6	23.1	22.1	6	2,077	

※避難所は、一次・二次及び緊急避難所を対象として集計した数量である。

※危険区域内の人口及び65歳以上人口は、各校区の住家1戸当たりの平均人口に危険区域内の住家建家数を乗じて求めたものである。

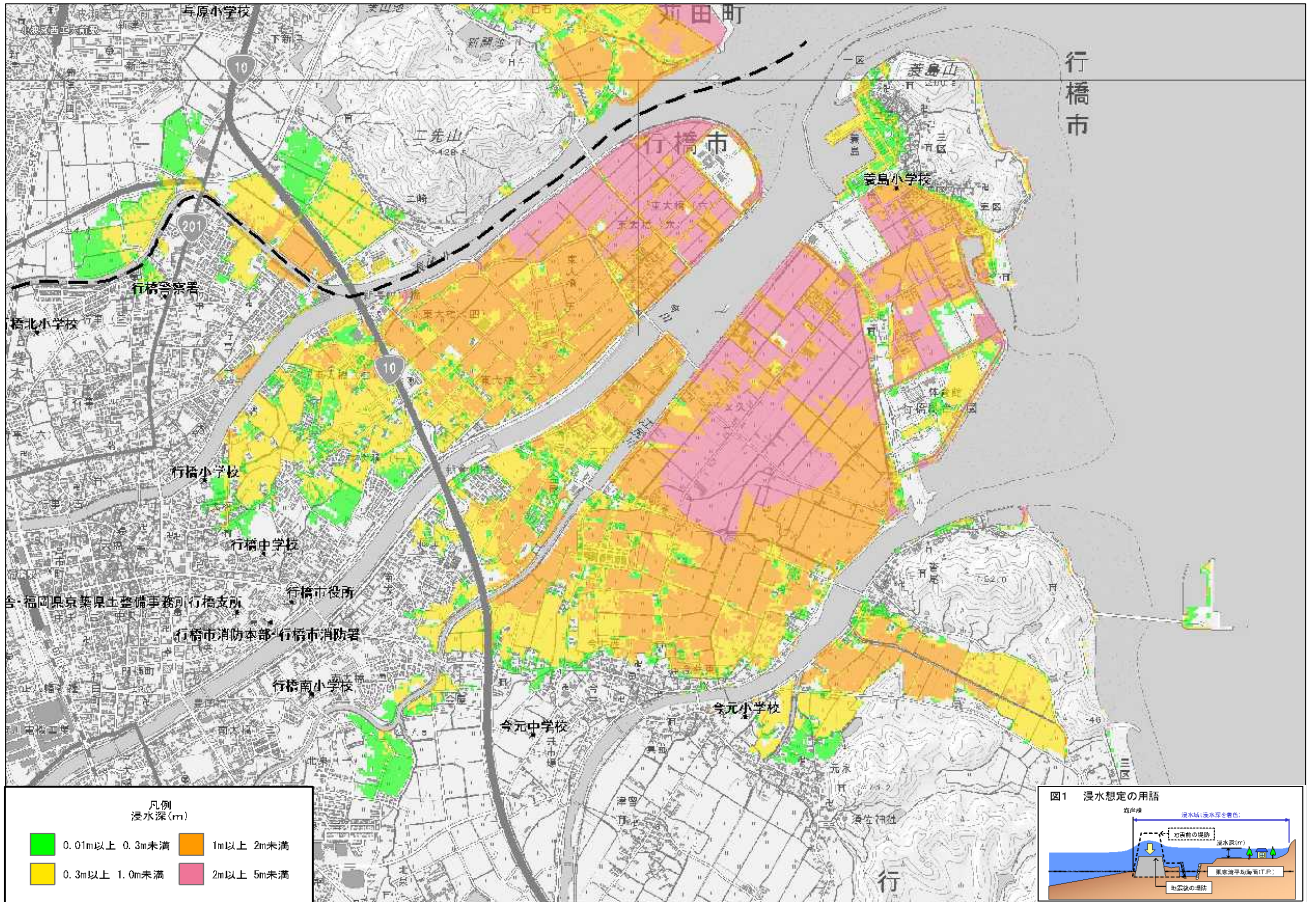
【資料編 1-25】 行橋市のボーリングデータに基づく液状化危険度判定結果図



【資料編 1-26】 行橋市付近の最大津波高分布図

福岡県津波浸水想定「行橋市」

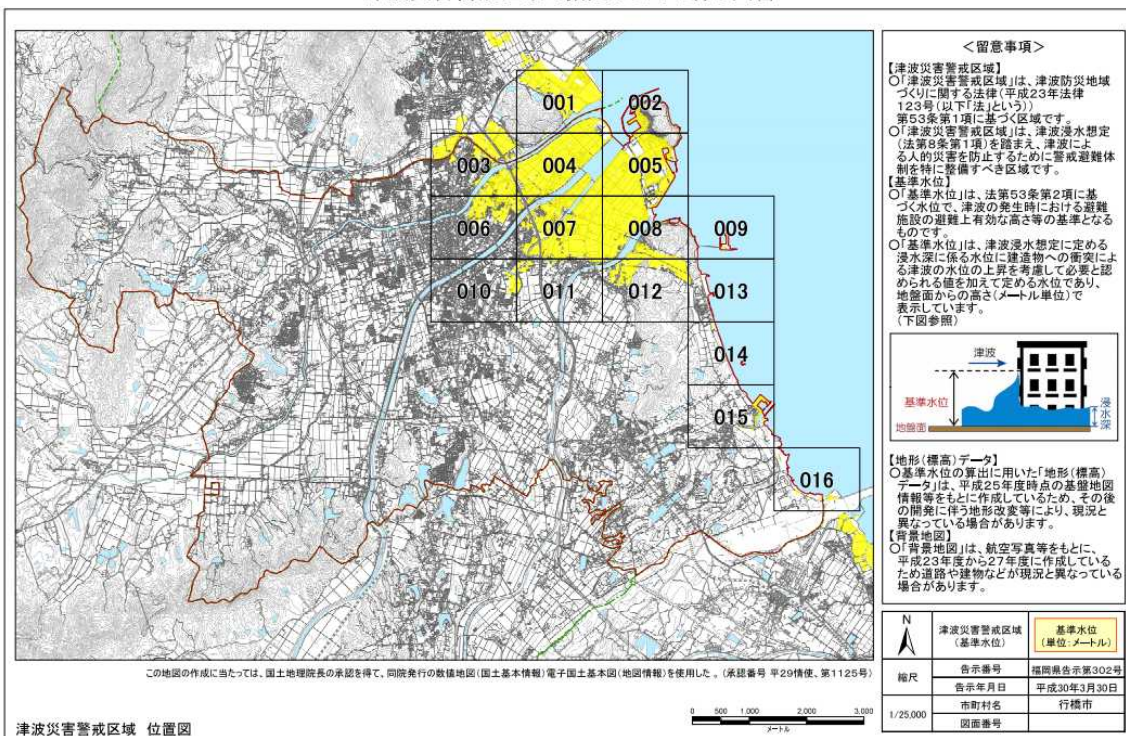
福岡県 (平成 28 年 3 月)



福岡県津波災害警戒区域「行橋市」

福岡県 (平成 30 年 3 月)

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書

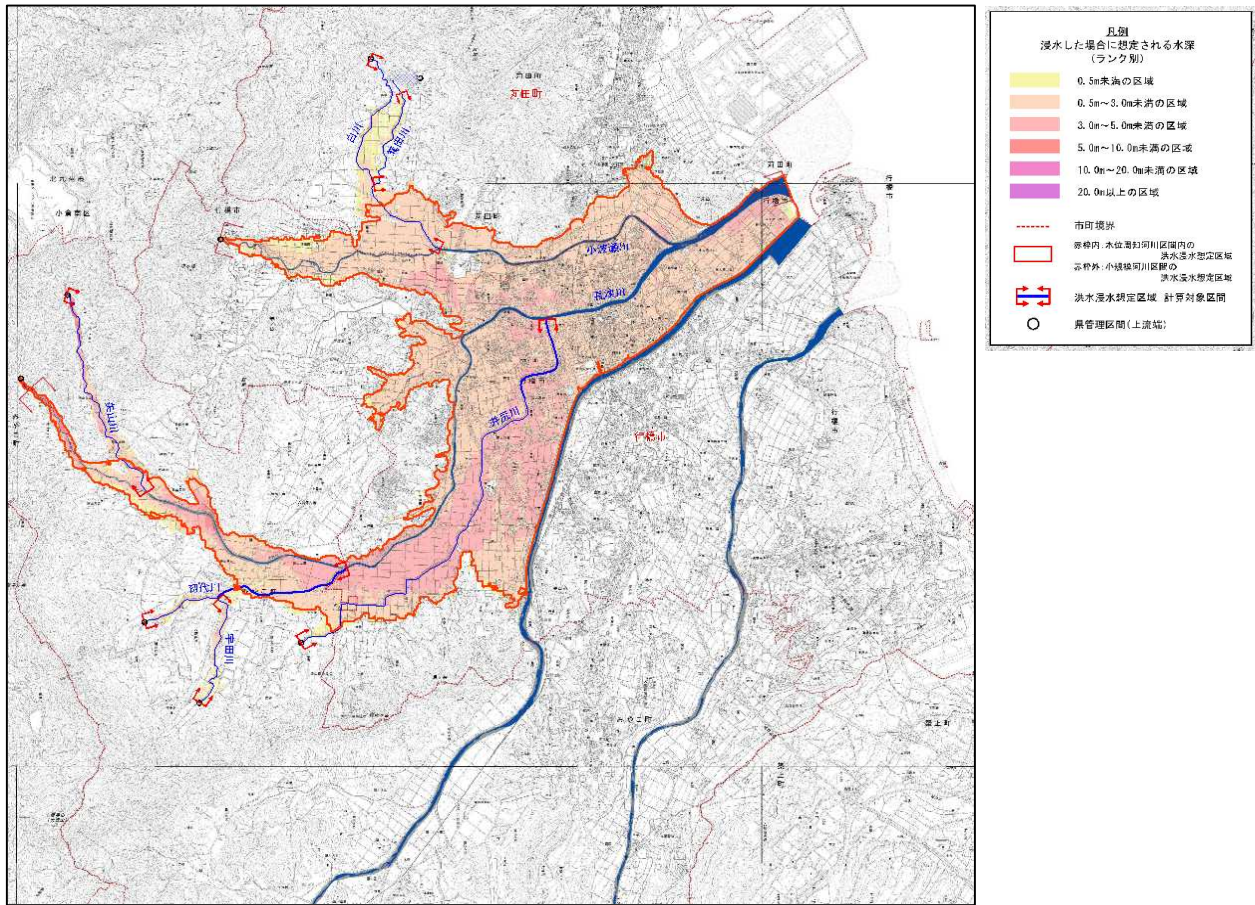


【資料編 1-27】 行橋市付近における洪水浸水想定区域図

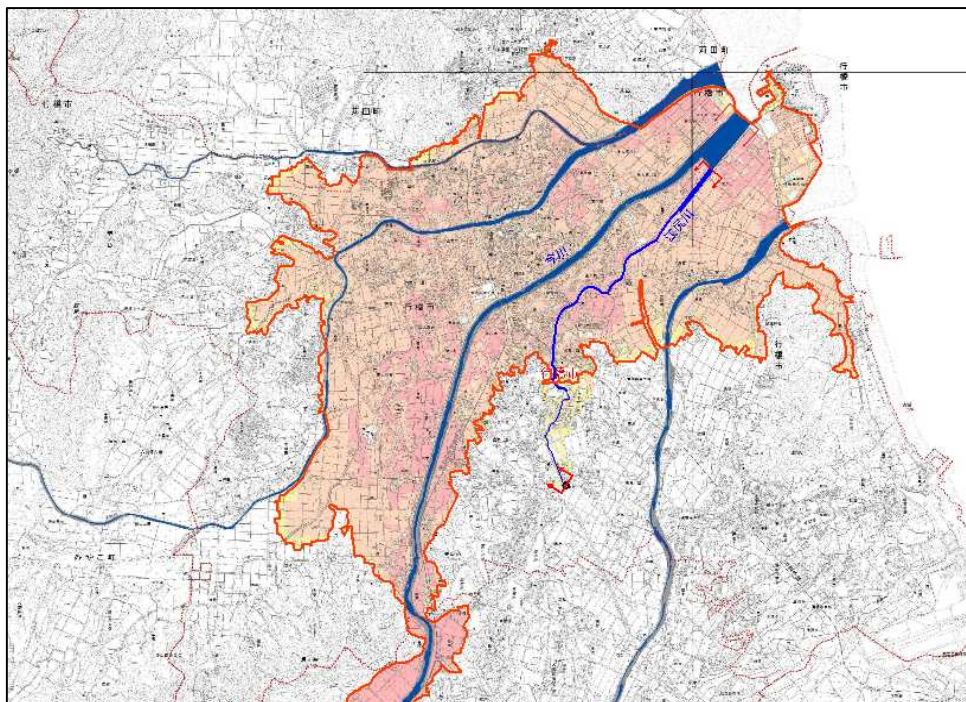
福岡県洪水浸水想定区域図

(令和6年5月31日現在)

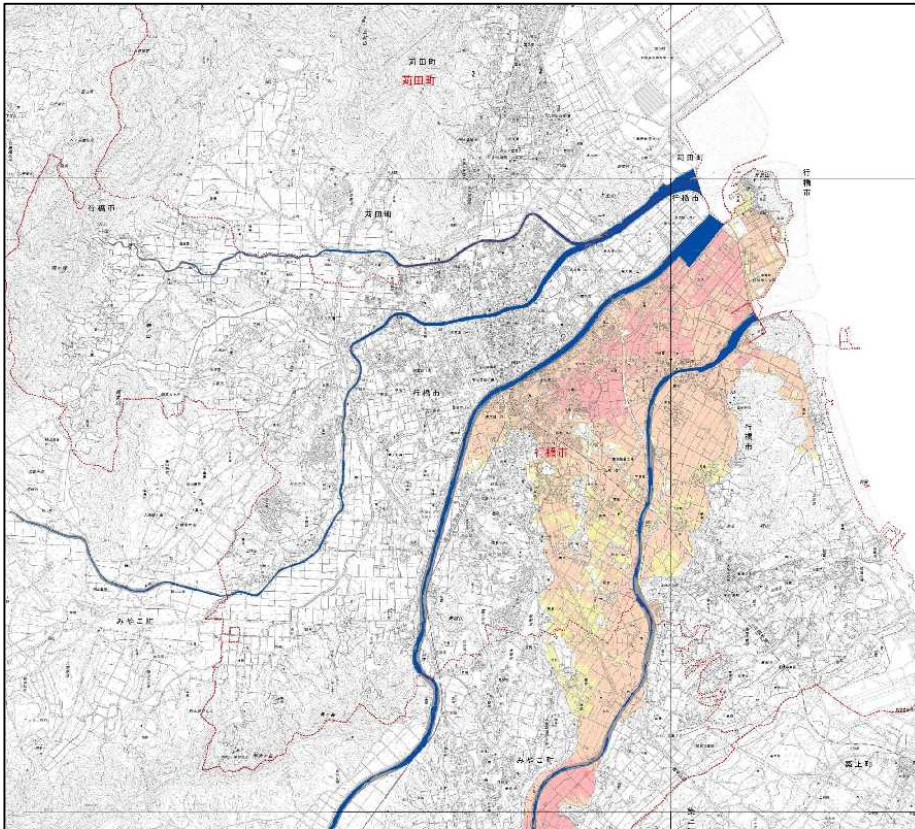
長峽川水系長峽川、小波瀬川他洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



今川水系今川他洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



祓川水系祓川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



音無川水系音無川洪水浸水想定区域図



調整ページ

第1編 第2部 災害予防計画

【資料編 2-1】 行橋市における浸水想定区域の告示状況

対象河川	指定年月日	告示番号	根拠法令	計画降雨量	基準地点	大雨の発生確率
祓川水系祓川	平成19年10月1日	第1806号	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項	321mm/日	木井地点上流	50年に1回程度
長峡川水系長峡川		第1807号		36.9mm/時間	亀川橋	30年に1回程度
長峡川水系小波瀬川						
今川水系今川	平成20年8月29日	第1417号		日総雨量：315mm/日 ピーク時時間雨量：57.3mm/時間	添田観測所	75年に1回程度

福岡県防災計画書 資料編 (令和5年3月)

【資料編 2-2】 重要水防区域一覧表(県知事管理区間)

県番号	河川名	左右岸別	延長(m)	位置			重要度	予想される事態	水防工法
				市町村	大字	キロ杭位置			
5-21	祓川	左右	1,500 1,200	行橋市	本永	杳尾橋上流	B	越水	積み土のう工
5-21	祓川	左右	1,500 1,500	行橋市	辻垣	辻垣橋下流	A	越水	積み土のう工
5-21	祓川	左右	1,000 1,000	行橋市 みやこ町	道場寺 徳永	草場橋上流	B	越水	積み土のう工
5-30	江尻川	左右	36,00	行橋市	金屋	常盤橋上流	A	越水	積み土のう工
5-31	今川	左右	100 100	行橋市	南大橋	今井渡橋上流	B	越水	積み土のう工
5-32	今川	左右	100 5,100	行橋市 みやこ町	天生田 南大橋	宝山山井堰上流今川橋から高崎橋まで	B	越水	積み土のう工
5-39	長峡川	左	140	行橋市	吉国	長音寺橋上流	B	越水	積み土のう工
5-40	長峡川	左右	1,750 1,750	行橋市	中川	亀川橋から熊橋まで	B	越水	積み土のう工
5-41	長峡川	右	200	行橋市	上稗田	宮田橋下流	B	越水	積み土のう工
5-42	長峡川	左右	200 200	行橋市	上稗田	上稗田橋下流	A	越水	積み土のう工
5-45	小波瀬川	左右	800 800	苅田町 行橋市	下片島	木ノ元橋から一つ橋まで 小井手井堰上流から天神橋まで	A	越水	積み土のう工
5-48	井尻川	左右	5,000 5,000	行橋市	宮市 大谷	須賀里橋から岩田橋まで	A	越水	積み土のう工

福岡県防災計画書 資料編 (令和5年3月)

【資料編 2- 3】 災害危険河川区域(県知事管理区間)

県 番号	級別	水系	河川名	左右 岸別	延長 (m)	位 置		
						市町村	大 字	キロ杭位置
1533	二級	江尻川	江尻川	左	60	行橋市	金屋	江尻橋より上流
1534	二級	江尻川	江尻川	右	21	行橋市	泉中央 2 丁目	上子犬丸橋より下流
1535	二級	江尻川	江尻川	左	45	行橋市	泉中央 3 丁目	村前井堰より上流
1536	二級	江尻川	江尻川	左	120	行橋市	泉中央 8 丁目	紅海橋より上流
1537	二級	江尻川	江尻川	右	120	行橋市	泉中央 8 丁目	紅海橋より上流
1538	二級	江尻川	江尻川	右	15	行橋市	泉中央 8 丁目	柳井田橋より下流
1587	二級	今川	今川	左	10	行橋市	東大橋 6 丁目	今川大橋より下流
1588	二級	今川	今川	左	18	行橋市	東大橋 6 丁目	今川大橋より上流
1589	二級	今川	今川	左	9	行橋市	東大橋 5 丁目	今川大橋より上流
1590	二級	今川	今川	左	2	行橋市	東大橋 3 丁目	今川ダムより下流
1591	二級	今川	今川	左	10	行橋市	東大橋 3 丁目	今川ダムより下流
1592	二級	今川	今川	右	8	行橋市	金屋	今川ダムより下流
1593	二級	今川	今川	右	5	行橋市	金屋	今川ダムより下流
1594	二級	今川	今川	左	22	行橋市	東大橋 1 丁目	新今川橋下
1595	二級	今川	今川	左	2	行橋市	東大橋 1 丁目	新今川橋下
1596	二級	今川	今川	右	2	行橋市	金屋	新今川橋下
1597	二級	今川	今川	左	180	行橋市	東大橋 1 丁目	新今川大橋より上流
1598	二級	今川	今川	右	14	行橋市	金屋	新今川大橋より上流
1599	二級	今川	今川	左	2	行橋市	中央 1 丁目	今井渡橋より上流
1600	二級	今川	今川	左	60	行橋市	中央 1 丁目	文久井堰より下流
1601	二級	今川	今川	左	27	行橋市	中央 1 丁目	文久井堰より下流
1602	二級	今川	今川	右	20	行橋市	南大橋 3 丁目	文久井堰より下流
1603	二級	今川	今川	左	2	行橋市	門樋町	今川橋より上流
1604	二級	今川	今川	右	33	行橋市	南大橋 3 丁目	今川橋下
1605	二級	今川	今川	右	10	行橋市	南大橋 5 丁目	内新地井堰より下流
1606	二級	今川	今川	左	1	行橋市	西宮市 2 丁目	今川橋梁より上流
1607	二級	今川	今川	左	2	行橋市	西宮市 2 丁目	今川橋梁より上流
1608	二級	今川	今川	右	14	行橋市	南大橋 6 丁目	行橋みやこ大橋下
1609	二級	今川	今川	左	2	行橋市	西宮市 3 丁目	行橋みやこ大橋より上流
1610	二級	今川	今川	左	24	行橋市	寺畔	本田井堰より下
1611	二級	今川	今川	右	14	行橋市	流末	寺畔橋より上流
1612	二級	今川	今川	左	3	行橋市	流末	今川かっぱ大橋より下流
1613	二級	今川	今川	左	25	行橋市	天生田	寺畔井堰より下流
1614	二級	今川	今川	右	10	行橋市	矢留	寺畔井堰より下流
1615	二級	今川	今川	右	1	行橋市	矢留	天生田橋より下流
1616	二級	今川	今川	右	16	行橋市	矢留	大野井井堰より下流
1617	二級	今川	今川	右	10	行橋市	矢留	大野井井堰より下流
1632	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	西宮市 1 丁目	秋桜橋より上下流
1633	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	大野井	大井堰下流
1634	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	大野井	浪風橋より上流
1635	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	中川	中川渡橋より下流
1636	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	大野井	中川渡橋より下流
1637	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	大野井	中川渡橋より下流
1638	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	宝山	中川渡橋より下流

県 番号	級別	水系	河川名	左右 岸別	延長 (m)	位 置		
						市町村	大 字	キロ杭位置
1639	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	宝山	中川渡橋下
1640	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	宝山	水正橋より下流
1641	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	下稗田	石辺渡橋より下流
1642	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	宝山	石辺渡橋より上流
1643	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	宝山	石辺渡橋より上流
1644	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	宝山	石辺渡橋より上流
1645	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	大谷	願成就橋より上下流
1646	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	大谷	願成就橋より上下流
1647	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	大谷	願成就橋より上下流
1648	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	大谷	願成就橋より上下流
1649	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	上稗田	岩田橋より下流
1650	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	大谷	岩田橋より下流
1651	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	西谷	岩田橋より下流
1652	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	上稗田	岩田橋より下流
1653	二級	長峡川	井尻川	右	10	行橋市	津積	津積橋より下流
1662	二級	長峡川	長峡川	右	10	行橋市	下津熊	津の熊橋下
1663	二級	長峡川	長峡川	右	10	行橋市	上津熊	長音寺橋より上流
1664	二級	長峡川	長峡川	右	10	行橋市	上津熊	長音寺橋より上流
1665	二級	長峡川	長峡川	右	10	行橋市	中川	友定井堰上流
1666	二級	長峡川	長峡川	右	10	行橋市	下稗田	津留橋下
1667	二級	長峡川	長峡川	右	10	行橋市	上稗田	銀杏ノ木橋より上流 稗田橋より下流
1668	二級	長峡川	長峡川	右	10	行橋市	上稗田	宮田橋より下流
1669	二級	長峡川	長峡川	右	10	行橋市	上稗田	宮田橋より下流
1670	二級	長峡川	長峡川	右	10	行橋市	上稗田	大堤橋下
1671	二級	長峡川	長峡川	右	10	行橋市	上稗田	上稗田橋下
1672	二級	長峡川	長峡川	右	10	行橋市	上稗田	上稗田橋下
2349	二級	祓川	祓川	左	240	行橋市	今井	東橋より上流
2350	二級	祓川	祓川	右	240	行橋市	真菰	東橋より上流

福岡県防災計画書 資料編（令和5年3月）

【資料編 2- 4】 防災上重要な農業水利施設

県番号	ため池名称	市町村名
1211	菖蒲池	行橋市
1212	猪迫池	行橋市
1213	大束池	行橋市
1214	マナゴ池	行橋市
1215	赤池	
1216	御清水池	
1217	大首池	
1218	宮田迫池	
1219	上小口迫池	
1220	下小口迫池	
1221	前田大池	
1222	穴田池	
1223	松ヶ迫池	
1224	浦田池	
1225	高来池	
1226	住吉池	
1227	御所ヶ谷池	
1228	猿ヶ谷池	
1229	堂ヶ迫下池	
1230	堂ヶ迫上池	
1231	新三角池	
1232	三角池	
1233	西ヶ迫池	
1234	鱒無田池	
1235	新池	
1236	往還下池	
1237	往還上池	
1238	大池	
1239	天生田池	
1240	松田池	
1241	裏ノ谷池	
1242	長池	
1243	西池下	
1244	西池上	
1245	築添池	
1246	釜割池	
1247	竹田池	
1248	前田池	
1249	新池	
1250	神蔵坊池	
1251	引水道池	
1252	蓮池	
1253	下池	
1254	大迫池	
1255	イモリ池	
1256	松山池	
1257	北代池	
1258	畠田池	
1259	弥五郎池	
1260	小迫池	

県番号	ため池名称	市町村名
1261	柳ヶ迫下池	行橋市
1262	菰池	行橋市
1263	新池	
1264	中池	
1265	石堂池	
1266	樋道池	
1267	鴨山下池	
1268	尾曲池	
1269	小池	
1270	山川原池	
1271	宮比田池	
1272	細見池	
1273	宮の下池	
1274	池部池	
1275	徳間池	
1276	猿喰池	
1277	天サヤ池	
1278	栗ヶ迫池	
1279	内ワタ池	
1280	根ヶ迫池	
1281	上長迫池	
1282	新池上池	
1283	新池下池	
1284	神出池	
1285	サヤグ谷池	
1286	清水迫池	
1287	迫池	
1288	流畑池	
1289	塚田池	
1290	山の神池	
1291	小石迫池	
1292	小池	
1293	野々中池	
1294	小迫下池	
1295	岩崎池	
1296	赤迫上池	
1297	庄ヶ迫上池	
1298	覗池	
1299	鴨山中池	
1300	井無田池	
1301	山道池	
1302	ビル池	
1303	迫池	
1304	掌ヶ迫池	
1305	五反田池	
1306	庄ヶ迫下池	
1307	鴨山上池	

防災上重要な農業水利施設

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2年10月1日施行）第4条により指定される。

（1）防災重点農業用ため池

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池で以下に該当するもの。

- ①当該農業用ため池から水平距離が100m未満の浸水区域内に住宅等が在すること。
- ②貯水する容量が1,000m³以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が500m未満の区域に住宅等が在すること。
- ③貯水する容量が、5,000m³以上であり、かつ浸水区域に住宅等が在すること。
- ④上記に掲げるもののほか、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件、その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるもの。

【資料編 2- 5】 砂防指定地箇所

番号	溪流名	住所(行橋市)	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法
1	小波瀬川	大字矢山	S23. 5. 20	93	1. 2	線
2	小波瀬川	大字矢山	S29. 7. 16	1266	0. 45	線・標柱
3	内ノ蔵川	大字大行事	S56. 2. 3	119	2. 07	線・標柱
4	入堂川	大字入覚	H12. 5. 16	1328	1. 29	標柱
5	入堂川	大字入覚	H14. 12. 13	1099	0. 02	標柱
6	別所谷川	大字入覚	R2. 12. 8	1438	4. 0453	

福岡県防災計画書 資料編 (令和 5 年 3 月)

【資料編 2- 6】 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

(面積単位：h a)

番号	区域名	所在地	指定面積	告示年月日	告示番号
1	南泉	行橋市南泉 4 丁目	0. 3679	H12. 7. 17	1131
			0. 0215	H30. 1. 12	26

福岡県防災計画書 資料編 (令和 5 年 3 月)

【資料編 2- 7】 土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害警戒区域等の指定状況

告示 年月日	土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		計		告示 番号
	うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		
H24. 3. 26	15	14	86	84	0	0	101	98	480、481
H25. 3. 26	3	3	0	0	0	0	3	3	480、481
H25. 12. 27	0	0	1	1	0	0	1	1	1931、1932
H30. 7. 6	0	0	-1	-1	0	0	-1	-1	649、650
H30. 7. 6	0	0	2	2	0	0	2	2	651、652
R4. 10. 28	0	0	0	0	1	0	1	0	930
計	18	17	88	86	0	0	107	103	

福岡県土砂災害警戒区域等の指定状況 ((令和6年5月24日現在))

【資料編 2- 8】 土砂災害警戒区域等(土石流)

1 土石流警戒区域

(令和6年5月24日現在)

区域 番号	種類	区域名称	所在地 (行橋市)	特別警戒区域		警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日	告示 番号
				○	○				
213-D-001	土石流	沓尾	大字沓尾	○		30,900	52	H25. 3. 26	480
213-D-002	土石流	矢留谷	大字矢留	○		22,362	601	H25. 3. 26	480
213-D-003	土石流	脇迫	大字矢留	○		25,243	23	H25. 3. 26	480
213-D-004	土石流	天生田谷-1	大字天生田及び京都郡みやこ町彦徳	○		12,681	261	H25. 3. 26	480
213-D-005	土石流	天生田谷-新	大字天生田及び京都郡みやこ町彦徳	○		16,935	56	H25. 3. 26	480
213-D-006	土石流	天生田谷-2	大字天生田及び京都郡みやこ町彦徳	○		17,178	2,974	H25. 3. 26	480
213-D-007	土石流	杉ノ木谷	大字大谷及び大字西谷	○		28,328	1,309	H25. 3. 26	480
213-D-008	土石流	佐屋女谷川	大字津積	○	○	53,670	21,318	H25. 3. 26	480
213-D-009	土石流	鋤迫谷-2	大字津積	○		37,623	666	H25. 3. 26	480
213-D-010	土石流	鋤迫谷-1	大字津積	○		37,680	145	H25. 3. 26	480
213-D-011	土石流	入堂川	大字入覚			166,238	0	H25. 3. 26	480
213-D-012	土石流	別所谷3	大字入覚	○	○	264,419	857	H25. 3. 26	480
213-D-013	土石流	別所谷2	大字入覚	○		132,108	1,000	H25. 3. 26	480

区域 番号	種類	区域名称	所在地（行橋市）	特別警戒区域		警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日	告示 番号
				○	人家				
213-D-014	土石流	別所谷1	大字入覚	○		212,815	4,226	H25.3.26	480
213-D-015	土石流	高来谷	大字高来及び大字福丸	○		145,957	839	H25.3.26	480
213-D-016	土石流	徳永川	大字矢山、大字徳永及び大字福丸	○		99,218	84	H25.3.26	480
213-D-017	土石流	大行事谷	大字矢山及び大字福丸	○		77,906	1,429	H25.3.26	480
213-D-018	土石流	内蔵川	大字矢山	○		20,634	6,833	H25.3.26	480

【資料編 2- 9】 土砂災害警戒区域等(地すべり)

土砂災害警戒区域等（地すべり）

（令和6年5月24日現在）

種類	区分	区域番号	区域名称	所在地	福岡県告示番号	告示年月日
地すべり	警戒区域	213-J-001	元永	元永	第930号	令和4年10月28日

【資料編 2-10】 土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)

1 急傾斜地の崩壊警戒区域

(令和6年5月24日現在)

区域番号	種類	区域名称	所在地 (行橋市)	特別警戒区域		警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日	告示番号
				○	○				
213-K-001	急傾斜地の崩壊	大島	大字蓑島	○	○	22,361	8,393	H25.3.26	480
213-K-002	急傾斜地の崩壊	蓑島(b)	大字蓑島	○	○	2,528	573	H25.3.26	480
213-K-003	急傾斜地の崩壊	小島	大字蓑島	○	○	37,322	18,030	H25.3.26	480
213-K-004	急傾斜地の崩壊	蓑島四区-2	大字蓑島	○		3,057	1,205	H25.3.26	480
213-K-005	急傾斜地の崩壊	蓑島四区-1	大字蓑島	○	○	19,132	8,384	H25.3.26	480
213-K-006	急傾斜地の崩壊	明神	大字杳尾	○	○	7,786	2,950	H25.3.26	480
213-K-007	急傾斜地の崩壊	杳尾	大字杳尾	○	○	612	119	H25.3.26	480
213-K-008	急傾斜地の崩壊	杳尾(A)	大字杳尾	○	○	16,920	5,567	H25.3.26	480
213-K-009	急傾斜地の崩壊	杳尾(a)-1	大字長井及び大字杳尾	○		3,144	996	H25.3.26	480
213-K-010	急傾斜地の崩壊	杳尾(a)-2	大字長井	○	○	3,453	995	H25.3.26	480
213-K-011	急傾斜地の崩壊	長井(b)	大字長井	○		6,565	2,026	H25.3.26	480
213-K-012	急傾斜地の崩壊	長井(a)	大字長井	○		6,521	1,920	H25.3.26	480
213-K-013	急傾斜地の崩壊	元永(A)	大字元永	○	○	21,435	8,446	H25.3.26	480
213-K-014	急傾斜地の崩壊	北代	大字元永	○	○	16,577	5,825	H25.3.26	480
213-K-015	急傾斜地の崩壊	高瀬一(b)	大字高瀬	○	○	4,055	1,302	H25.3.26	480
213-K-016	急傾斜地の崩壊	高瀬	大字高瀬			632	0	H25.3.26	480
213-K-017	急傾斜地の崩壊	道場寺駅前第二区(b)	大字高瀬及び大字稲童	○	○	8,344	1,538	H25.3.26	480
213-K-018	急傾斜地の崩壊	国際団地	大字道場寺	○	○	7,220	1,824	H25.3.26	480
213-K-019	急傾斜地の崩壊	南泉四丁目(c)	南泉4丁目	○		3,085	832	H25.3.26	480
213-K-020	急傾斜地の崩壊	南泉四丁目(a)-2	南泉4丁目	○	○	357	62	H25.3.26	480
213-K-021	急傾斜地の崩壊	南泉四丁目(a)-1	南泉4丁目及び南泉3丁目	○	○	3,998	457	H25.3.26	480
213-K-022	急傾斜地の崩壊	池ノフチ	南泉3丁目及び南泉6丁目	○	○	3,734	1,496	H25.3.26	480
213-K-023	急傾斜地の崩壊	脇迫-1	大字矢留	○	○	10,057	3,936	H25.3.26	480
213-K-024	急傾斜地の崩壊	脇迫-2	大字矢留	○		1,028	254	H25.3.26	480
213-K-025	急傾斜地の崩壊	天生田(a)-2	大字天生田	○	○	319	56	H25.3.26	480
213-K-026	急傾斜地の崩壊	天生田(a)-1	大字天生田	○		2,037	589	H25.3.26	480
213-K-027	急傾斜地の崩壊	天生田(b)	大字天生田	○		1,590	588	H25.3.26	480
213-K-028	急傾斜地の崩壊	大谷(a)	大字大谷	○	○	5,887	1,580	H25.3.26	480
213-K-029	急傾斜地の崩壊	大谷(h)	大字大谷			201	0	H25.3.26	480
213-K-030	急傾斜地の崩壊	大谷(b)-4	大字大谷	○	○	2,310	263	H25.3.26	480
213-K-031	急傾斜地の崩壊	大谷(b)-3	大字大谷	○		2,068	451	H25.3.26	480
213-K-032	急傾斜地の崩壊	大谷(b)-2	大字大谷	○	○	591	67	H25.3.26	480
213-K-033	急傾斜地の崩壊	大谷(b)-1	大字大谷	○	○	506	93	H25.3.26	480
213-K-034	急傾斜地の崩壊	大谷(j)	大字大谷	○	○	3,788	1,569	H25.3.26	480
213-K-035	急傾斜地の崩壊	大谷(k)	大字大谷	○	○	3,348	798	H25.3.26	480

区域番号	種類	区域名称	所在地 (行橋市)	特別警戒区域		警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日	告示番号
				○	○				
213-K-036	急傾斜地の崩壊	大谷(p)	大字大谷	○		10,348	3,760	H25.3.26	480
213-K-037	急傾斜地の崩壊	大谷(e)-1	大字大谷	○		2,144	598	H25.3.26	480
213-K-038	急傾斜地の崩壊	大谷(e)-2	大字大谷	○		913	233	H25.3.26	480
213-K-039	急傾斜地の崩壊	大谷(d)	大字大谷	○	○	1,018	231	H25.3.26	480
213-K-040	急傾斜地の崩壊	大谷(c)	大字西谷	○		1,747	533	H25.3.26	480
213-K-041	急傾斜地の崩壊	大谷(o)-1	大字西谷	○		986	290	H25.3.26	480
213-K-042	急傾斜地の崩壊	大谷(o)-2	大字西谷	○		979	234	H25.3.26	480
213-K-043	急傾斜地の崩壊	津積(b)	大字津積	○	○	6,324	2,245	H25.3.26	480
213-K-045	急傾斜地の崩壊	上稗田(b)	大字上稗田	○	○	6,208	1,663	H25.3.26	480
213-K-046	急傾斜地の崩壊	上稗田(c)	大字上稗田	○	○	8,682	3,206	H25.3.26	480
213-K-047	急傾斜地の崩壊	上稗田(d)	大字上稗田	○	○	7,656	2,748	H25.3.26	480
213-K-048	急傾斜地の崩壊	上稗田(i)	大字上稗田	○	○	3,053	939	H25.3.26	480
213-K-049	急傾斜地の崩壊	上稗田(f)	大字上稗田	○	○	6,403	2,159	H25.3.26	480
213-K-050	急傾斜地の崩壊	下稗田(a)	大字下稗田	○		646	165	H25.3.26	480
213-K-051	急傾斜地の崩壊	下稗田(c)	大字下稗田	○		524	94	H25.3.26	480
213-K-052	急傾斜地の崩壊	前田(e)	大字前田	○		878	212	H25.3.26	480
213-K-053	急傾斜地の崩壊	前田(b)	大字前田	○	○	1,458	329	H25.3.26	480
213-K-054	急傾斜地の崩壊	前田(c)	大字前田	○	○	3,386	734	H25.3.26	480
213-K-055	急傾斜地の崩壊	前田(d)	大字前田	○	○	4,001	716	H25.3.26	480
213-K-056	急傾斜地の崩壊	下稗田(e)	大字前田	○	○	1,348	358	H25.3.26	480
213-K-057	急傾斜地の崩壊	下検地(d)	大字上検地、大字下検地及び大字吉国	○		2,694	164	H25.3.26	480
213-K-058	急傾斜地の崩壊	下検地(a)	大字上検地	○	○	1,565	503	H25.3.26	480
213-K-059	急傾斜地の崩壊	上検地(a)	大字上検地	○		1,402	347	H25.3.26	480
213-K-060	急傾斜地の崩壊	前田(a)	大字上検地	○		5,021	1,358	H25.3.26	480
213-K-061	急傾斜地の崩壊	下検地(c)	大字上検地	○	○	1,184	232	H25.3.26	480
213-K-062	急傾斜地の崩壊	二塚(b)	大字二塚及び大字下崎	○		2,666	92	H25.3.26	480
213-K-063	急傾斜地の崩壊	下崎	大字下崎	○	○	943	83	H25.3.26	480
213-K-064	急傾斜地の崩壊	長尾(a)	大字長尾	○		4,444	1,358	H25.3.26	480
213-K-065	急傾斜地の崩壊	長尾(e)	大字長尾	○		1,905	342	H25.3.26	480
213-K-066	急傾斜地の崩壊	常松-1	大字長尾	○	○	1,753	134	H25.3.26	480
213-K-067	急傾斜地の崩壊	常松-2	大字長尾	○	○	2,048	620	H25.3.26	480
213-K-068	急傾斜地の崩壊	長尾(b)	大字長尾	○		1,186	197	H25.3.26	480
213-K-069	急傾斜地の崩壊	入覚(e)	大字入覚	○	○	6,220	1,867	H25.3.26	480
213-K-070	急傾斜地の崩壊	入覚(a)	大字入覚	○	○	1,296	320	H25.3.26	480
213-K-071	急傾斜地の崩壊	入覚(c)	大字入覚	○	○	1,924	620	H25.3.26	480
213-K-072	急傾斜地の崩壊	入覚二(a)	大字入覚	○	○	12,281	3,272	H25.3.26	480
213-K-073	急傾斜地の崩壊	入覚三(a)	大字入覚	○	○	3,021	837	H25.3.26	480
213-K-074	急傾斜地の崩壊	入覚三(b)	大字入覚	○	○	7,945	2,525	H25.3.26	480
213-K-075	急傾斜地の崩壊	入覚三(c)	大字入覚	○		784	226	H25.3.26	480
213-K-076	急傾斜地の崩壊	別所	大字入覚	○	○	1,004	297	H25.3.26	480
213-K-077	急傾斜地の崩壊	入覚(b)-1	大字入覚	○	○	3,934	1,255	H25.3.26	480
213-K-078	急傾斜地の崩壊	入覚(d)	大字入覚	○	○	1,671	373	H25.3.26	480

区域番号	種類	区域名称	所在地 (行橋市)	特別警戒区域		警戒区域面積 (m ²)	特別警戒区域面積 (m ²)	告示年月日	告示番号
				○	○				
213-K-079	急傾斜地の崩壊	入覚(b)-2	大字入覚	○		3,333	1,278	H25.3.26	480
213-K-080	急傾斜地の崩壊	大行事	大字高来	○		2,321	790	H25.3.26	480
213-K-081	急傾斜地の崩壊	福丸(a)	大字福丸及び大字矢山	○	○	10,470	3,801	H25.3.26	480
213-K-082	急傾斜地の崩壊	徳永	大字徳永	○	○	178	44	H25.3.26	480
213-K-083	急傾斜地の崩壊	高来	大字矢山	○	○	2,361	480	H25.3.26	480
213-K-084	急傾斜地の崩壊	矢山(b)	大字矢山	○		9,306	2,880	H25.3.26	480
213-K-085	急傾斜地の崩壊	矢山	大字矢山	○	○	6,199	1,801	H25.3.26	480
213-K-086	急傾斜地の崩壊	大行事(b)	大字矢山	○		2,007	769	H25.3.26	480
213-K-087	急傾斜地の崩壊	上黒田	大字上稗田及び京都郡みやこ町勝山黒田	○	○	5,097	1,071	H25.12.27	1931
213-K-088	急傾斜地の崩壊	上稗田(a)-1	大字上稗田	○	○	8,636	2,497	H30.7.6	480
213-K-089	急傾斜地の崩壊	上稗田(a)-2	大字上稗田	○	○	897	249	H30.7.6	480

【資料編 2-11】 山腹崩壊危険地区（山地災害危険箇所）

市町村 番号	地区 番号	市町村	大字	字	人家 戸数	公共 施設	道路	危険度 ランク	備 考
213	1	行橋市	矢山	クラタニ	14	-	県	A	
213	2	行橋市	福丸	カタヤマ	86	1	県	A	
213	3	行橋市	福丸	ヒキジ	7	-	他	C	
213	4	行橋市	長尾	486 番地	10	1	他	B	
213	5	行橋市	長尾	548 番地	4	-	県	C	
213	6	行橋市	入覚	イズミ	23	-	他	B	
213	7	行橋市	入覚	フルノ	21	-	他	A	
213	8	行橋市	覚	ジュウコ	2	-	他	C	
213	9	行橋市	前田	1940 番地	-	-	他	C	
213	10	行橋市	蓑島	ムラノカミ	217	1	他	B	
213	11	行橋市	蓑島	ショウケホ	22	-	他	B	
213	12	行橋市	杓尾	マナコウナ	34	-	県	A	
213	13	行橋市	杓尾	村ノ上	47	-	県	B	
213	14	行橋市	杓尾	コイシサコ	12	-	市	B	
213	15	行橋市	元永	カタヤマ	66	1	県	B	
213	16	行橋市	元永	ヒラハタ	28	-	県	B	
213	17	行橋市	南泉	4 丁目 582 番地	7	-	国	C	
213	18	行橋市	南泉	3 丁目 892-1 番地	12	-	国	B	
213	19	行橋市	矢留	リウケ	11	-	他	A	
213	20	行橋市	矢留	テラヤマ	24	-	他	A	
213	21	行橋市	矢留	タイショウ	5	-	県	B	
213	22	行橋市	矢留	コウヅカ	2	-	他	C	
213	23	行橋市	天生田	ムラヤマ	-	-	県	C	
213	24	行橋市	西谷	441 番地	2	-	他	C	

福岡県防災計画書 資料編（令和5年3月）

【資料編 2-12】 崩壊土砂流出危険地区（山地災害危険箇所）

市町村 番号	地区 番号	市町村	大字	字	人家 戸数	公共 施設	道路	危険度 ランク	備 考
213	1	行橋市	徳永	184 番地	-	-	他	C	
213	2	行橋市	福丸	ナツキハラ	23	-	県	A	
213	3	行橋市	福丸	ナツキハラ	9	-	県	A	
213	4	行橋市	内ノ蔵	2832 番地	6	-	県	A	
213	5	行橋市	入覚	スイショウ	24	-	県	A	
213	6	行橋市	入覚	スイショウ	52	-	他	A	
213	7	行橋市	入覚	テラノウエ	14	-	他	A	
213	8	行橋市	入覚	オオヤブ	1	-	他	C	
213	9	行橋市	入覚	オオヤブ	21	-	他	B	
213	10	行橋市	天生田	タイショウ	-	-	他	C	
213	11	行橋市	大谷	2270 番地	-	-	他	C	
213	12	行橋市	大谷	2238 番地	8	-	他	C	
213	13	行橋市	津積	919 番地	13	-	他	B	
213	14	行橋市	津積	919 番地	-	-	他	C	
213	15	行橋市	入覚	タカヤマ	-	-	他	C	
213	16	行橋市	入覚	ハシラマツ	-	-	他	C	
213	17	行橋市	天生田	タイショウ	-	-	他	C	

福岡県防災計画書 資料編（令和5年3月）

【資料編 2-13】 地すべり危険地区（山地災害危険箇所）

市町村 番号	地区 番号	市町村	大字	字	人家 戸数	公共施設	道路	危険度 ランク	備 考
213	1	行橋市	沓尾	明神	31	-	県	A	

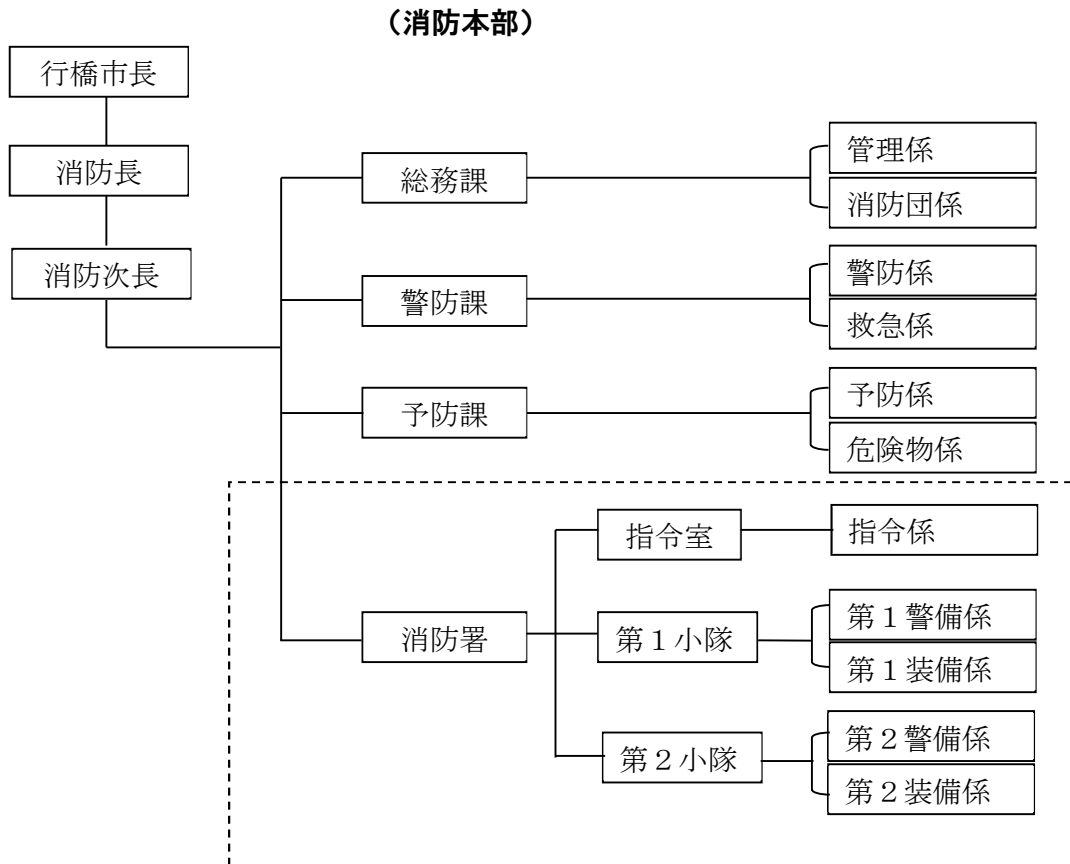
福岡県防災計画書 資料編（令和5年3月）

【資料編 2-14】 県知事管理区間重要水防箇所(海岸)

県 番号	沿岸名	海岸名	担当水 防管理 団体名	重要水防 区域	地先名 (行橋市)	重 要 度	予想さ れる事 態	適用
				延長(m)				
5-09	豊前豊後	行橋海岸	行橋市	樋門3か所 3,742	大字新地	C	越波	
5-10	豊前豊後	辰海岸	行橋市	樋門1か所 1,076	大字金屋	C	漏水	
5-11	豊前豊後	文久海岸	行橋市	1,692	大字文久	C	漏水	
5-12	豊前豊後	今井文久 海岸	行橋市	樋門1か所 592	大今井	B	越波 漏水	
5-13	豊前豊後	長井北 海岸	行橋市	378	大字長井	B	越波	
5-14	豊前豊後	稲童海岸	行橋市	1,040	大字松原	B	越波 漏水	

福岡県防災計画書 資料編 (令和5年3月)

【資料編 2-15】 行橋市消防本部組織図



【資料編 2-16】 行橋市内の文化財一覧表

1 国指定

種別	名称	所在地（行橋市）	指定年月日
重要文化財 （考古資料）	福岡県稲童古墳群出土品	中央1丁目9-3	平成27年9月4日
		歴史資料館	
重要無形	豊前神楽（稲童神楽）	大字稲童 安浦神社	平成29年4月15日
民俗文化財	今井神楽	大字今井 熊野神社	
	道場寺神楽	大字道場寺 北山神社	
	元永神楽	大字元永 今井津須佐神社	
史跡	御所ヶ谷神籠石	大字津積	昭和28年11月14日
		みやこ町勝山大久保・犀川木山	平成10年9月11日
史跡	福原長者原官衙遺跡	南泉1丁目142-3 外	平成29年10月13日

2 県指定

種別	名称	所在地	指定年月日
有形 （建造物）	旧百三十銀行行橋支店	大橋三丁目7-14	平成15年2月5日
有形 （工芸）	梵鐘 應永廿八年在銘	大字今井1802 浄喜寺	昭和41年10月1日
有形 （歴史資料）	仏山塾関連資料	大字上稗田553	昭和55年3月1日
有形 （考古資料）	稲童古墳群第8・15・21号 墳出土品	中央1丁目9-3	平成24年3月29日
		行橋市歴史資料館	
無形民俗	今井祇園行事	大字今井・元永	昭和35年1月12日
			昭和51年4月24日
無形民俗	下検地楽	大字下検地 王野八幡神社	昭和35年11月13日
			昭和51年4月24日
史跡	ビワノクマ古墳	大字延永字ビワノクマ	昭和30年9月6日
史跡	仏山塾（水哉園）跡	大字上稗田553	昭和32年8月13日
天然記念物	御所ヶ谷のヒモヅル自生地	大字津積	平成24年3月26日
史跡	海軍築城航空基地稲童掩体	大字稲童1095-17 ほか	令和5年3月28日

行橋市（令和6年3月現在）

3 行橋市指定

種別	名称	所在地(行橋市)	指定年月日
有形 (建造物)	旧飴屋門	行事五丁目5番3号	平成13年10月1日
有形 (絵画)	絹本著色親鸞聖人像附 裏書	大字今井1802 浄喜寺	平成30年7月4日
有形 (絵画)	絹本著色親鸞聖人絵伝	大字今井1802 浄喜寺	平成30年7月4日
有形 (絵画)	紙本著色良慶上人像	大字今井1802 浄喜寺	平成30年7月4日
有形 (彫刻)	木造八幡神坐像	神田町8-1 正八幡神社	平成17年11月1日
有形 (彫刻)	木造如意輪観音坐像	大字下津熊1013 大儀寺	令和元年6月4日
有形 (古文書)	国作手永大庄屋御用日記	中央1丁目9-3	平成19年8月10日
		行橋市歴史資料館	
有形 (歴史資料)	大橋村 行事村宮市村見取図	中央1丁目9-3	平成17年11月1日
		行橋市歴史資料館	
有形 (考古資料)	馬場代2号墳出土品	中央1丁目9-3	平成30年7月4日
		行橋市歴史資料館	
有形 (考古資料)	広形銅矛	個人蔵	令和6年3月26日
有形民俗	郡境標柱	行橋市大字大谷2133	昭和48年7月1日
有形民俗	郡境標柱	中央1丁目1-1	昭和48年7月1日
		行橋市役所駐車場	
有形民俗	郡境標柱	中央1丁目9-3	昭和48年7月1日
		行橋市歴史資料館	
有形民俗	道路標柱	大字天生田	昭和48年7月1日
有形民俗	絵馬「張良吹簫散楚兵」	行事七丁目17-1	平成21年12月1日
		正ノ宮正八幡神社	
無形民俗	蓑島百手祭	大字蓑島	昭和48年7月1日
無形民俗	入覚念仏楽	大字入覚	平成25年11月1日
史跡	隼人塚古墳	大字高瀬239	昭和48年7月1日
史跡	八雷古墳	大字長木758	昭和56年2月2日
史跡	椿市廃寺跡	大字福丸393 ほか	昭和56年2月2日
史跡	守田蓑洲旧居	大字沓尾181	平成20年8月1日
史跡	馬ヶ岳城跡	大字大谷897-1 ほか	平成25年11月1日

行橋市(令和6年3月現在)

【資料編 2-17】 道路危険箇所

道路種別	路線名	市町村	字	施設管理番号	総合評価	危険内容	対策工法
主地	直方行橋	行橋市	内ノ蔵	E028A010	防災カルテ	落石崩壊	
主地	直方行橋	行橋市	内ノ蔵	E028A020	防災カルテ	落石崩壊	吹付工、砕工
主地	直方行橋	行橋市	内ノ蔵	E028A050	防災カルテ	落石崩壊	砕工
主地	直方行橋	行橋市	内ノ蔵	E028A070	防災カルテ	落石崩壊	砕工
主地	直方行橋	行橋市	内ノ蔵	E028A080	防災カルテ	落石崩壊	
主地	直方行橋	行橋市	矢山	E028A090	防災カルテ	落石崩壊	
主地	直方行橋	行橋市	矢山	E028A100	防災カルテ	落石崩壊	
主地	直方行橋	行橋市	矢山	E028A120	防災カルテ	落石崩壊	砕工
主地	直方行橋	行橋市	矢山	E028A130	防災カルテ	落石崩壊	砕工
主地	直方行橋	行橋市	矢山	E028A140	防災カルテ	落石崩壊	砕工
主地	直方行橋	行橋市	矢山	E028A150	防災カルテ	落石崩壊	吹付工、排水工
主地	直方行橋	行橋市	高来	E028A190	防災カルテ	落石崩壊	吹付工
主地	直方行橋	行橋市	矢山	E028A220	防災カルテ	落石崩壊	
主地	直方行橋	行橋市	矢山	E028A230	防災カルテ	落石崩壊	吹付工
主地	直方行橋	行橋市	矢山	E028E010	防災カルテ	土石流	
主地	直方行橋	行橋市	矢山	E028E020	防災カルテ	土石流	
主地	直方行橋	行橋市	矢山	E028E030	防災カルテ	土石流	
主地	直方行橋	行橋市	内ノ蔵	E028E050	防災カルテ	盛土	
主地	直方行橋	行橋市	矢山	E028F060	防災カルテ	盛土	
主地	直方行橋	行橋市	矢山	E028F070	防災カルテ	盛土	
主地	直方行橋	行橋市	高来	E028F090	防災カルテ	盛土	補強土工
主地	直方行橋	行橋市	矢山	E028F100	防災カルテ	盛土	
主地	直方行橋	行橋市	内ノ蔵	E028G010	防災カルテ	擁壁	
主地	椎田勝山	行橋市	矢留	E058A003	防災カルテ	落石崩壊	
主地	椎田勝山	行橋市	矢留	E058A005	防災カルテ	落石崩壊	
主地	苅田採銅所	行橋市	入覚	E064A640	要対策	落石崩壊	
主地	苅田採銅所	行橋市	入覚	E064G620	防災カルテ	擁壁	
主地	苅田採銅所	行橋市	入覚	E064G630	防災カルテ	擁壁	
一国	496号	行橋市	南泉6丁目	E496F002	防災カルテ	盛土	
一国	496号	行橋市	内垣	E496F200	防災カルテ	盛土	
一国	496号	行橋市	内垣	E496F210	防災カルテ	盛土	
一国	496号	行橋市	内垣	E496F220	防災カルテ	盛土	
一国	496号	行橋市	犀川木井馬場	E496F230	防災カルテ	盛土	
一国	496号	行橋市	犀川木井馬場	E496F240	防災カルテ	盛土	
一国	496号	行橋市	犀川帆柱	E496F420	防災カルテ	盛土	

福岡県防災計画書 資料編 (令和5年3月)

【資料編 2-18】 行橋市一帯の緊急輸送道路



福岡県防災計画書（令和5年3月）

【資料編 2-19】 協定等関連資料

番号	協定名称、締結機関	協定の主な内容	協定締結日
①	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定		
	・内容 資機材及び物資等の提供・職員の派遣・傷病者等の受入など		
1	全国 22 市町 大阪府泉大津市、茨城県那珂市、滋賀県野洲市、京都府八幡市、岐阜県可児市、愛知県刈谷市、三重県亀山市、兵庫県高砂市、岡山県玉野市、奈良県大和郡山市、和歌山県橋本市、高知県香南市、島根県益田市、宮崎県日向市、鹿児島県阿久根市、静岡県磐田市、佐賀県神埼市、山口県柳井市、山梨県甲府市、愛媛県四国中央市、福岡県荏荳町、行橋市	市町村広域災害ネットワークを構成する各団体は、ネットワーク構成団体の地域において地震等の災害が発生し、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に、他の構成団体が、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災団体の応急対策及び復旧対策を円滑にすること。	平成 25 年 6 月 3 日
②	行橋市における大規模な災害時の応援に関する協定書		
	・内容 情報連絡網の構築・現地情報連絡員（リエゾン）の派遣・災害応急措置など		
2	国土交通省九州地方整備局（北九州国道事務所）	大規模災害時において、国交省所管施設の被害状況の把握、情報連絡網の構築、リエゾンの派遣、応急対策措置、その他必要と認められる事項に関する事。	平成 25 年 11 月 1 日
3	在日米軍再編に係る訓練移転先 6 基地関係自治体連絡協議会 加盟 21 市町村 北海道千歳市、北海道苫小牧市、青森県三沢市、青森県東北町、青森県六ヶ所村、茨城県小美玉市、茨城県かすみがうら市、茨城県行方市、茨城県銚田市、茨城県茨城町、石川県小松市、石川県加賀市、石川県能美市、石川県川北町、福岡県築上町、福岡県行橋市、福岡県みやこ町、宮崎県宮崎市、宮崎県西都市、宮崎県新富町、宮崎県高鍋町	在日米軍再編に係る訓練移転先 6 基地関係自治体連絡協議会に加盟する市町村（以下「協定市町村」という。）において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被害を受けた協定市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等の対策が十分に実施できない大規模な災害である場合に、協定市町村間の相互応援を、迅速かつ円滑に遂行する事に関する事。	平成 27 年 3 月 31 日
③	災害時における応援に関する協定		
	・内容 生活必需物資及び資機材の収集の協力、派遣職員の現地活動に対する支援協力		
4	荏荳町・泉大津市・阪九フェリー株式会社	互いに地域に災害が発生し、独力では十分な救援活動が実施できないと判断される場合、阪九フェリーの所有する船舶による物資輸送の協力を得て、被災した自治体の要請により他の自治体が応援を行う場合、または非被災者自治体の自主判断により応援を行う場合、その応援活動が円滑に行う事に関する事。	平成 19 年 7 月 6 日
④	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定		
	・内容 生活必需物資及び資機材の収集の協力、派遣職員の現地活動に対する支援協力		
5	福岡県内市町村	福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第 67 条第 1 項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力すること。	平成 17 年 4 月 26 日
⑤	・避難所としての使用に関する協定書		
6	株式会社ケア・ウェル	行橋市内に地震、風水害等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て、乙の所有する老人ホーム施設を避難所として使用すること。	令和 2 年 4 月 1 日
⑥	・緊急避難場所としての使用に関する協定書		
7	株式会社ベスト電器 行橋店	災害時における緊急避難場所としての使用に関する事。	平成 26 年 3 月

番号	協定名称、締結機関	協定の主な内容	協定締結日
8	グランドハイツ辰山	災害時における避難所としての使用に関すること。(辰下区とアート不動産と柴田萬壽枝氏との間での取り決め)	平成24年 6月1日
9	シルバーメイト館西宮市	大地震等が発生し、大津波により地域住民が緊急に避難しなければならないときに一時的に緊急避難できる施設「津波等避難ビル」としての利用に関すること。(中津熊二区と(株)S・Kコーポレーションとの間での取り決め)	平成27年 8月1日
10	福岡県(覚書)	行橋市内で津波による水害や、河川の氾濫等による水害が発生した時に、行橋市の地域防災計画で指定している避難所等に市民が避難する時間的余裕がない場合、県営住宅を緊急避難場所にするに関すること。(新地団地、大橋団地、豊団地、金屋団地の4箇所)	平成26年 5月23日
11	福岡県立京都高等学校	災害時における避難所としての使用に関すること。	平成26年 3月1日
12	福岡県立行橋高等学校	災害時における避難所としての使用に関すること。	平成26年 3月1日
13	西宮市5区及び福岡京築農業協同組合 営農経済本部	行橋市内に大規模な津波、高潮、或いは洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、丙の協力を得て、丙の所有する施設を緊急避難所として使用すること。	平成26年 3月1日
14	下津熊区及び福岡京築農業協同組合長 峡支店	行橋市内に大規模な津波、高潮、或いは洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、丙の協力を得て、丙の所有する施設を緊急避難所として使用すること。	平成27年 1月8日
⑦	・帰宅困難者のための避難場所としての利用		
15	福岡法務局	福岡法務局は、地震、風水害等の災害発生時における福岡法務局が管理する施設及び設備の利用協力に関すること。受入場所及び人数は行橋支局庁舎1階会議室18人その他。	令和元年8 月13日
⑧	災害時における機能復旧対策業務に関する協定		
16	九州電力送配電(株)行橋配電事業所 (申合せ書)	台風、風雪、洪水、地震等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木除去等の道路啓開作業など、双方が緊密な連携すること。	平成30年 6月14日
17	行橋市電設協議会	地震・風水害・その他の災害(以下「災害」という。)により、行橋市災害対策本部が設置される庁舎等の電気設備、電気器具または配線(以下「電気設備等」という。)に異常が発生した場合における機能復旧対策業務(以下「復旧業務」という。)に関すること。	令和2年8 月21日
18	日米電子株式会社	災害時における行橋市防災行政無線設備の機能維持のための応急対策及び災害復旧作業等に関すること。	令和5年 12月4日
⑨	災害時における物資の供給協力に関する協定		
	・内容 生活必需品等の救護物資の供給協力		
19	株式会社イズミ(ゆめタウン行橋店)	災害発生時等における生活必需品等の物資(以下「物資」という。)の供給及び施設の提供に関すること。	平成24年 2月1日
20	株式会社イズミ(ゆめタウン南行橋店)	災害発生時等における生活必需品等の物資(以下「物資」という。)の供給及び施設の提供に関すること。	平成24年 4月25日
21	グッデイ株式会社(グッデイ行橋店)	災害発生時等における生活必需品等の物資(以下「物資」という。)の供給及び施設の提供に関すること。	平成26年 3月1日
22	NPO法人コメリ災害対策センター	災害発生時等における生活必需品等の物資(以下「物資」という。)の供給に関すること。	平成24年 2月1日
23	三角商事株式会社(ルミエール)	災害発生時等における生活必需品等の物資(以下「物資」という。)の供給に関すること。	平成24年 2月1日
24	株式会社ナフコ	災害発生時等における生活必需品等の物資(以下「物資」という。)の供給に関すること。	平成29年 12月1日
⑩	災害時における応急対策活動業務に関する協定		
25	行橋災害防止協会	行橋市が管理する道路、河川等の機能等維持及び回復のため、災害時における応急対策活動への応援協力に関する基本事項を定め、災害に対して迅速かつ的確な対応に関すること。	平成21年 4月1日
26	行橋京都造園組合	行橋市が管理する道路、河川等の機能等維持及び回復のため、災害時における応急対策活動への応援協力に関する基本	平成21年 4月1日

番号	協定名称、締結機関	協定の主な内容	協定締結日
		事項を定め、災害に対して迅速かつ的確な対応に関すること。	
27	協同組合アジアライン	行橋市が管理する道路、河川等の機能等維持及び回復のため、災害時における応急対策活動への応援協力に関する基本事項を定め、災害に対して迅速かつ的確な対応に関すること。	平成 21 年 4 月 1 日
28	行橋緊急支援建設協力会	行橋市が管理する道路、河川等の機能等維持及び回復のため、災害時における応急対策活動への応援協力に関する基本事項を定め、災害に対して迅速かつ的確な対応に関すること。	平成 21 年 4 月 1 日
29	行橋災害時応援協力会ぎおん会	行橋市が管理する道路、河川等の機能等維持及び回復のため、災害時における応急対策活動への応援協力に関する基本事項を定め、災害に対して迅速かつ的確な対応に関すること。	平成 21 年 4 月 1 日
30	YDP グループ	行橋市が管理する道路、河川等の機能等維持及び回復のため、災害時における応急対策活動への応援協力に関する基本事項を定め、災害に対して迅速かつ的確な対応に関すること。	平成 21 年 4 月 1 日
11	災害時における応急対策活動機材のレンタルに関する協定		
31	株式会社ナガワ	災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関すること。品目は、発電機、バックホー、水中ポンプ、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウスその他機材として保有、又は調達できるもの。	令和 2 年 7 月 29 日
	災害発生時における行橋市と行橋市内郵便局の協力に関する協定		
12	・内容 車両の提供、広報活動への協力、被災者の避難先リスト等の情報の相互提供		
32	行橋市内郵便局	行橋市内に発生した地震その他による災害時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するためにすること。	平成 28 年 3 月 1 日
13	災害時の医療救護活動に関する協定		
	・内容 医師、看護師等の医療救護活動の協力		
33	一般社団法人京都医師会	行橋市地域防災計画に基づき、行橋市が一般社団法人京都医師会の協力を得て行う医療救護活動を円滑に行うためその実施に関すること。	平成 29 年 2 月 16 日
14	災害時における地図製品等の供給等に関する協定		
	・内容 地図製品等の供給及び利用		
34	ゼンリン株式会社	市内で災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、行橋市災害対策基本法第 23 条の 2 に基づく災害対策本部を設置したときの、ゼンリンの地図製品等の供給及び利用等に関する事。平常時からの防災に関する情報交換を通じ、行橋市及びゼンリンが連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。	平成 27 年 5 月 28 日
15	防災パートナーシップの確保に関する協定		
	・内容 災害時における情報の周知		
35	東九州コミュニティー放送株式会社 (スターコーン FM)	行橋市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある時における放送要請に関すること。(放送可能時間は 6:00~24:00 の間に限る)	平成 25 年 6 月 1 日
36	九州朝日放送株式会社(KBC)	行橋市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、互いに協力を得て迅速に災害及び防災に関する情報を周知すること等により、災害による被害の軽減を図り、もって住民の安全の確保すること。	令和元年 9 月 30 日
37	LINE ヤフー株式会社	行橋市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、行橋市が行橋市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行橋市の行政機能の低下を軽減させるため、行橋市とヤフーが互いに協力して様々な取り組みに関すること。	令和 2 年 9 月 30 日
16	災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定		
	・内容 災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営		
38	社会福祉法人行橋市社会福祉協議会	行橋市地域防災計画に基づく災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関しすること。	平成 31 年 3 月 1 日

番号	協定名称、締結機関	協定の主な内容	協定締結日
17	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書		
	・内容 災害時における通信の確保		
39	西日本電信電話株式会社 (NTT 西日本)	災害の発生時において、互いに協力のもと、被災者の通信確保に関すること。	平成 29 年 5 月 18 日
18	災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定		
	・内容 災害時において特別な配慮を要する方の受け入れ		
40	社会福祉法人 みやこ老人ホーム	行橋市内に大規模な地震、その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て、乙の運営する施設を福祉避難所として使用すること。	平成 25 年 9 月 1 日
41	社会福祉法人清風会 特別養護老人ホーム 石並園	行橋市内に大規模な地震、その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て、乙の運営する施設を福祉避難所として使用すること。	平成 26 年 3 月 1 日
19	電気自動車を活用した災害連携協定		
	・内容 災害時における電気自動車等の無償提供		
42	福岡日産自動車株式会社 北九州日産モーター株式会社 日産プリンス福岡販売株式会社 日産自動車九州株式会社 日産自動車株式会社 九州リージョナル セールスオフィス	災害時における電気自動車等による避難所への電力供給の無償提供	令和 3 年 10 月 18 日
20	緊急時開放備蓄型自動継続に関する覚書		
43	大塚製菓・コカ・コーラ	災害発生時等において災害対策本部等が開設された場合の自販機内の在庫商品の供給に関すること。	平成 30 年 8 月 30 日

【資料編 2-20】 行橋市防災会議条例

昭和38年3月28日条例第14号行橋市防災会議条例

行橋市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、行橋市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を掌るものとする。

- (1) 行橋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるものの外法律又は、これに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、29人以内とし次のうちから市長が任命する。
 - (1) 所在官公署の長
 - (2) 所在公共機関の長
 - (3) 市職員
 - (4) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者
- 6 前項の委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は所在官公署の職員、所在公共機関の職員、市職員、学識経験者及び市長が防災上必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成7年9月28日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第22号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第23号）

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成22年6月21日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月15日条例第2号）

この条例は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日条例第7号）

この条例は、平成31年6月1日から施行する。

【資料編 2-21】 行橋市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 28 日条例第 15 号

行橋市災害対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき行橋市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部は、災害対策本部長及び災害対策副本部長並びに災害対策本部員をもって組織する。

2 災害対策本部長は、市長をもって充て災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 災害対策副本部長は副市長をもって充て、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をこれに充てる。

4 班長は班の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

(副市長に事故があるとき、又は欠けたときの特例)

2 副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、第 2 条第 3 項中「副市長」とあるのは、「総務部長」と読み替えるものとする。

附 則 (平成 19 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 25 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 6 月 22 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の行橋市災害対策本部条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

【資料編 2-22】 行橋市災害対策本部規程

昭和 38 年 6 月 18 日告示第 12 号

行橋市災害対策本部設置規程

(設置)

第1条 非常災害に際し、防災の推進を図るため、行橋市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所在地)

第2条 本部は、市役所内に置く。ただし、状況により災害地所轄の公民館内に置くことができる。

(組織)

第3条 本部に別表に定める班を置く。

- 2 本部長は、必要と認めるときは、前項の班以外の班を置くことができる。
- 3 班に班長を置き、市職員の中から本部長がこれを任命する。
- 4 班員は、市職員又は救助活動に関係あるものの中から本部長が任命又は委嘱する。

第4条 本部長は、本部を統轄し、副本部長は、本部長を補佐する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 班長は、本部長の命を受け班務を処理する。
- 4 班員は、上司の命を受けその職務に従事する。

(分掌事務)

第5条 本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害に際し、現場に於ける救助諸団体等との連絡協調のもとに応急救助作業に関すること。
- (2) 救助に必要な資料又は情報の収集に関すること。
- (3) 救助の平時における計画及び訓練に関すること。

第6条 第3条の班の分掌事務は、別表に定めるとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和 38 年 6 月 20 日から施行する。
- 2 福岡県災害救助隊行橋支隊設置規程（昭和 32 年告示第 14 号）は廃止する。

附 則（昭和 52 年 1 月 24 日告示第 3 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 16 日告示第 22 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 5 月 23 日告示第 45 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 29 日告示第 112 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 24 日告示第 101 号抄）

(施行期日)

1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月1日告示第73号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月1日告示第63号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年7月9日告示第48号)

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

別表 (第3条及び第6条関係)

別 表

第1編 「行橋市災害対策本部事務分掌」の通り

【資料編 2-23】 行橋市消防団条例

昭和30年2月20日条例第20号

行橋市消防団条例

(通則)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務その他身分取扱い及び公務災害補償について定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 本市に消防団を設置し、その名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 行橋市消防団

区域 行橋市一円

(任命)

第3条 団員は、次に掲げる資格を有する者でなければならない。

(1) 本市に住所を有する者であつて、満18歳以上のもの

(2) 志操堅固で、かつ、身体強健な者であつて、操行正しきもの

2 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づいて、団員の中から、市長が任命する。

3 団員（団長を除く。）は、市長の承認を得て、団長が任命する。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第12条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(任期)

第5条 団長、副団長、本部長、分団長、副分団長、部長及び班長の職としての任期は、3年とする。ただし、重任を妨げない。

(定員)

第6条 団員の定数は、564人とする。

(退団)

第7条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって、団長の場合にあつては市長に、その他の団員にあつては団長に申し出て、その許可を受けなければならない。ただし、次条の規定により退職する場合は、この限りでない。

(定年による退団)

第8条 団員が、定年に達したときは、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める日をもって退団するものとする。

(1) 団長、副団長、本部長及び分団長 定年に達した日以後において第5条に規定する任期が満了した日

(2) 副分団長、部長、班長及び団員 定年に達した日以後における最初の3月31日(定年)

第9条 団員の定年は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

(1) 団長、副団長、本部長、分団長、副分団長、部長及び班長 70歳

(2) 団員 65歳

(定年による退団の特例)

第10条 市長は、前条の規定にかかわらず、団長の定年を延長することができる。2 団長は、前条第2号の規定により定年に達した団員が、特に志操堅固で、かつ、身体強健な者であつて、操行正しく他の者の模範になると認めるときは、5年を超えない範囲において、その定年を延長することができる。

(分限)

第11条 団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、団長にあつては市長が、その他の団員にあつては団長が、それぞれ当該団員を降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 第4条に規定する欠格条項の適用を受けるとき。

(2) 消防団の設置区域外に転住したとき。

(懲戒)

第12条 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、団長にあつては市長が、その他の団員にあつては団長が、それぞれ当該団員に対して、戒告、停職又は免職を命ずることができる。

(1) 消防に関する法令、条例及び規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があつたとき。

2 前項の規定により停職を命じようとするときは、1月以内の期間を定めてこれを行う。

(分限及び懲戒の手續)

第13条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、行橋市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(昭和30年行橋市条例第25号)及び行橋市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和30年行橋市条例第27号)の規定を準用する。

(服務規律)

第14条 団員は、団長の召集によつて出動し、職務に従事するものとする。召集を受けない場合であっても、災害(水火災、地震その他の災害をいう。以下同じ。)の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第15条 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第16条 団員は、10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の団員にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がある場合を除いて、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第17条 団員は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認めるときは、警備に支障のある行為をしてはならない。

第18条 団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を遵守し、上長の指揮命令の下に上下一体事に当らなければならない。
- (3) 上下同僚の間互に相敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。
- (4) 職務に関し金品の寄贈を受け、若しくは饗応接待を受け、又はこれを請求する等のことがあってはならない。
- (5) 職務上知得した秘密を他に漏らしてはならない。
- (6) 団員は、消防団又は団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (7) 消防団又は団員の名義をもって、みだりに寄附金を募り、営利行為をなし、又は義務の負担となるような行為をしてはならない。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材は、常に整備して維持管理し、職務に用いるもののほか、これを使用してはならない。

(報酬)

第19条 団員に年額報酬及び出動報酬（以下「報酬」という。）を支給する。

2 団員には、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める年額報酬を支給する。

- (1) 団長 139,400 円
- (2) 副団長 97,800 円
- (3) 分団長 64,400 円
- (4) 副分団長 48,400 円
- (5) 部長 42,000 円
- (6) 班長 38,500 円
- (7) 団員 36,500 円

3 前項の規定により年額報酬を支給する場合において、本部長（行橋市消防団規則（平成23年行橋市規則第2号）第3条第2項に掲げる者をいう。）の職にある者に対しては、27,700 円を加算して支給する。

4 団員が災害、警戒、訓練及び式典参加の職務に従事したときは、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める出動報酬を支給する。

- (1) 災害 1日につき 8,000 円
- (2) 警戒 1日につき 4,000 円
- (3) 訓練 1日につき 3,000 円
- (4) 式典参加 1日につき 1,000 円

5 前項第1号に掲げる職務に従事した場合において、1日の従事した時間が4時間に満たないときは、同号に定める額の半額を支給する。

（費用弁償）

第20条 団員が公務のために旅行したときは、行橋市職員等の旅費に関する条例（昭和60年行橋市条例第3号）の適用を受ける一般職の職員の例により、費用弁償を支給する。ただし、本市の区域内を旅行する場合の車賃及び日当については、この限りでない。

（報酬及び費用弁償の支給方法）

第21条 第19条第2項に規定する年額報酬の支給方法については、行橋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年行橋市条例第4号）第3条第3項及び第5項を準用する。この場合において、年度の途中で職の変更により年額報酬の額を変更する必要があるときも、同様とする。

2 第19条第4項に規定する出勤報酬は、年度を4期に分けて支給する。この場合において、年度の途中で退職した団員があるときは、これを一括又は4期を超えない範囲（同一年度内に限る。）において、支給することができる。

3 報酬及び費用弁償の支給の日以前に、死亡により団員が退職した場合は、当該団員の遺族に報酬及び費用弁償を支給する。この場合において、その支給方法は、行橋市非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年行橋市条例第22号）第5条を準用する。

（公務災害補償）

第22条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合補償条例（昭和41年福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合条例第3号）の定めるところによる。

（規則への委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和32年3月27日条例第10号）

この条例は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則（昭和35年8月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年7月1日から適用する。

附 則（昭和35年12月26日条例第16号）

この条例は、昭和36年1月1日から施行する。

附 則（昭和36年3月23日条例第10号）

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和37年3月28日条例第8号）

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和37年3月28日条例第15号）

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年3月29日条例第13号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年3月29日条例第15号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月31日条例第4号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月21日条例第10号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年2月10日条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和43年12月1日から適用する。
- 2 この条例の施行に関し、改正後の別表第2号表の適用については、昭和43年度は次の表のとおりとする。

階級別	年報酬（1人）
団長	19,000円
副団長	12,300円
本部長	（兼務）4,500円
分団長	8,200円
副分団長	4,500円
部長	3,800円
班長	1,900円
団員	1,600円
自動車運転手	4,500円

附 則（昭和44年5月10日条例第14号）

この条例は、昭和44年5月10日から施行する。

附 則（昭和45年6月25日条例第10号）

この条例は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則（昭和45年10月13日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年8月20日から適用する。

附 則（昭和46年1月4日条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年12月1日から適用する。
- 2 この条例の施行に関し、改正後の別表第2号表の適用については、昭和45年度は次の表のとおりとする。

階級別	年報酬（1人）
団長	24,950円
副団長	16,300円
本部長	（兼務）6,000円
分団長	10,850円
副分団長	6,000円
部長	4,900円
班長	2,500円
団員	2,100円
自動車運転手	59,000円

附 則（昭和47年7月19日条例第16号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。ただし、別表第3号表の規定は、昭和47年7月1日から適用する。

附 則（昭和48年12月20日条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年9月1日から適用する。
- 2 この条例の施行に関し、改正後の別表第2号表の適用については、昭和48年度は次の表のとおりとする。

階級別	年報酬（1人）
団長	40,600円
副団長	26,400円
本部長	（兼務）9,800円
分団長	17,500円
副分団長	9,800円
部長	7,700円
班長	4,500円
団員	4,000円
自動車運転手	9,500円

附 則（昭和49年10月5日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年7月1日から適用する。

附 則（昭和49年12月24日条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年8月1日から適用する。ただし、改正後の別表第3号表は、昭和49年9月1日から適用する。
- 2 この条例の施行に関し、改正後の別表第2号表の適用については、昭和49年度は次の表のとおりとする。

階級別	年報酬（1人）
団長	56,166円
副団長	36,500円
本部長	（兼務）13,666円
分団長	24,166円
副分団長	13,666円
部長	10,500円
班長	6,200円
団員	5,500円
自動車運転手	12,833円

附 則（昭和51年3月31日条例第3号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月15日条例第4号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月21日条例第7号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月17日条例第32号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。
- 2 この条例の施行に関し、改正後の別表第2号表の適用については、昭和55年度は次の表のとおりとする。

階級別	年報酬（1人）
団長	68,250円
副団長	45,000円
本部長	（兼務）16,000円
分団長	28,250円
副分団長	16,000円
部長	12,250円
班長	7,900円
団員	7,000円
自動車運転手	15,000円

【資料編 2-24】 行橋市消防団規則

行橋市消防団規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定並びに行橋市消防団条例（昭和30年行橋市条例第20号。以下「条例」という。）に基づき、行橋市消防団（以下「消防団」という。）の組織並びに消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消防団に本部及び分団を置く。

- 2 分団に部及び班を置く。
- 3 分団の管轄区域は、別に定める。

(階級)

第3条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

- 2 次の表の左欄に掲げる職にある者の階級は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

団長	副団長
副団長	分団長
本部長	分団長
分団長	副分団長
副分団長	部長
部長	班長
班長	団員
団員	

- 3 分団長の職にある者は、本部長の職にある者を兼ねることができる。

(階級別定員及び配置)

第4条 消防団員の階級別定員及び配置は、別表のとおりとする。

(任用等の基準日等)

第5条 消防団員の任用（入団、昇格等）の基準日は、4月1日又は10月1日とし、退団の基準日は、3月31日又は9月30日とする。ただし、団長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 団長は、条例第3条第3項に基づいて、消防団員の任命を行うときは、分団長及び部長が推薦する者をもって行うものとする。この場合において、分団長及び部長は、消防団員任命願（様式）を団長に提出するものとする。

(職務)

第6条 消防団員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 団長は、消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮監督する。
- (2) 副団長は、消防団長を補佐し、消防団長に事故があるとき、又は消防団長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 本部長は、消防団長の命を受け、消防団本部の事務を処理する。

- (4) 分団長は、団長の命を受け、当該分団の事務を掌理し、自己の分団と所属を同じくする消防団員を指揮監督する。
- (5) 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (6) 部長及び班長は、上司の命を受け、所掌事務を処理し、自己と所属を同じくする消防団員を指揮監督する。
- (7) 団員は、上司の命を受け、消防事務に従事する。

(訓練、礼式及び服制)

第7条 消防団員の訓練、礼式及び服制については、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）及び消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月21日規則第21号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

階級別 区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
本部	1	2	0	0	0	0	0	3
第1分団	0	0	1	1	4	4	40	50
第2分団	0	0	1	1	1	3	20	26
第3分団	0	0	1	1	2	2	24	30
第4分団	0	0	1	1	3	5	44	54
第5分団	0	0	1	1	4	11	64	81
第6分団	0	0	1	1	5	12	73	92
第7分団	0	0	1	1	3	8	55	68
第8分団	0	0	1	1	3	6	39	50
第9分団	0	0	1	1	3	7	42	54
第10分団	0	0	1	1	3	6	45	56
合計	1	2	10	10	31	64	446	564

様式（第5条関係）

※住民票を1通添付すること。

団 長	消防長	次 長	課 長	係 長	係	決裁印
消 防 団 員 任 命 願						
ふりがな			生年 月日	年 月 日		
氏 名						
住 所	〒 ー					
電話番号	自宅	携帯				
メールアドレス	携帯	PC				
職 業				勤務地		
事業所名	電話					
消防歴 の有無	有 ・ 無 ()			住民 登録	年 月 日	
<p>上記の者を、_____年__月__日 付で、行橋市消防団</p> <p>第_____分団_____部の団員として任命下さるようお願いいたします。</p> <p>届出日 _____年 _____月 _____日</p> <p>行橋市消防団 第 _____分団長 氏名_____ 印</p> <p>行橋市消防団 第 _____部々長 氏名_____ 印</p> <p>行橋市消防団長 殿</p>						
受 付 欄			経 過 欄			
			承 認	年	月	日
			辞令交付	年	月	日
			備 考			

【資料編 2-25】 臨時ヘリポート

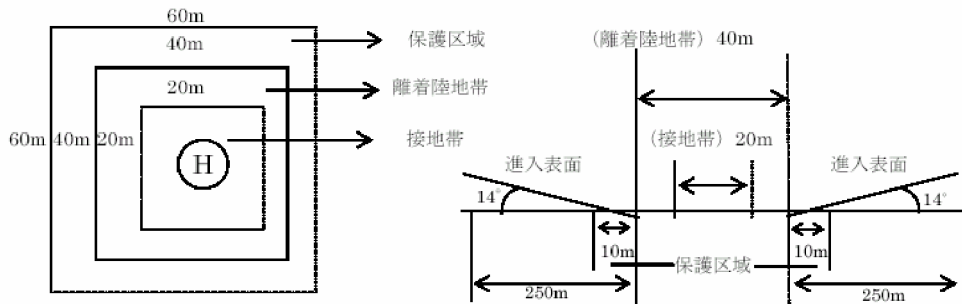
1 行橋市の臨時ヘリポート一覧

番号	臨時離着陸場名	所在地	施設管理者	備考 (広さ) 巾 mx 長さ
1	中山グラウンド	行橋市大橋 2-11-1	市教育委員会	140×140
2	蓑島小学校グラウンド	行橋市大字蓑島 841-1	〃	80× 80
3	今元中学校グラウンド	行橋市大字今井 896-1	〃	100× 80
4	仲津中学校グラウンド	行橋市大字稲童 3104	〃	80× 70
5	泉中学校グラウンド	行橋市西泉 5-7-1	〃	100×140
6	椿市小学校グラウンド	行橋市大字長尾 530	〃	70× 70
7	行橋南小学校グラウンド	行橋市南大橋 2-5-1	〃	100×140
8	今川小学校グラウンド	行橋市大字宝山 857	〃	80× 80
9	中京中学校グラウンド	行橋市大字天生田 545	〃	80× 85
10	長峡中学校グラウンド	行橋市大字延永 6	〃	100×100
11	行橋総合公園グラウンド	行橋市大字文久 3759	〃	253×117
12	新田原グラウンド	行橋市大字稲童 852	〃	127×148
13	みやこの苑グラウンド	行橋市大字二塚 584	行橋市	120×106

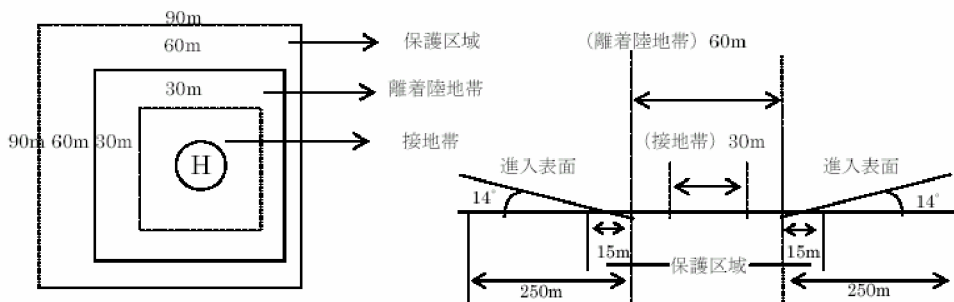
福岡県防災計画書 資料編 (令和 5年 3月)

2 ヘリポートの設置の目安

ア 中型 (AS365、ベル412等以下) のヘリコプターの場合



イ 大型 (V-107、A332等以上) のヘリコプターの場合



注1：離着陸地帯とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた設置帯を含む矩形部分をいう。

接地帯を除き、約30cm程度までの高さを限度として、できるだけ平坦でなければならない。

注2：接地帯とは、離着陸地帯の一部であって、ヘリコプターが離陸浮揚では着陸接地に使用する矩形部分をいい、使用機の全長以上を一辺とする図に示す広さを目安とする。

表面の傾斜は3°以下で、使用機の運航に十分耐え得る強度でなければならない。

注3：保護区域とは、ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し、安全を確保するため、離着陸地帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。

福岡県防災計画書 資料編（令和5年3月）

【資料編 2-26】 行橋市の水防資機材一覧表

《水防倉庫（10坪）1棟あたりの基準（最低）》

品目	数量	品目	数量
土のう袋	850枚	掛矢	6丁
杉丸太（杭）	150本	鎌（厚薄）	30
		ハンマー	10丁
ビニールシート	200枚	ツルハシ	5丁
縄（ビニールひも）	275kg	斧	5丁
スコップ	20丁	照明灯	若干
鉄線	20kg	その他必要器具	〃
ペンチ	5丁		

福岡県水防計画書（令和5年3月）

《水防資機材一覧表》

資機材名	数量	
	行橋市	県土整備事務所(行橋支所)
トラック	-	1
小型又はジープ	1	-
一輪車	-	7
リヤカー	-	-
船	-	-
無線機	8	4
カケヤ	2	3
スコップ	8	26
ハンマー	-	4
タコ	-	-
ツルハシ	6	16
カキ板	-	-
クワ	5	13
カマ	3	58
ザル	-	5
ノコギリ	5	9
トビロ	-	1
ペンチ	-	13
照明灯	27	10
麻袋	-	-
土のう袋	4,092	4,800
杭丸太	254	98
竹	-	-
鉄線	-	10
ビニールシート	93	76
ロープ（巻）	2	15
縄（ビニールひも）	-	12
斧	-	5

福岡県水防計画書（令和6年度）

【資料編 2-27】 行橋市内の気象観測所一覧表

1 気象観測所一覧

観測所番号	観測所名	種別	所在地	緯度	経度	海面上の高さ(m)
82101	行橋	地域気象観測所	行橋市西泉	33 42.8	130 58.5	9

所管	観測所名	種別	所在地
福岡県河川管理課	福丸	雨量	行橋市大字福丸
福岡県砂防課	福丸	雨量	行橋市福丸 231-1 地先
福岡県防災企画課	行橋支部局	雨量	行橋市中央 1-2-1 京築県土整備事務所行橋支所
九州旅客鉄道株式会社	行橋駅	雨量	行橋市西宮市 2-1-1
九州旅客鉄道株式会社	新田原駅	雨量	行橋市道場寺 1589
西日本高速道路株式会社	行橋 IC	雨量	行橋市下検地

福岡県防災計画書（令和5年3月）

2 国土交通省川の防災情報で示されている水位データ

九州その他水系 長峽川（長音寺橋水位局）

水系名	河川名	名称	住所等
九州その他	長峽川	長音寺橋	行橋市上津熊古川 63

九州その他水系 長峽川（上稗田橋水位局）

水系名	河川名	名称	住所等
九州その他	長峽川	上稗田橋	行橋市上稗田字川向 82-1

今川水系 今川（豊国橋水位局）

水系名	河川名	名称	住所等
今川	今川	豊国橋	行橋市大字南大橋 4-1

【資料編 2-28】 行橋市の災害時優先電話

「行橋市の災害時優先電話一覧表」

(令和6年5月現在)

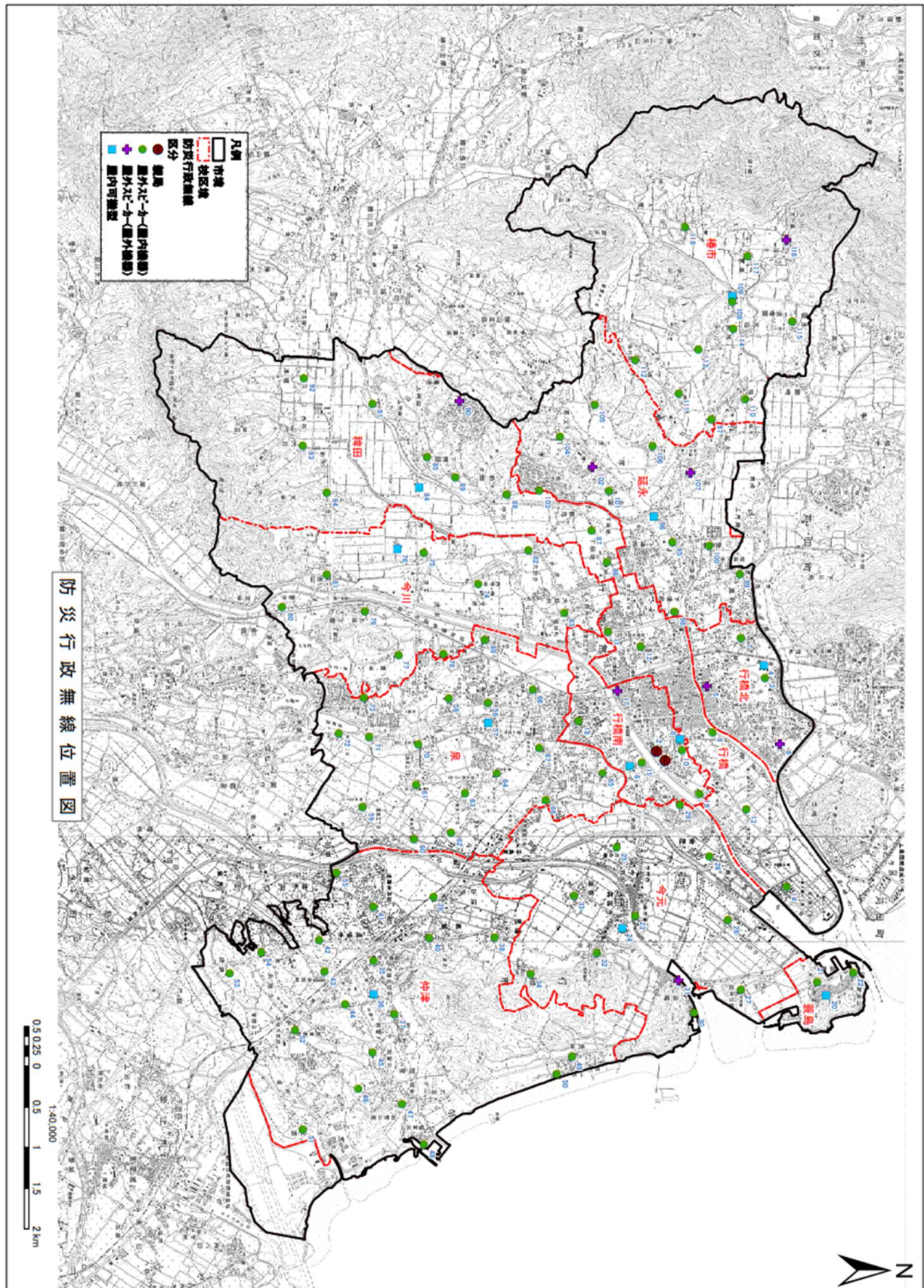
設置場所	住所	備考
行橋市役所	行橋市中央 1-1-1	7階 情報政策課
		6階 議会事務局
		4階 防災危機管理室
		4階 秘書課
		3階 教育総務課
		2階 上水道課
		1階 収納課
行橋市消防本部	行橋市中央 1-9-9	指令室
		指令室
		予防係
		管理係
行橋市中央公民館	行橋市大橋 1-9-26	
ウィズゆくはし	行橋市大字中津熊 501	2階 子育て支援センター
地域ケア複合センター	行橋市大字金屋 599-1	
行橋浄水場	行橋市大橋 1-15-67	
矢留浄水場	行橋市矢留 973	
東部ポンプ場	行橋市大橋 2-21-8	
行橋小学校	行橋市大橋 2-17-1	
行橋南小学校	行橋市南大橋 2-5-1	
行橋北小学校	行橋市行事 6-20-1	
蓑島小学校	行橋市大字蓑島 841-1	
今元小学校	行橋市大字元永 687	
仲津小学校	行橋市大字道場寺 1439	
泉小学校	行橋市泉中央 4-1-1	FAX 番号電話機対応
今川小学校	行橋市大字宝山 857	
稗田小学校	行橋市大字下稗田 967	
延永小学校	行橋市大字上津熊 125	
椿市小学校	行橋市大字長尾 530	
行橋中学校	行橋市大橋 1-11-1	FAX 番号電話機対応
今元中学校	行橋市大字今井 896-1	
仲津中学校	行橋市大字稲童 3104	
泉中学校	行橋市西泉 5-7-1	
中京中学校	行橋市大字天生田 545	FAX 番号電話機対応
長峡中学校	行橋市大字延永 6	FAX 番号電話機対応

【資料編 2-29】 行橋市の防災行政無線通信施設

(親局 2 局、屋外拡声子局 110 局)

拡声子局: 110局		
1	行橋小学校	行橋市大橋2-17-1
2	行橋中学校	行橋市大橋1-11-1
3	西宮市4区集会所	行橋市西宮市4-26-15
4	西宮市2区集会所	行橋市西宮市2-15-40
5	亀川集会所	行橋市東大橋2-9-35
6	石田新聞集会所	行橋市東大橋6-8-22
7	亀川2(児童遊園)	行橋市東大橋2-4
8	行橋南公民館	行橋市南大橋2-3-27
9	神田町公園	行橋市神田町426
10	門樋上第二集会所	行橋市南大橋4-14-46
11	若菜町集会所	行橋市大橋1-21-40
12	行事保育所跡	行橋市行事5-8-10
13	行橋北公民館	行橋市行事3-17-50
14	行事新町(児童遊園)	行橋市行事2-8-30
15	宮前公民館	行橋市行事8-3-10
16	養島小学校	行橋市大字養島841-1
17	養島漁業協同組合	行橋市大字養島470-13
18	養島海岸	行橋市大字養島
19	今元公民館	行橋市大字今井2092-1
20	今元中学校	行橋市大字今井896-1
21	行橋市地域ケア複合センター	行橋市大字金屋599-1
22	行橋市民体育館	行橋市大字今井3759
23	転作文久農業者研修集会所施設	行橋市大字今井3337-3
24	辰上二集会所	行橋市大字金屋431-4
25	沓尾漁業協同組合	行橋市大字沓尾247-2
26	守田養洲旧居(沓尾)	行橋市大字沓尾181
27	元永公民館	行橋市大字元永
28	津留公民館	行橋市大字津留
29	祇園団地公民館	行橋市大字元永
30	仲津公民館	行橋市大字道場寺1517-1
31	仲津中学校	行橋市大字稲童3104
32	馬場地区学習等供用施設	行橋市大字馬場284-1
33	辻垣地区学習等供用施設	行橋市大字辻垣448-2
34	高瀬第1地区学習等供用施設	行橋市大字高瀬383-1
35	道場寺本区地区学習等供用施設	行橋市大字道場寺826-2
36	新田原老人いこいの家	行橋市大字道場寺1446-25
37	道場寺南部地区学習等供用施設	行橋市大字道場寺1439-5-1
38	畠田西地区学習等供用施設	行橋市大字稲童2657-5
39	稲童第5地区学習等供用施設	行橋市大字稲童2532-1
40	稲童第2地区学習等供用施設	行橋市大字稲童1041-1
41	稲童第1地区学習等供用施設	行橋市大字稲童1464-4
42	稲童漁業協同組合	行橋市大字稲童
43	長井地区学習等供用施設	行橋市大字長井571-1
44	長井漁業協同組合	行橋市大字長井
45	松原地区学習等供用施設	行橋市大字松原159-5
46	畠田東地区学習等供用施設	行橋市大字稲童854-64
47	袋迫地区学習等供用施設	行橋市大字袋迫3181-3
48	東徳永地区学習等供用施設	行橋市大字東徳永275-3
49	道場寺西区公民館	行橋市大字道場寺
50	泉公民館	行橋市西泉4-2-1
51	泉中学校	行橋市西泉5-7-1
52	草場地区学習等供用施設	行橋市南泉7-14-22
53	草場二集会所	行橋市東泉4-22-7
54	草場三集会所	行橋市東泉3-10-29
55	平島東集会所	行橋市東泉4-1-1
56	平島地区学習等供用施設	行橋市泉中央7-11-23
57	竹田区公民館	行橋市泉中央5-9
58	羽根木集会所	行橋市北泉2-16-24
59	羽根木公民館	行橋市北泉3-7-15
60	小犬丸南地区集会所	行橋市泉中央2-5-2
61	長江公民館	行橋市西泉2-10-28
62	西福富集会所	行橋市西泉7-7-18
63	柳井田公民館	行橋市南泉4-2-12
64	竹並公民館(下)	行橋市南泉6-1-25
65	竹並公民館(上)	行橋市南泉6-8-10
66	八景山区区民会館	行橋市南泉3-24-5
67	福富集会所	行橋市泉中央4-10-2
68	今川公民館	行橋市大字寺群41-2
69	今川小学校	行橋市大字宝山857
70	行橋市上水道矢留浄水場	行橋市大字矢留973
71	東流束一集会所	行橋市大字流束1450
72	矢留公民館	行橋市大字矢留
73	豊栄区消防格納庫	行橋市大字矢留
74	天生田集会所	行橋市大字天生田812
75	南大野井区集会所	行橋市大字大野井
76	北大野井集会所	行橋市大字大野井692-3
77	流束区公民館	行橋市大字流束
78	稗田小学校	行橋市大字下稗田967
79	下検地集会所	行橋市大字下検地1090-2
80	下検地公民館(検地)	行橋市大字下検地
81	前田農業研修所	行橋市大字前田
82	津留集会所	行橋市大字下稗田
83	宮ノ杜(ひまわり公園)	行橋市大字下稗田
84	上稗田公民館	行橋市大字上稗田
85	津積集会所	行橋市大字津積393-3
86	西谷公民館	行橋市大字西谷
87	大谷農業者研修集会所施設	行橋市大字大谷
88	延永公民館	行橋市大字上津熊76-1
89	ウイズゆくはし	行橋市大字中津熊501
90	吉国公民館	行橋市大字吉国
91	二塚3区(向井児童公園)	行橋市大字二塚26-8
92	前田ヶ丘団地公民館	行橋市大字前田
93	長木一集会所	行橋市大字長木407-2
94	長木二集会所	行橋市大字長木815
95	長峽中学校	行橋市大字延永6
96	塚田第一公民館	行橋市大字草野127
97	長音寺集会所	行橋市大字長音寺48-1
98	二塚公民館	行橋市大字二塚
99	延永区公民館	行橋市大字延永
100	中津熊集会所	行橋市中津熊
101	樽市公民館跡	行橋市大字長尾494-1
102	福永集会所	行橋市大字福丸709
103	下崎公民館	行橋市大字下崎
104	鳥井原集会所	行橋市大字下崎808-2
105	長尾公民館	行橋市大字長尾
106	常松公民館	行橋市大字常松
107	徳永公民館	行橋市大字徳永
108	大行事区公民館	行橋市大字福丸
109	高来消防格納庫	行橋市大字高来
110	入覚農業研修集会所	行橋市大字入覚
屋外可搬型: 11局		
1	中央公民館(可搬型)	行橋市大橋1-9-26
2	行橋南小学校(可搬型)	行橋市南大橋2-5-1
3	行橋北小学校(可搬型)	行橋市行事6-20-1
4	養島公民館(可搬型)	行橋市大字養島129-1
5	今元小学校(可搬型)	行橋市大字元永687
6	仲津小学校(可搬型)	行橋市大字道場寺1439
7	泉小学校(可搬型)	行橋市泉中央4-1-1
8	中京中学校(可搬型)	行橋市大字天生田545
9	稗田公民館(可搬型)	行橋市大字前田352-1
10	延永小学校(可搬型)	行橋市大字上津熊125
11	樽市小学校(可搬型)	行橋市大字長尾530

【資料編 2-30】 行橋市の防災行政無線位置図



【資料編 2-31】 指定緊急避難場所一覧

指定緊急避難場所

施設名	所在地	電話番号
行橋市役所	行橋市中央 1-1-1	0930-25-1111
防災食育センター	行橋市東大橋 6-8-1	0930-28-8558
行橋市民体育館	行橋市大字今井 3759	0930-24-4000
行橋市武道館	行橋市大字今井 3770	0930-24-4000
今元中学校	行橋市大字今井 896-1	0930-22-0452
仲津中学校	行橋市大字稲童 3104	0930-22-2429
泉中学校	行橋市西泉 5-7-1	0930-22-0928
中京中学校	行橋市大字天生田 545	0930-22-2425
京都高等学校	行橋市南大橋 4-5-1	0930-23-0036
行橋高等学校	行橋市泉中央 1-17-1	0930-23-0164
福岡京築農業協同組合	行橋市西宮市 5-11-1	0930-24-2611
ゆめタウン行橋	行橋市西宮市 3-8-1	0930-24-8211
ゆめタウン南行橋	行橋市北泉 3-3-3	0930-26-7130
ベスト電器行橋店	行橋市門樋町 8-1	0930-25-2720
グッデイ行橋店	行橋市西泉 6-1-1	0930-26-2141
グランドハイツ辰山	行橋市大字金屋 722-30	0930-25-1111
シルバーメイト館西宮市	行橋市西宮市 5-30-3	0930-22-1123
県営住宅新地団地	行橋市東大橋五丁目	092-643-3741
県営住宅大橋団地	行橋市南大橋一丁目	092-643-3741
県営住宅豊団地	行橋市南大橋五丁目	092-643-3741
県営住宅金屋団地	行橋市大字金屋 446	092-643-3741
市営住宅桜町団地	行橋市南大橋一丁目	0930-25-1111
市営住宅大橋団地	行橋市南大橋三丁目	0930-25-1111
市営住宅行事北団地	行橋市行事六丁目	0930-25-1111
市営住宅辰第二団地	行橋市大字金屋 721-3	0930-25-1111
リブリオ行橋	行橋市大橋 3-18-1	0930-25-1911

【資料編 2-32】 指定避難所一覧

一次避難所

施設名	所在地	電話番号
行橋市中央公民館	大橋 1-9-26	0930-22-3911
行橋公民館	西宮市 2-1-7	0930-22-2296
コスメイト行橋	中央一丁目 9 番 3 号	0930-25-2300
行橋南公民館	南大橋 2-3-27	0930-23-6700
行橋北公民館	行事 3-17-50	0930-23-5010
サンワークゆくはし	大字今井 3613-4	0930-24-8811
今元公民館	大字今井 2092-1	0930-24-3039
地域ケア複合センター (※福祉避難所としても対応)	大字金屋 599-1	0930-26-6655
仲津公民館	大字道場寺 1517-1	0930-22-1001
泉公民館	西泉四丁目 2-1	0930-22-5022
今川公民館	大字寺畔 41-2	0930-25-1070
稗田公民館	大字前田 352-1	0930-22-1759
延永公民館	大字上津熊 76-1	0930-24-7401
ウィズゆくはし (※福祉避難所としても対応)	大字中津熊 501	0930-23-1111
椿市地域交流センター	大字長尾 518-2	0930-22-1061

災害が発生したらまず最初に各校区で開設される避難所です。短期（1日から数日程度）の避難を想定しています。

二次避難所

施設名	所在地	電話番号
行橋小学校	大橋 2-17-1	0930-22-2658
行橋中学校	南大橋 1-11-1	0930-22-1666
行橋南小学校	南大橋 2-5-1	0930-24-5311
行橋北小学校	行事 6-20-1	0930-24-7018
菘島小学校	大字菘島 841-1	0930-22-1044
今元小学校	大字元永 687-	0930-22-0276
今元中学校	大字今井 896 番地 1	0930-22-0452
仲津小学校	大字道場寺 1439	0930-22-2384
仲津中学校	大字稲童 3104 番地	0930-22-2429
泉小学校	泉中央 4-1-1	0930-22-2369
泉中学校	西泉五丁目 7 番 1 号	0930-22-0928
今川小学校	大字宝山 857	0930-22-1199
中京中学校	大字天生田 545 番地	0930-22-2425
稗田小学校	大字下稗田 967	0930-22-0682
延永小学校	大字上津熊 125	0930-22-0166
長峡中学校	大字延永 6	0930-22-1067
椿市小学校	大字長尾 530	0930-22-1069
コスメイト行橋	中央 1-9-3	0930-25-2300

災害が発生し一次避難所だけでは避難ができない人数だと判断されるような場合に開設される避難所です。大規模災害の場合などで中長期（1週間以上）の避難を想定しています。

【資料編 2-33】福祉避難所一覧

施設名	所在地	受入対象者	電話番号
地域ケア複合センター	大字金屋 599-1	一般市民、要配慮者及びその介助者	0930-26-6655
ウィズゆくはし	大字中津熊 501	一般市民、要配慮者及びその介助者	0930-23-1111
行橋市研修センター ゆくとピア	大字今井 3758	要配慮者及びその介助者	0930-25-3355
みやこの苑	大字二塚 584	要配慮者及びその介助者	0930-22-0231
石並園	大字稲童 3927	要配慮者及びその介助者	0930-22-4844

【資料編 2-34】 医療施設一覧表

1 病院

No	病院名	所在地（行橋市）	電話番号 (0930-)	診療科目
1	新行橋病院	道場寺 1411	24-8899	内科、総合診療、循内、消内、糖尿内、呼内、神内、皮膚、外科、脳神外、整形、呼外、心外、下肢静脈、泌尿器、脊髄外科、形成、麻酔、放射、救命救急
2	新田原聖母病院	東徳永 382	23-1006	内科、形成、糖内内分泌内、リハ、呼内、放射、皮膚、整形
3	医療法人社団翠会 行橋記念病院	北泉 3-11-1	25-2000	精神、心内、神内
4	大原病院	宮市町 2-5	23-2345	内科、呼内、消内、循内、整形、リハ、放射
5	医療法人森和会 行橋中央病院	西宮市 5-5-42	26-7111	消内、循内、リハ、整形、放射、リウマチ、糖尿内、呼内、肝内、人透内
6	行橋厚生病院	大野井 640	23-1230	内科、精神、心内、循内、リハ

2 医科診療所

No	診療所名	所在地（行橋市）	電話番号 (0930-)	診療科目
1	特別養護老人ホーム石並園医務室	稲童字塚原 3927	22-4844	内
2	長部医院	南大橋 2-9-11	22-3470	内
3	医療法人ふじた内科クリニック	南大橋 3-6-8	23-3986	内・消
4	鍵山医院	大字道場寺 1439	22-2686	内
5	医療法人立野レディースクリニック	中央 1-12-12	22-0715	産・婦
6	しんもと産婦人科	行事 7-7-2	22-0818	産婦
7	みやこの苑医務室	大字二塚 584	22-0231	内
8	医療法人井手口医院	大字高瀬 228-4	22-2688	内・小・消・外・肛
9	医療法人矢津内科消化器科クリニック	行事 7丁目 19-6	22-2524	内・消内・内視鏡内・緩和ケア内
10	医療法人ユーエムシー 内田産婦人科医院	西宮市 5-1-10	23-0155	産婦
11	医療法人恵光会 ひまわりクリニック	西宮市 4-189-9	26-7000	内・リハ・循環・外・放射・小・精神
12	株式会社安川電機 行橋事業所診療所	西宮市 2-13-1	23-1401	内
13	医療法人藤田中央医院	中央 2-10-8	23-0479	内・皮・アレ
14	高城循環器内科医院	大橋 3-3-13	22-0221	内・循・小
15	医療法人江頭眼科医院	宮市町 2-13	23-0888	眼
16	医療法人佐藤整形外科クリニック	行事 3-29-48	24-3313	整・リハ・麻酔
17	やまみち胃腸科内科	西泉 7-2-1	23-2208	内・胃腸科
18	医療法人行橋クリニック	西宮市 1-7-19	24-5677	腎内・泌
19	医療法人村上眼科医院	西宮市 3-10-13	25-6677	眼
20	渡辺クリニック	西宮市 5-17-1	24-2101	内・外・整
21	医療法人上田内科眼科医院	中央 1-3-17	22-2132	内・消・眼
22	医療法人山田医院	大字天生田 940-1	22-1195	内・小
23	医療法人くまがえ内科医院	大字中津熊 309-1	23-3422	内・呼内・消内（内視鏡）・循内・リハ・胃腸内
24	医療法人たかお医院	南泉 3-7-26	25-5880	内・循・小・消

No	診療所名	所在地（行橋市）	電話番号 (0930-)	診療科目
25	医療法人橋本医院	北泉 5-11-20	25-6262	胃腸・外・肛・リハ・内
26	医療法人正薫会 上垣脳神経外科医院	大字高瀬 199-5	22-7557	脳
27	医療法人ゆげ子どもクリニック	南大橋 5-3-15	25-8811	小
28	サカイダククリニック	宮市町 2-20	26-3331	外・整形・肛門・胃
29	福岡県京築保健所	中央 1-2-1	23-2244	内・小・精
30	宮本眼科	西宮市 1-4-1	26-8880	眼
31	はまさき循環器内科	西宮市 2-1-36	22-0070	循環器・内科
32	医療法人惺光会行橋南眼科	大字高瀬 198-2	26-2570	眼科
33	医療法人すえまつ医院	西泉 4-1-37	22-1132	内・小・消内・循内
34	医療法人森和会 やまうち内科クリニック	中央 2-7-8	28-0022	内・糖尿病内科
35	おおみや整形外科医院	西宮市 2-2-30	28-0038	整・リハ・内・リウ
36	小柳整形外科クリニック	大橋 3-1-28	26-1010	整・リハ・リウ・内
37	宮城整形外科医院	大橋 1-10-17	26-0123	整・リウ・リハ
38	新田原耳鼻咽喉科クリニック	大字道場寺 1464-2	25-5520	耳・気管食道科
39	シュークリニック	大字辻垣 242-1	25-8707	耳・アレ・内
40	ふくしま整形外科クリニック	西宮市 2-11-31	26-0006	整・リハ
41	岡部医院	泉中央 3-3-6	26-7011	内科・循環器内科・外科・リハ
42	ひえだ診療所	大字下稗田 373	22-9544	内科
43	三木内科クリニック	行事 7-11-7	23-5506	内科・呼吸器内科
44	フジタ皮膚科クリニック	西宮市 1-10-26	23-7176	皮膚科・美容皮膚科・皮膚外科
45	かたおかクリニック	大字今井 2284-1	24-8000	内科・循環器内科・外科・リハ
46	地域密着型特別養護老人ホーム おおはし苑医務室	東大橋 4-2-5	22-2711	内科
47	いりょうファミリークリニック	神田町 5-21	31-7285	内科・外科・リハ
48	村上整形外科医院	行事 7-23-38	25-2541	整形外科・リハ
49	COSMOSクリニック	南大橋 6-9-42	26-1112	皮膚科・形成外科・小・内
50	おくなが脳神経外科クリニック	中央 2-10-16	55-6888	脳神経外科
51	木村医院	中央 2-8-25	22-2435	耳鼻
52	行橋ゆめ眼科	西宮市 3-8-1 ゆめ タウン行橋 1F	25-8833	眼科
53	松下耳鼻咽喉科医院	行事 7-12-1	22-0063	耳鼻咽喉
54	行橋整形外科	東泉 5-1-4	26-8355	整形・リハ・アレルギー
55	高尾医院	行事 4-19-15	22-0524	小
56	行橋京都休日・夜間急患センター	東大橋 2-9-1	26-1399	内・小・歯

3 歯科診療所

No	診療所名	所在地（行橋市）	電話番号 (0930-)	診療科目
1	鶴島歯科医院	大字今井字文久 3410-5	22-1656	歯
2	山中歯科医院	中央 1-1-20	24-2465	歯
3	宮城歯科医院	西泉 1-6-5	24-7511	歯
4	医療法人井上歯科医院	行事 7-26-21	22-2287	歯
5	田淵歯科医院	南大橋 5-3-22	24-4188	歯
6	斉藤歯科医院	大字道場寺 1502-1 イオ メール新田原ビル 2F	25-2525	歯
7	医療法人福岡カリフォルニア 歯科クリニック	中央 2-2-2	25-1333	歯
8	杉本歯科医院	大字長木 445-1	24-4658	歯・矯・小・口腔

No	診療所名	所在地（行橋市）	電話番号 (0930-)	診療科目
9	片岡歯科医院	大字上津熊字ツバタ102-4	22-9648	歯・矯・小・口腔
10	秋山歯科医院	南泉 1-1-7	23-7992	歯・矯・小・口腔
11	医療法人よしゆき歯科医院	泉中央 2-3-2	24-5501	歯・矯・小
12	郡谷歯科医院	大字今井 3675-1	22-8851	歯・小
13	一般社団法人京都歯科医師会 京都歯科保健センター歯科診療所	西宮市 5-1-5	24-7777	歯
14	さかきデンタルクリニック	南泉 3-8-18	26-1188	歯・矯・小・口腔
15	一之瀬歯科医院	大字上津熊 2-1	23-0277	歯
16	さかき矯正小児歯科	西宮市 1-14-32	26-3150	歯・矯・小
17	医療法人福和会 行橋グリーン歯科医院	行事 1-2-10	24-8247	歯・小・矯・口腔
18	こすもす歯科医院	大字流末 1252-1	26-5666	歯科、矯歯、小 歯、歯外
19	いのうえゆきこ 小児歯科クリニック	大字道場寺 1325-9	26-3888	小・矯
20	医療法人恵祐会 めぐみ歯科クリニック	大字道場寺 1409-5	25-0012	歯・口腔・小・矯
21	SAKURA DENTAL C LINIC	西宮市 2-1-1	24-0561	歯・口腔・小
22	きど歯科医院	西宮市 2-20-6	25-0800	歯・口腔・小
23	ひろき歯科クリニック	西泉 3-5-23	24-0166	歯・小
24	赤川歯科医院	北泉 5-10-2	26-6480	歯
25	医療法人恵祐会 ハートフル歯科クリニック	大橋 3-1-28	26-4618	歯・矯・小・口腔
26	森崎歯科医院	西宮市 1-7-40 サンライ ズレーン B1F	24-7213	歯・小
27	いわきり歯科医院	泉中央 8-12-1	23-8808	歯・小・口腔
28	田中歯科医院	西宮市 4-3-17	23-0648	歯・小・歯外・矯 歯
29	毛利歯科医院	泉中央 8-20-7	22-0789	歯
30	医療法人宝歯会行橋スマイル歯科 小児歯科医院	西宮市 3-8-1 ゆめタウン 行橋内	25-4618	歯・矯・小・口腔
31	加茂デンタルクリニック	行事 7-12-21	25-4560	歯・小・口腔・矯 正
32	ほんだ歯科	大字道場寺 907-4	28-8076	歯・小・口腔
33	もとさか歯科医院	南大橋 4-7-19	55-6678	歯・小・口腔
34	医療法人マザーアグネサラビット 歯科クリニック	大字吉国字小町 91-1	25-2770	歯・小・口腔・矯 正
35	しみず歯科医院	西泉 3-23-10	28-8313	歯・小
36	いでぐち歯科医院	大字高瀬 221-5	22-3206	歯・小・口腔
37	あおいデンタルクリニック	泉中央 4-3-15	26-0460	歯・小・口腔・矯 正
38	さとう歯科医院	西宮市 1-9-13	25-5885	歯
39	まつお歯科クリニック	大字下津熊 874-1	25-1182	歯・矯・小・口腔
40	溝口歯科医院	北泉 3-4-8	26-1184	歯・矯・小
41	仲西歯科医院	北泉 3-6-12	24-1115	歯・矯・小・口腔
42	ハロー歯科ゆくはし	東泉 5-1-13	26-3080	歯・口腔
43	すみむら歯科行橋クリニック	行事 2-14-7	31-0499	歯・小・矯・口腔
44	かわべ歯科医院	行事 2-5-11	55-0118	歯科、歯外、小歯

京築保健福祉環境事務所（令和6年6月現在）

【資料編 2-35】 要配慮者等施設一覧

○印：洪水・内水・高潮・津波浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に該当する施設

1 医療施設（病院・診療所 有床）

番号	施設名	所在地（行橋市）	洪水	高潮	津波	土砂災害
1	行橋京都休日・夜間急患センター	東大橋 2-9-1	○	○	-	-
2	大原病院	宮市町 2-5	○	○	-	-
3	行橋中央病院	西宮市 5-5-42	○	○	-	-
4	行橋記念病院	北泉 3-11-1	○	○	-	-
5	行橋厚生病院	大野井 640	○	○	-	-
6	しんもと産婦人科	行事 7-7-2	○	○	-	-
7	医療法人立野レディースクリニック	中央 1-12-12	○	○	-	-
8	宮本眼科	西宮市 1-4-1	○	○	-	-
9	医療法人行橋クリニック	西宮市 1-7-19	○	○	-	-
10	おおみや整形外科医院	西宮市 2-2-30	○	○	-	-
11	医療法人ユーエムシー内田産婦人科医院	西宮市 5-1-10	○	○	-	-

2 福祉施設

番号	施設名	所在地（行橋市）	洪水	高潮	津波	土砂災害
1	ファミリーホーム・アバン2号館	行事 1-4-11	○	○	-	-
2	住宅型有料老人ホーム榮荘	行事 2-17-50 榮荘コーポA棟	○	○	-	-
3	大地の子	行事 3-11-16	○	○	-	-
4	行橋荘	行事 4-4-20	○	○	-	-
5	デイサービスセンター美来	行事 6-2-2	○	○	-	-
6	ひと息の村デイサービス	行事 7-25-3	○	○	-	-
7	かがやきの家	東大橋 1-3-9	○	○	○	-
8	グループホームつるとかめ	東大橋 1-3-10	○	○	○	-
9	グループホーム榮荘ハウス	東大橋 2-19-24	○	○	○	-
10	地域密着型特別養護老人ホームおおはし苑	東大橋 4-2-5	○	○	○	-
11	小規模多機能型ホームおおはし苑	東大橋 4-2-5	○	○	○	-
12	有料老人ホームおおはし苑	東大橋 4-2-5	○	○	○	-
13	ハッピーライフ 大橋作業所	東大橋 4-1679-1	○	○	○	-
14	たんぼぼ	大橋 1-3-56	○	○	-	-
15	夢活動センター行橋	大橋 3-9-10	○	○	-	-
16	美咲の郷	金屋 404-2	○	○	-	-
17	クローバーハウス	金屋 405-40	○	○	○	-
18	デイサービスなぎさの家	金屋 649-1	○	○	○	-
19	グレーブ	金屋 801-4	○	○	○	-
20	デイサービスセンターこころ	中央 2-7-8	○	○	-	-
21	メディカルホームこころ	中央 2-7-8	○	○	-	-
22	あんしんの家	中央 3-8-18	○	○	-	-
23	デイサービスセンター大空	中央 3-8-19	○	○	-	-
24	夢活動センター秋桜	神田町 9-8	○	○	-	-
25	大原病院デイケア	宮市町 2-5	○	○	-	-
26	大原デイサービスセンター	宮市町 2-5	○	○	-	-
27	大原病院介護医療院	宮市町 2-5	○	○	-	-
28	光センター	沓尾 590-5	-	○	-	-
29	デイサービスひだまり	元永 703-1	○	○	○	-
30	ひだまり	元永 703-1	○	○	○	-
31	宮の下デイサービスぼたん	元永 882	○	○	-	○
32	ほのかの郷	今井 1346-1	○	-	-	-
33	大空	今井 1398-1	○	○	-	-
34	通所介護リハビリセンターきずな	今井 1399-1	-	○	-	-
35	小規模多機能ホームコスモス今元	今井 3138-1	○	○	○	-

番号	施設名	所在地(行橋市)	洪水	高潮	津波	土砂災害
36	グループホームコスモス今元	今井 3138-1	○	○	○	-
37	特別養護老人ホーム石並園(短期入所)	稲童 3927	-	○	-	-
38	特別養護老人ホーム石並園	稲童 3927	-	○	-	-
39	ひかりの里	西宮市 1-6-25	○	○	-	-
40	デイサービスひかりの里	西宮市 1-6-25	○	○	-	-
41	グループホームあおいうみ	西宮市 1-12-33	○	○	-	-
42	介護付有料老人ホームグランドホームゆくはし	西宮市 2-2-35	○	○	-	-
43	あさがお西宮市	西宮市 5-30-3	○	○	-	-
44	デイサービスセンターれんか	西宮市 5-30-3	○	○	-	-
45	ライフラボ	西宮市 5-30-3	○	○	-	-
46	デイサービスセンターあいあい行橋	西宮市 5-31-17	○	○	-	-
47	介護老人保健施設行橋園(短期入所)	北泉 3-11-1	○	○	-	-
48	介護老人保健施設行橋園(ケア)	北泉 3-11-1	○	○	-	-
49	介護老人保健施設行橋園(老人保健)	北泉 3-11-1	○	○	-	-
50	介護老人保健施設行橋園(介護老人保健)	北泉 3-11-1	○	○	-	-
51	さわやか行橋館	北泉 3-11-3	○	○	-	-
52	さわやか行橋館(短期入所)	北泉 3-11-3	○	○	-	-
53	さわやかリハビリデイサービスゆくはし	北泉 3-11-4	○	○	-	-
54	さわやか行橋式番館	北泉 3-11-4	○	○	-	-
55	さわやか行橋式番館(短期入所)	北泉 3-11-4	○	○	-	-
56	喜楽デイサービスセンター	北泉 5-11-6 京都建材ビル	○	-	-	-
57	くつろぎの家	泉中央 2-17-5	○	○	-	-
58	デイサービス虹の家	泉中央 6-11-15	○	-	-	-
59	デイサービスセンター大空にぎわい	東泉 4-6-16	○	-	-	-
60	泉荘	南泉 4-11-6	-	-	-	○
61	わーく・いずみ	南泉 4-11-6	-	-	-	○
62	デイサービスセンタープラム	大野井 110-1	○	○	-	-
63	住宅型有料老人ホームあおい	大野井 110-1	○	○	-	-
64	みやこの杜	大野井 355-1	○	○	-	-
65	グループホームコスモス今川	大野井 477-1	○	○	-	-
66	デイサービスセンターコスモス今川	大野井 478	○	○	-	-
67	グループリビングコスモス今川	大野井 478	○	○	-	-
68	グループホームわかば	大野井 675-15	○	○	-	-
69	ファミリーホーム・アバン1号館	大野井 871-1	○	○	-	-
70	ファミリーホーム・アバン3号館	大野井 871-1	○	○	-	-
71	生活リハビリホーム井戸端わいわい	流末 1277-1	○	-	-	-
72	デイサービスセンター陽	天生田 586-1	○	-	-	-
73	地域活動支援センター美夜古	宝山 600-4	○	○	-	-
74	就労支援センター希京	宝山 890-1	○	-	-	-
75	有料老人ホームくくる	前田 546-1	○	○	-	-
76	デイサービスセンターはまゆう	草野 291-3	○	○	-	-
77	有料老人ホームたゆみ	草野 291-3	○	○	-	-
78	デイサービスセンター芭蕉の杜	下津熊 939-1	○	○	-	-
79	新芭蕉の杜	下津熊 939-1	○	○	-	-
80	デイサービスあくしゅ	中津熊 333-10	○	○	-	-
81	ウィズゆくはしデイサービスセンター	中津熊 501	○	○	-	-
82	みやこの苑デイサービスセンター	二塚 584	-	-	-	○
83	特別養護老人ホームみやこの苑(ショートステイ)	二塚 584	-	-	-	○
84	ユニット型特別養護老人ホームみやこの苑	二塚 584	-	-	-	○
85	みやこの苑グループホーム	二塚 584	-	-	-	○
86	特別養護老人ホームみやこの苑	二塚 584	-	-	-	○
87	グッドライフ・NEXTグッドライフ	延永 78-1	○	○	-	-
88	デイサービスセンターさらい	延永 90-1	○	○	-	-
89	有料老人ホームさらい	延永 90-1	○	○	-	-
90	有料老人ホームさらい2号館	延永 90-1	○	○	-	-
91	ハッピーライフ行橋作業所	延永 90-1	○	○	-	-
92	憩いの郷行橋	延永 208	○	○	-	-

番号	施設名	所在地（行橋市）	洪水	高潮	津波	土砂災害
93	就労支援センターアシスト	延永 208	○	○	-	-
94	デイサービスセンターひびき	延永 224-1	○	○	-	-
95	シルバーメイト館行橋	延永 224-1	○	○	-	-
96	ワークセンターどりーむ	徳永 701-1	○	-	-	-
97	どんぐり	高来 19-1	○	-	-	-

3 保育園・幼稚園

番号	施設名	所在地（行橋市）	洪水	高潮	津波	土砂災害
1	みずほ幼稚園	行事 3-11-16	○	○	-	-
2	行橋カトリック幼稚園	門樋町 8-5	○	○	-	-
3	もんじゅ幼稚園	元永 721	○	○	○	-
4	行事保育園	行事 6-21-1	○	○	-	-
5	行橋保育園	大橋 2-19-8	○	○	○	-
6	浄喜寺保育園	今井 1802	○	○	-	-
7	大橋保育園	北泉 1-16-11	○	○	-	-
8	かざぐるま保育園	福原 203-5	○	-	-	-
9	子育てサポートセンター Chi's	西宮市 2-2-35	○	○	-	-
10	ベビー&キッズホーム ANGEL	泉中央 8-19-15	○	-	-	-
11	なかよし託児園	大野井 22-4	○	○	-	-
12	そらいろ保育園	大野井 625-10	○	○	-	-
13	認定こども園ときいろ	宝山 706	○	○	-	-
14	おおぞら認定こども園	草野 135-3	○	○	-	-
15	認定こども園むつみ保育園	吉国 645-3	○	○	-	-
16	おおぞらぱれっと	行事 6-5-9	○	○	-	-
17	ショコラ	西宮市 2-2-35 (Chi's 内)	○	○	-	-
18	にしみやいち保育園	西宮市 2-15-14	○	○	-	-

4 児童クラブ・放課後等デイサービス

番号	施設名	所在地（行橋市）	洪水	高潮	津波	土砂災害
1	行橋北小児童クラブ	行事 6-20-1	○	○	-	-
2	第2行橋北小児童クラブ	行事 6-20-1	○	○	-	-
3	行橋小児童クラブ	大橋 2-17-1	○	○	○	-
4	行橋保育園児童クラブ	大橋 3-4-23	○	○	-	-
5	養島小児童クラブ	養島 841-1	○	○	○	-
6	今元小児童クラブ	元永 687	○	○	-	-
7	行橋南小児童クラブ	南大橋 2-5-1	○	○	-	-
8	第2泉小児童クラブ	泉中央 4-8-64	○	-	-	-
9	ときいろ放課後児童クラブ	宝山 706	○	○	-	-
10	今川小児童クラブ	宝山 857	○	○	-	-
11	延永小児童クラブ	上津熊 125	○	○	-	-
12	第2延永小児童クラブ	上津熊 125	○	○	-	-
13	むつみ保育園児童クラブ	吉国 592-3	○	○	-	-
14	放課後等デイサービスオアシス	行事 6-18-18	○	○	-	-
15	こども cotton	金屋 585-34	○	○	○	-
16	ゆくはし療育センターすまいる	西宮市 1-13-28	○	○	-	-
17	宇宙の家	西宮市 2-17-1	○	○	-	-
18	パスレル	南大橋 3-2-7	○	○	-	-
19	ムック	北泉 4-14-52	○	○	-	-
20	ゆくはし療育センターおひさま教室	中津熊 501	○	○	-	-
21	放課後等デイサービスあつぷる	延永 208	○	○	-	-
22	子育て支援センター子育てコア	行事 6-21-1	○	○	-	-
23	子育て支援センターすくすくキッズ	宝山 706	○	○	-	-
24	行橋市子育て支援センター	中津熊 501	○	○	-	-
25	子育て支援センターCIRCOLO(チルコロ)	吉国 645-3	○	○	-	-

5 教育施設

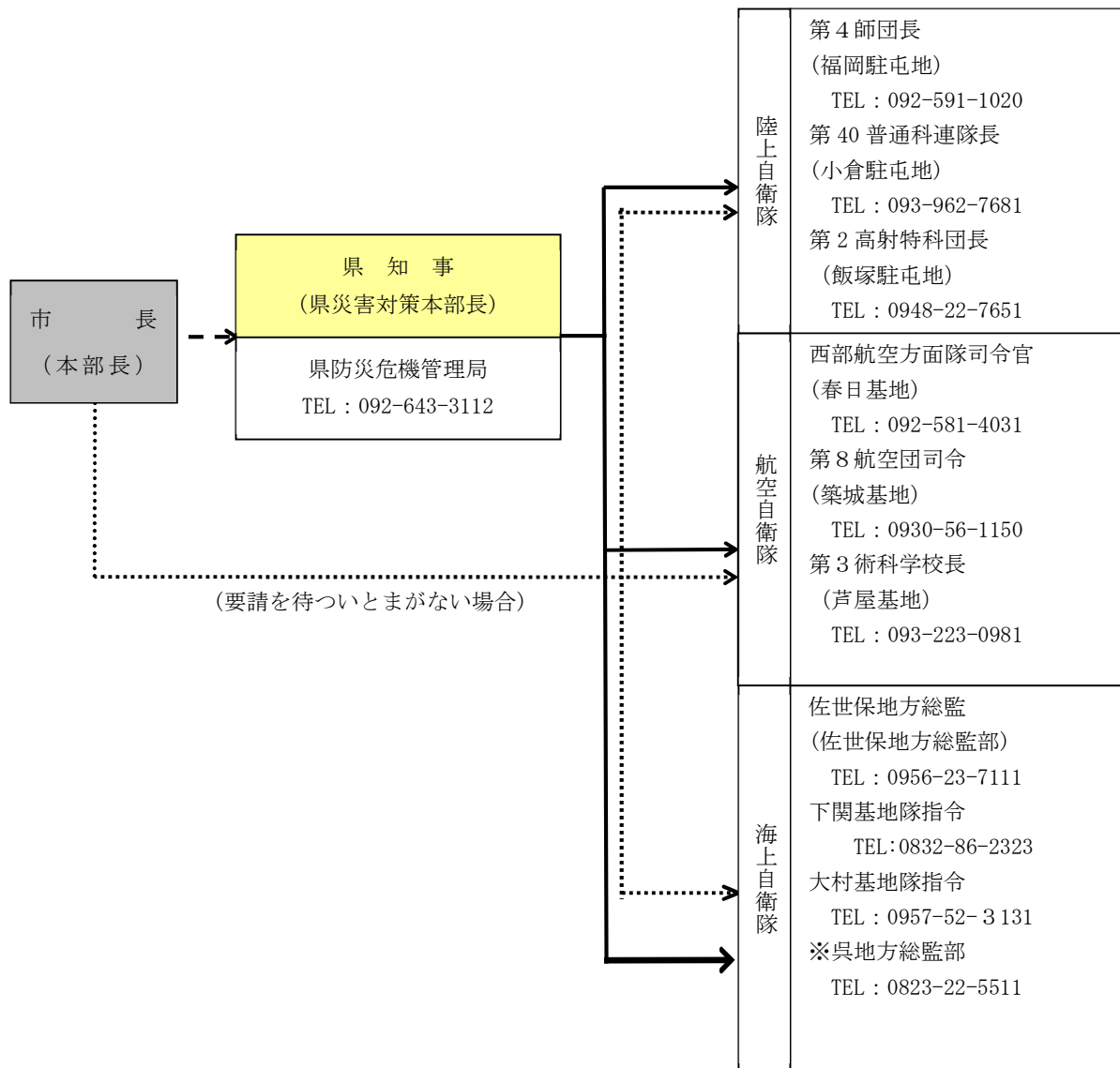
番号	施設名	所在地（行橋市）	洪水	高潮	津波	土砂災害
1	行橋北小学校	行事 6-20-1	○	○	-	-
2	行橋小学校	大橋 2-17-1	○	○	○	-
3	養島小学校	養島 841-1	○	○	○	-
4	今元小学校	元永 687	○	○	-	-
5	行橋南小学校	南大橋 2-5-1	○	○	-	-
6	今川小学校	宝山 857	○	○	-	-
7	延永小学校	上津熊 125	○	○	-	-
8	行橋中学校	大橋 1-11-1	○	○	-	-
9	今元中学校	今井 896-1	○	○	-	-
10	中京中学校	天生田 545	○	-	-	-
11	京都高等学校	南大橋 4-5-1	○	○	-	-
12	行橋高等学校	泉中央 1-17-1	-	○	-	-
13	看護高等専修学校	東大橋 2-9-2	○	○	-	-

調整ページ

第1編 第3部 災害応急対策計画

【資料編 3- 1】 自衛隊要請先

《災害派遣要請系統図》



※要 請 : —————> 自衛隊要請者は県知事となる。

※依頼(報告) : - - - -> 市長は県知事へ自衛隊派遣要請を依頼する。

※通 知 :> 県との通信の途絶等により、県知事に対し、市長(本部長)からの依頼ができない場合、または県知事の要請を待ついとまがない場合には直接、自衛隊へ通知する。

【資料編 3- 2】 様式 自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

1 知事への自衛隊災害派遣依頼様式

(市長→県知事)

	文書番号 年 月 日
福岡県知事殿	
行橋市長	印
自衛隊の災害派遣要請について	
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。	
記	
1. 災害の情報及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事由	

	文書番号 年 月 日
福岡県知事殿	
行橋市長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考事項	

2 自衛隊災害派遣要請様式

(県知事→自衛隊)

陸上自衛隊第4師団長 殿

福岡県知事

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事由

【資料編 3- 3】 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

陸上自衛隊第4師団長 殿

福岡県知事

自衛隊の災害派遣の撤収について（要請）

自衛隊法第83条により、災害派遣を要請しましたが、応急作業が一応終わりましたので、下記のとおり撤収方をお願いします。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣人員等及び従事作業の内容
- 3 その他参考事項

【資料編 3- 4】 災害救助法施行令(抜粋)

災害救助法施行令（抜粋）

(昭和22年政令第225号)

(災害の程度)

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(救助の程度、方法及び期間)

第3条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表第1

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30
5,000 人以上 15,000 人未満	40
15,000 人以上 30,000 人未満	50
30,000 人以上 50,000 人未満	60
50,000 人以上 100,000 人未満	80
100,000 人以上 300,000 人未満	100
300,000 人以上	150

別表第2

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	1,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000
3,000,000 人以上	2,500

別表第3

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	15
5,000 人以上 15,000 人未満	20
15,000 人以上 30,000 人未満	25
30,000 人以上 50,000 人未満	30
50,000 人以上 100,000 人未満	40
100,000 人以上 300,000 人未満	50
300,000 人以上	75

別表第4

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	5,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	7,000
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	9,000
3,000,000 人以上	12,000

【資料編 3- 5】 福岡県災害救助法施行細則

福岡県災害救助法施行細則

(昭和40年福岡県規則第44号)

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の告示)

第3条 知事は、法第2条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村（法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）の地域を告示するものとする。

(市町村長の緊急処置)

第4条 市町村長（法第2条の2第1項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第30条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。

3 部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 知事は、政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書（様式第3号から様式第3号の4まで）

(2) 公用変更令書（様式第4号）

(3) 公用取消令書（様式第5号）

2 知事は、前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第6号）に、これを登録す

るものとする。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

(物資の収用等の引渡しにおける所有者等の立会い)

第8条 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書(様式第7号)を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書(様式第8号)の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書(様式第9号)
- (2) 公用取消令書(様式第10号)

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第11号)に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第11条 法第8条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書(様式第12号)を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳(様式第13号)に、これを登録するものとする。

第12条 削除

(従事命令に従事できない場合の届出)

第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な機関の証明書

(実費弁償)

第14条 知事は、政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを告示するものとする。

(実費弁償請求書の様式)

第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

(立入検査証)

第16条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあ

たつて、携帯する証票は様式第15号による。

第17条 削除

(扶助金支給申請書の様式等)

第18条 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 省令第6条第1項の規定により、扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金の支給を行つたときは、第10条第2項の救助従事者台帳又は第11条第2項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第19条 知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第23条第1項の規定による通知を行うものとする。

(繰替支弁)

第20条 法第30条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(1) 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第21号及び第21号の2)

(2) 救助業務に要した経費算出内訳(様式第22号)

(3) 被害状況調(様式第24号)

(4) 災害救助費繰替支弁状況調(様式第25号)

(5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写し

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第26号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第27号)に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第22条 削除

(救助事務費)

第23条 知事は、法第18条第1項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

(災害救助基金台帳)

第24条 法第22条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第43号及び様式第44号)に記載し、常時その状況を明らかにするも

のとする。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(中略)

附 則 (令和元年規則第25号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年規則第22号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第4条の2関係)

班名	組織	管轄区域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域 (法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。)
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉環境事務所	古賀市 糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	糸島市
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
嘉穂・鞍手救助班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市 田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉郡 三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潁郡 八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

【資料編 3- 6】 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

1 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

(令和2年福岡県告示第344号)

福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり340円以内とする。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。

- (オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- (カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限内（最長2年以内）とする。
- (キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

- (ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- (イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
- (ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

- ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
- イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,230円以内とする。
- エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

- ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

金額の範囲	季節	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
全全流	壊焼失	夏季	4月～9月	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		冬季	10月～3月	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,000

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

金額の範囲	季節	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
半半床上浸水	壊焼	夏季	4月～9月	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
		冬季	10月～3月	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50,000円以内とする。

ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6箇月以内）に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000円

イ 就職支度費 1件当たり 15,000円

(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,800円

中学校生徒 1人当たり 5,100円

高等学校等生徒 1人当たり 5,600円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人219,100円、小人175,200円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては1体当たり5,500円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。
 - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,700円以内とする。
- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難に係る支援
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の搜索
 - カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,700円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 16,900円以内

ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,800円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,300円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,700円以内

カ 大工 1人1日当たり 23,700円以内

キ 左官 1人1日当たり 24,200円以内

ク とび職 1人1日当たり 24,400円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。

2 政令第4条第5号から第10号までに掲げる者

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

第3 救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

(1) 時間外勤務手当

(2) 賃金職員等雇上費

(3) 旅費

(4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

(5) 使用料及び賃借料

(6) 通信運搬費

(7) 委託費

2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る1の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用額の合計額の区分	割合
3千万円以下の部分	100分の10
3千万円を超え6千万円以下の部分	100分の9
6千万円を超え1億円以下の部分	100分の8
1億円を超え2億円以下の部分	100分の7
2億円を超え3億円以下の部分	100分の6
3億円を超え5億円以下の部分	100分の5
5億円を超える部分	100分の4

3 2の「救助事務費以外の費用の額」とは、第1に定める救助の実施のために支出した費用及び第2に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

2 福岡県災害見舞金等支給要綱

(昭和49年9月11日決裁)
改正 昭和57年4月1日
改正 平成24年10月4日
改正 令和元年9月6日
改正 令和2年12月17日
改正 令和5年1月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)による被災者に対する見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 知事は県内において災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条第1項の災害又は次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合には、その災害による被災者に対し、見舞金等を支給するものとする。

- (1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次の表に掲げる数以上の世帯の住家が滅失したと。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
15,000人未満	10世帯
15,000人以上 30,000未満	15世帯
30,000人未満 100,000未満	20世帯
100,000人未満 300,000未満	25世帯
300,000人未満	30世帯

注1 被災世帯の算定については、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第2項の規定を準用する。

- 2 被災世帯は、原則として住民登録している者の世帯とする。
- 3 一市町村における住家が滅失した世帯の数が、この表に掲げる数に達していない他の市町村においても、この表に定める程度の災害が発生したものとみなす。
- (2) 同一災害により、死者及び行方不明者が5人以上に達し、又は死者、行方不明者及び重傷者が20人以上に達したこと。
- (3) 前各号に定める場合のほか当該市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者があること。ただし、この場合においては、死者又は行方不明者に対する弔慰金に限るものとする。

(支給の制限)

第3条 見舞金等は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

(適用除外)

第4条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金を、市町村が支給をしたものについては、この要綱に定める死者、行方不明者又は重傷者に対する見舞金等は支給しないものとする。

(見舞金等の額)

第5条 見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。

(1) 全壊、全焼又は流失した世帯

1世帯当たり 100,000 円 (ただし、1人世帯には 50,000 円)

(2) 半壊又は半焼した世帯

1世帯当たり 50,000 円 (ただし、1人世帯には 25,000 円)

(3) 床上浸水した世帯

1世帯当たり 30,000 円 (ただし、1人世帯には 15,000 円)

(4) 死者又は行方不明者

1人につき 200,000 円 (ただし、県民 (県内の市町村に住民登録している者をいう。次号において同じ。) 以外の場合には 30,000 円)

(5) 重傷者

ア 県民の場合、1人につき 100,000 円以内 (その支給基準は別表による。)

イ 県民以外の場合、1人につき 15,000 円

(支給の方法)

第6条 前条第1号から第3号まで及び第5号の規定による見舞金は、被災世帯主又は重傷者本人に、同条第4号の規定による弔慰金は遺族に対し、直接又は市町村長を經由して支給するものとする。

(遺族等の範囲)

第7条 前条に掲げる遺族等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 死者又は行方不明者の死亡又は行方不明当時における配偶者 (婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚と同様の事情にあった者を除く。)

(2) 子、父母、孫又は祖父母

(3) 前号に掲げる者のほか、死亡又は行方不明当時その者と生計を同じくしていた親族

2 前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。

3 第1項に掲げる者の見舞金等を受ける順位は、同項各号の順位によるものとする。ただし、同項第2号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順によるものとし、同項第3号に掲げる者が、複数の場合にあつては、市町村長が適当と認める者を選び、支給することができる。

(申請の手続)

第8条 市町村長は、第2条の災害が発生した場合、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに様式第1号による被災者名簿を作成し、知事に提出するものとする。ただし、特別の理由がある場合においては知事が承認したときは、この限りでない。

(1) 災害救助法第2条の災害 災害救助法適用の日から3か月以内

(2) 第2条第1号の災害 災害発生の日から3か月以内

(3) その他の災害 災害発生の日から1か月以内

2 第6条の規定により支給の依頼を受けた市町村長が、その支給を完了したときは、支給完了の日から5日以内に、様式第2号による精算書を知事に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和49年9月11日から施行する。

2 福岡県災害見舞金等交付要綱（昭和47年8月10日決裁）は、廃止する。

附則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年7月3日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年9月6日から施行し、改正後の福岡県災害見舞金等交付要綱は、令和元年7月21日以降に発生した災害について適用する。

附則

この要綱は、令和2年12月17日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年1月27日から施行し、改正後の福岡県災害見舞金等支給要綱は、令和4年9月18日以降に発生した災害について適用する。

別表（第5条関係）

要治療見込日数	1か月以上3か月未満	40,000円
同上	3か月以上6か月未満	60,000円
同上	6か月以上	80,000円
ひん死の重傷者又は負傷が原因で負傷者となる場合		100,000円

【資料編 3- 7】 特別警報発表基準

気象等に関する特別警報の発表基準

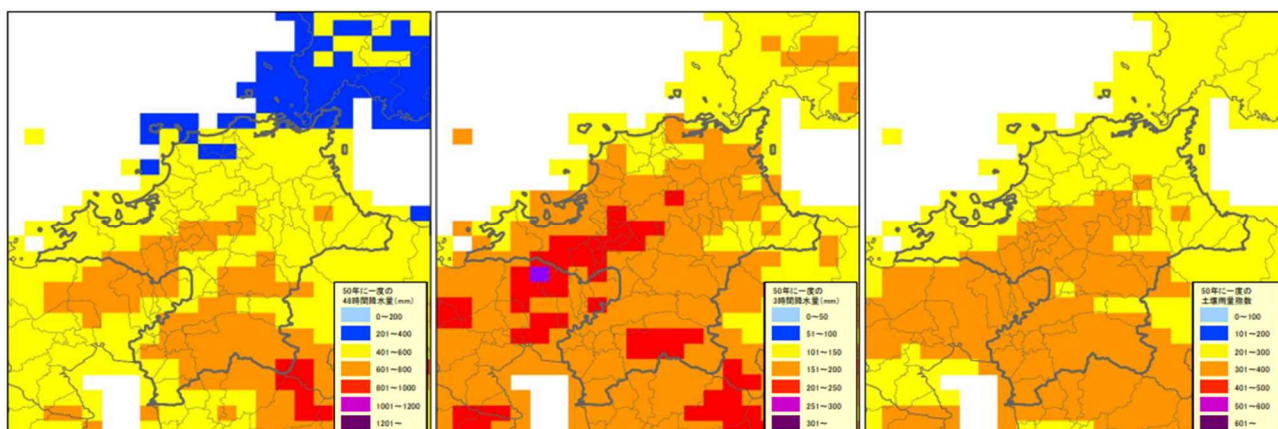
現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風		暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

気象等に関する特別警報の指標（発表条件）

- 大雨特別警報（土砂災害）
基準値の格子別一覧（土壌雨量指数） / 基準値を地図上に色分けした図
- 大雨特別警報（浸水害）
基準値の格子別一覧（表面雨量指数・流域雨量指数） / 基準値を地図上に色分けした図
- 大雪特別警報
「50年に一度の積雪深」の地点別一覧 / 「50年に一度の積雪深」を地図上に色分けした図
- (参考) 令和4年6月30日以前の指標
「50年に一度の値」の市町村別一覧 / 「50年に一度の値」を地図上に色分けした図

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI
福岡県	福岡県	北九州地方	京築	行橋市	499	153	275



【資料編 3- 8】 警報・注意報発表基準一覧表

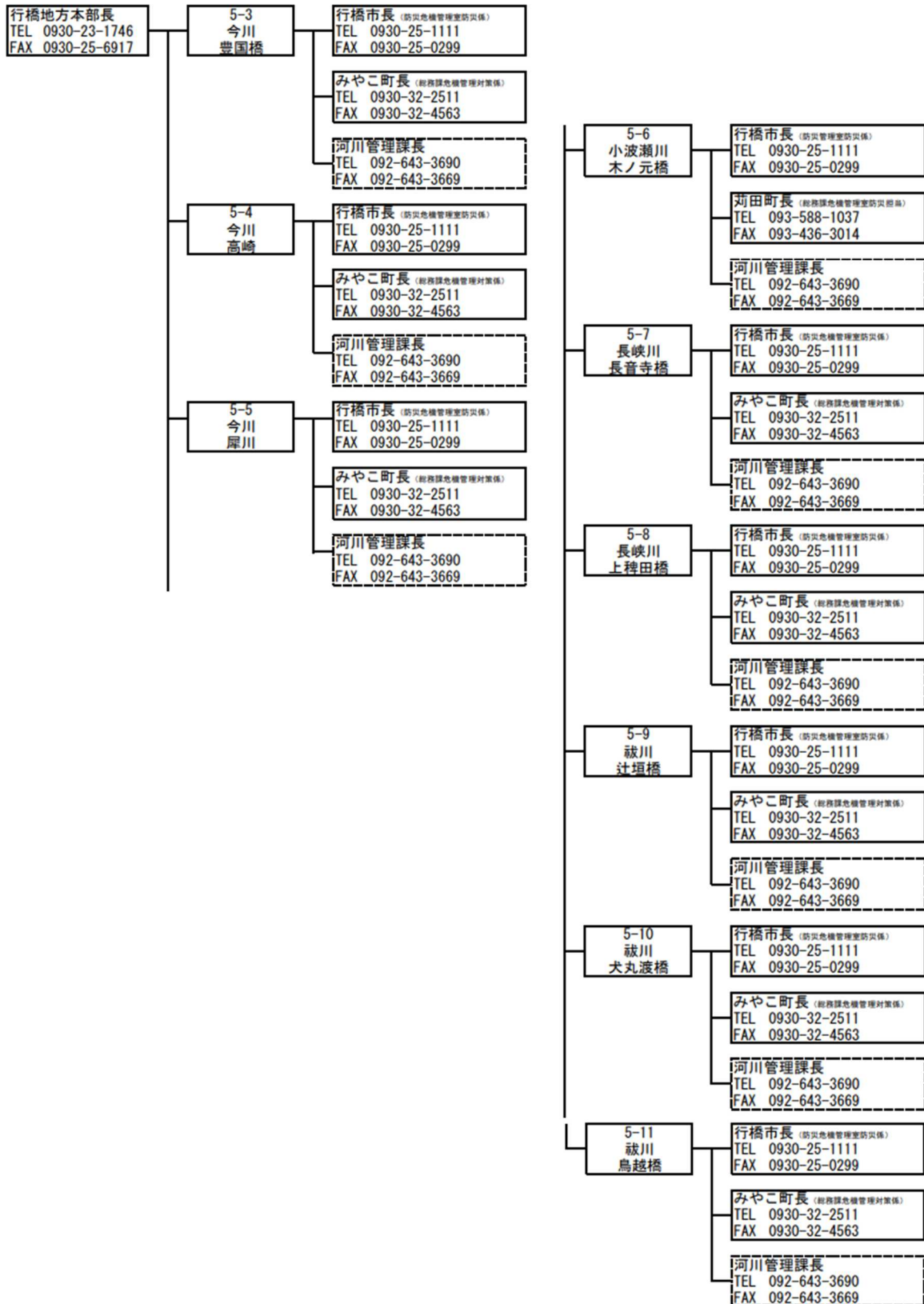
令和8年5月29日現在
発表官署 福岡管区気象台

行橋市		府県予報区	福岡県
		一次細分区域	北九州地方
		市町村等をまとめた地域	京築
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	34
		土壌雨量指数基準	167
	暴風	平均風速	陸上20m/s 海上20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上20m/s雪を伴う 海上20m/s雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12 時間降雪の深さ 10cm 山地 12 時間降雪の深さ 20cm
	波浪 高潮	有義波高 潮位	3.0m 3.0m
注意報	大雨	表面雨量指数基準	15
		土壌雨量指数基準	128
	強風	平均風速	陸上12m/s 海上12m/s
	風雪	平均風速	陸上12m/s雪を伴う 海上12m/s雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12 時間降雪の深さ 3cm 山地 12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪 高潮	有義波高 潮位	1.5m 2.5m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%	
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上	
	低温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと 予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下	
	霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以下	
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上	
記録的短時間 大雨情報	1 時間雨量	110mm	

* 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

【資料編 3- 9】 水防警報の伝達系統図

1 知事が発する水防警報の連絡系統図



【資料編 3-10】 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)の利活用

急傾斜地や溪流の付近など、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる場所は、都道府県が土砂災害警戒区域等に指定しています。土砂災害警戒区域等にある家屋などでは、次のように、自治体の避難情報とともに、「土砂キキクル」（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を参考に自ら避難の判断を行い、早めの安全確保行動を心がけることが大切です。

- ・自治体から避難指示等が発令された場合には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）に関わらず、速やかに避難行動をとってください。
- ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「注意」（黄）が出現した場合は、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域（土砂災害警戒区域等）や避難先、避難経路を確認してください。また、今後の大雨警報（土砂災害）の発表に注意し、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で発表される危険度をこまめに入手するように努めてください。
- ・「警戒」（赤）が出現した場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。高齢者等の避難にかかる時間を考慮して設定された基準以上となっているため、土砂災害警戒区域等にお住まいの高齢者等の方は、自治体からの「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令に留意するとともに、遅くともこの段階で自ら避難の判断をしてください。また、土砂災害の予測の困難さから、一般の方もこの段階から普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自発的に避難を開始することが強く望まれます。
- ・さらに、「危険」（紫）（土砂災害警戒情報の発表基準に到達すると予想）が出現した場合は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。自治体からの「警戒レベル4 避難指示」の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自ら土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難の判断をしてください。
- ・その後、「災害切迫」（黒）が出現した場合、命に危険が及ぶ土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況となります。この状況になる前に、遅くとも「危険」（紫）が出現した時点で、土砂災害警戒区域等の外の安全な場所へ避難することが重要です。

色が持つ意味	状況	住民等の行動の例※1	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル
災害切迫 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。	（立退き避難がかえって危険な場合） 命の危険 直ちに身の安全を確保！	緊急安全確保※2	5相当
 <警戒レベル4までに必ず避難！> 				
危険 2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。	土砂災害警戒区域等の外へ避難する。	避難指示	4相当
警戒 2時間先までに警戒基準に到達すると予想	土砂災害への警戒が必要な状況。	高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。 高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	高齢者等避難	3相当
注意 2時間先までに注意基準に到達すると予想	土砂災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	2相当
今後の情報等に留意	—	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

※1 土砂キキクルに関わらず、自治体から避難情報が発令された場合には速やかに避難行動をとること。

※2 災害が発生・切迫している状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、緊急安全確保は必ず発令される情報ではない。また、警戒レベル5相当情報が出たからといって、必ず緊急安全確保が発令されるわけではない。

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の判定の仕組み

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、土壌雨量指数等の実況値や2時間先までの予測値を用いて5段階に色分け表示しています。

- ・ 今後の情報等に留意（無色）・・・実況値及び2時間先までの予測値が大雨注意報の基準未満の場合
- ・ 注意（黄）・・・実況値又は2時間先までの予測値が大雨注意報の基準以上となる場合
- ・ 警戒（赤）・・・実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の基準以上となる場合
- ・ 危険（紫）・・・実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる場合
- ・ 災害切迫（黒）・・・実況値が大雨特別警報（土砂災害）の基準値以上となった場合

「土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布の解説 気象庁）」

【資料編 3-11】市町村行政 規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について(行政機能チェックリスト)

総行市第26号

消防災第51号

平成29年4月11日

各都道府県知事 殿

(人事担当課、市区町村担当課、消防防災主管課扱い)

総務省自治行政局長 (公印省略)

消防庁次長 (公印省略)

大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について (通知)

平成28年熊本地震では、一部被災市町村において行政機能が極度に低下し、支援要請を行うことさえも困難な状況や、県を通じて市町村の状況把握が正確に行えない状況が生じるなど、市町村における行政機能の確保及びその状況把握に関する課題が明らかになりました。

市町村における行政機能の確保は、大規模災害時の初動対応から復旧、復興に至る対処を迅速に行うための基礎的な条件であり、その確保状況を迅速かつ的確に把握することにより、行政機能が低下した被災市町村に対する効果的な応援職員の派遣等の支援が可能となります。

こうした観点から、総務省において、被災市町村における行政機能の確保状況を把握するための具体的な仕組みを検討するため、「大規模災害時における市町村行政機能の確保に関する検討会」(座長：稲継裕昭 早稲田大学政治経済学術院教授)を開催し、先月その検討結果がとりまとめられたところです(別添)。

ついては、本検討会における検討結果を踏まえ、被災市町村における行政機能の確保状況の把握に関し今後取り組むべき事項として、下記Ⅰの事項を貴管内市町村に周知し、取組を促すとともに、都道府県においても下記Ⅱに留意し、被災市町村の行政機能の確保の状況を把握するために必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出することを申し添えます。

記

Ⅰ 市町村において取り組むべき事項

1 行政機能の確保状況の把握及び都道府県への報告

- 大規模災害により被災した市町村は、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制(マンパワー)は充足しているか、③物的環境(庁舎施設等)は整っているかの3点を把握し、都道府県に報告すること。
- 具体的には、震度6弱以上(東京23区は5強以上)の地震を観測した全ての市町村(以下「報告対象市町村」という。)(※1)において、上記①～③の事項について、別紙1の市町村行政機能チェックリスト(「以下「チェックリスト」という。))に必要事項を記入し、都道府県の担当部署に(※2)原

則としてFAX（※3）により報告すること（事務全体の流れについては別紙2の事務フロー図を参照）。

- ※1 地震以外の災害又は震度6弱未満（東京23区は5強未満）の地震により被災した市町村であっても、都道府県又は総務省から必要に応じて報告を求める場合があること。
- ※2 被災状況等により都道府県の担当部署に連絡がとれない場合には、総務省自治行政局市町村課に直接報告すること。
- ※3 FAX以外の通信手段（都道府県との既存の災害情報システム等）を使用する場合には、都道府県との間であらかじめ通信手段を定めておくこと。また、被災状況等によりFAXを使用できない場合には、使用可能な通信手段（電話等を含む。）を使用すること。
- 被害状況、災害対策本部設置などの対応状況については、災害発生直後から、都道府県・消防庁に「災害概況報」（※4）により逐次報告することとされているところ、チェックリストの第1報については、上記報告後、可能な限り速やかに（原則として発災後12時間以内）報告すること。第2報以降は、既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに提出すること。特に、行政機能が極度に低下している又は低下のおそれのある市町村においては、第2報以降も都道府県と緊密に連絡を取ること。
- ※4 「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき一定基準以上の災害が発生した場合に、当該災害が発生した地域の属する市町村・都道府県から提出することとなっているものを指す。

2 担当部署の決定

- チェックリストによる報告を担当する部署をあらかじめ決定しておくこと。トップマネジメントや人的体制の状況等を主な報告内容とするものであることから、膨大な災害対応業務に対処する必要がある防災・危機管理部署に限らず、組織・人事管理などを担う部署（例：総務課系統）が担うことも含め、全庁的な対応体制の確保に留意しながら判断すること。
- 市町村からの報告がない場合等に、都道府県さらには総務省から直接市町村に連絡を取ることが想定されることから、あらかじめ担当部署及び連絡先等を都道府県及び総務省に登録すること。

II 都道府県において取り組むべき事項

1 管内市町村の行政機能の確保状況の把握及び総務省への報告

- チェックリストにより報告対象市町村からの報告を受けた都道府県は、当該報告内容について、直ちに総務省自治行政局市町村課にFAX（※5）により報告し、原則として発災後12時間以内に総務省への報告を完了すること。
- ※5 被災状況等によりFAXを使用できない場合には、使用可能な通信手段（電話等を含む。）を使用すること。
- 報告対象市町村からの報告がない場合には、電話さらには職員の現地派遣等により、都道府県自らが直接的に当該市町村の状況把握（アウトリーチ）を実施し、遅くとも発災後24時間以内には、全ての報告対象市町村についてチェックリストにより総務省に報告すること。この場合、都道府県の担当者が市町村の担当者に代わってチェックリストに記入（電話による聞き取り、現地派遣職員による記入等）することも想定されること。

- 報告対象市町村のうち、第1報において行政機能が確保されていると都道府県が判断した市町村については、第2報以降の提出は求めないこととして差し支えないが、その後の状況（余震、天候、市町村長や職員の健康状態等）の変化により、行政機能が低下した場合には、再度提出を求めるべきことに留意すること。
- 報告対象市町村以外の市町村において行政機能が極度に低下している又は低下のおそれのある場合等においては、都道府県の判断により、当該市町村にチェックリストによる報告を求めるなど積極的に管内市町村全体の状況把握に努め、必要に応じて総務省に報告すること。

2 担当部署の決定

- チェックリストによる被災市町村からの報告を受ける部署をあらかじめ決定し、管内の市町村に周知（チェックリストにあらかじめ連絡先と併せて記入し周知）しておくこと。各市町村のトップマネジメントや人的体制の状況等を主な報告内容とするものであることから、膨大な災害対応業務に対処する必要がある防災・危機管理部署に限らず、平時より市町村に関する情報を包括的に把握できる部署（例：総務部系統）が担うことも含め、全庁的な対応体制の確保に留意しながら判断すること。
- 都道府県からの報告がない場合等に、総務省から都道府県又は市町村に直接連絡を取ることが想定されることから、あらかじめ担当部署及び連絡先等を総務省に登録すること。

【問い合わせ先】 総務省自治行政局市町村課

電話：03-5253-5516

F A X：03-5253-5592

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>〇〇県〇〇課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX03-5253-5592 TEL03-5253-5516) へ送付

市町村行政機能即報
(チェックリスト)

総務省受信者氏名

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか

はい いいえ

①市町村長の安否は確認できたか

はい いいえ

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)

②災害対策本部会議を定期的で開催しているか

はい いいえ

③災害応急対策業務等(例:避難所運営、物資供給)(以下「業務等」という)の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

はい いいえ

④広報・報道対応を円滑に行えているか(プレスリリースの定例化等)

はい いいえ

⑤特記事項

2. 業務実施体制(人的体制)は整っているか

はい いいえ

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい いいえ

(職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))

②職員(一般行政)の応援派遣要請は行ったか

はい いいえ

③特記事項

3. 業務実施環境(物的環境)は整っているか

はい いいえ

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

はい いいえ

④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く(原則として発災後12時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

【資料編 3-12】 災害報告—福岡県災害調査報告実施要綱

1 福岡県災害調査報告実施要綱（抄）

（趣旨）

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（総括事務）

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合司令部（総括班）において行う。

（報告責任者）

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

（報告すべき災害）

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

（報告及び提出部数）

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表（3章34節の5.）によるものとする。

1 即報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあつては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあつては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区分	報告時間	
	市町村長	10時00分
出先機関の長	10時30分	15時30分
各部長	11時00分	16時00分

2 詳報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な書類を添付するものとする。

4 提出部数

- (1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。
- (2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

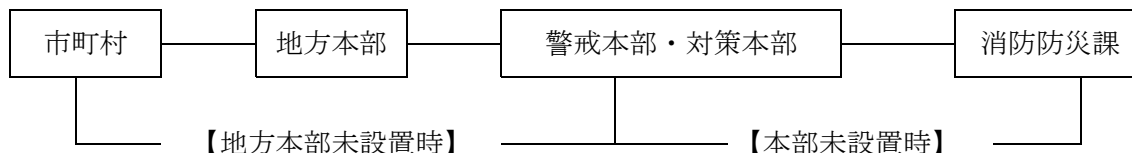
（報告の順序）

第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被害状況報告は、次の順序によるものとする。

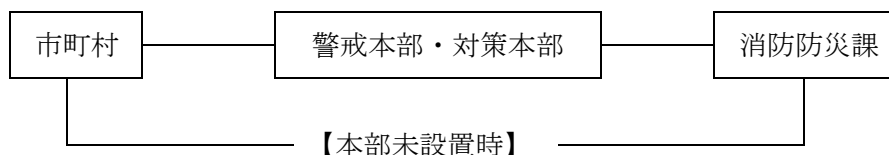
但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

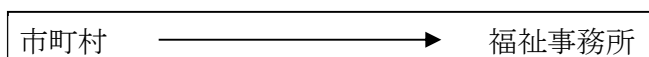
- (1) 災害概況及び被害状況即報（様式第1号・様式第2号の1）



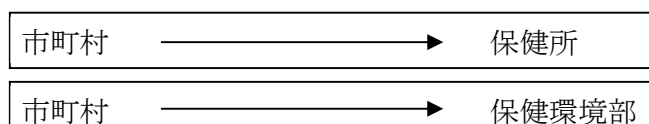
- (2) 被害状況確定報告（様式第2号の1）



- (3) 社会福祉施設関係被害即報（様式第2号の2）



- (4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の3、様式第3号の1）

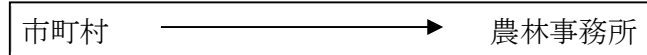


- (5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の4、様式第3号の2）

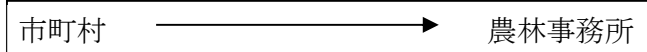


- (6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

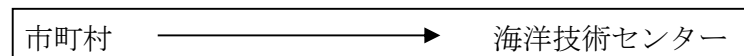
（様式第2号の5、様式第3号の3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15）



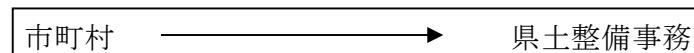
- (7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の6, 7, 8, 9, 10）



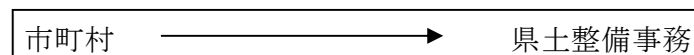
- (8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の11, 12）



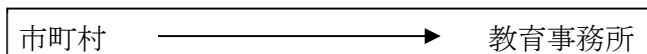
- (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の13、様式第3号の16）



- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の14, 15、様式第3号の1）

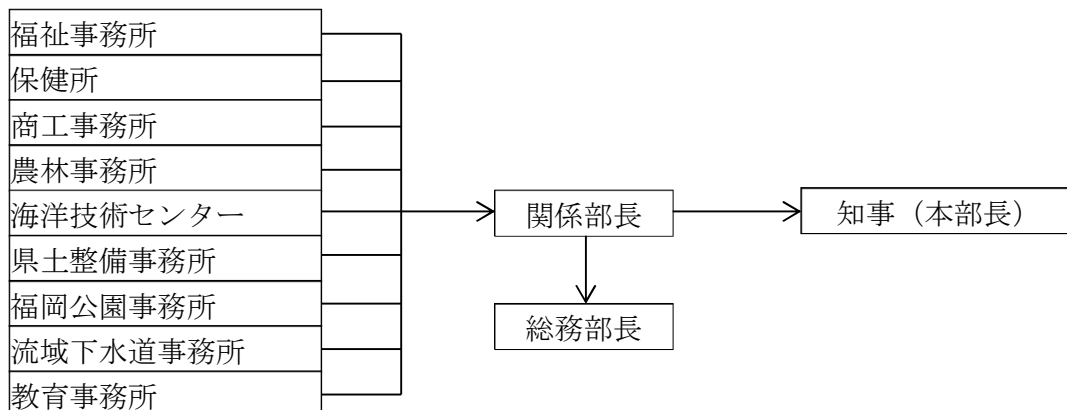


- (11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の16）



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

2 火災・災害等即報要領

昭和55年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号
平成7年4月消防災第83号
平成8年4月消防災第59号
平成9年3月消防情第51号
平成12年11月消防災第98号・消防情第125号
平成15年3月消防災第78号・消防情第56号
平成16年9月消防震第66号
平成20年5月消防応第69号
平成20年9月第166号
平成24年5月31日消防応第111号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町

村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えい

があったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部

等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予
防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）※必要に応じて図面を添
付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこ
と。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

- (ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- (オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災） 第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月日 時分 (月日 時分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月日 時分) 月日 時分)	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人					
	負傷者 重症人 中等症 人 軽症人		死者の生じた理由			
建物の概要	構造建築面積 m^2 階層延べ面積 m^2					
焼損程度	焼損程度	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 m^2 建物焼損表面積 m^2 林野焼損面積 a	
罹災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)台 人 消防団台 人 その他台 人					
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）第 報

事故名

- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- 2 危険物等に係る事故
- 3 原子力施設等に係る事故
- 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月日 時 分 (月日 時 分)	発見日時	月日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死傷者	死者(性別・年齢)人		負傷者等			
			重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)			
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
	その他	人				
			消防本部(署)	台 人		
			消防団	台 人		
			海上保安庁	人		
			自衛隊	人		
		その他	人			
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月日 時 分 (月日 時 分)	覚知方法	
消防覚知方法	気象状況		
事故等の概要			
死 傷 者	死者（性別・年齢）	負傷者等人（人）	
	計人	重症 人（人） 中等症 人（人） 軽症 人（人）	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の（）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第報)

災害の概況	発 生 場 所			発 生 日 時			
被害の状況	死傷者	死 者	人	不明人	住 家	全壊棟	一部破損棟
		負傷者	人	計人		半壊棟	床上浸水棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)	(市町村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

【資料編 3-13】 通信—防災関係機関通信窓口

1 非常通信依頼先一覧表

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常通信（以下「非常通信」という。）を行うことができる

機関名	所在地		連絡	
	郵便番号	住所	電話番号	FAX
西日本電信電話九州支店	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-3-1	092-476-6161	092-477-3940
九州管区警察局福岡県情報通信部	〒812-8576	福岡市博多区東公園7-7	092-641-4141(6075)	092-641-4141(6069)
福岡県警察本部	〒812-8576	福岡市博多区東公園7-7	092-641-4141(3618)	092-641-4141(3619)
福岡管区気象台	〒810-0052	福岡市中央区大濠1-2-36	092-725-3603	092-714-7681
第七管区海上保安本部	〒801-8507	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931(3255)	093-321-8611
筑後川ダム統合管理事務所	〒830-0002	久留米市高野町1-2-2	0942-39-6651	0942-35-8242
筑後川河川事務所	〒830-8567	久留米市高野町1-2-1	0942-33-8828	0942-35-0229
遠賀川河川事務所	〒822-0013	直方市溝堀1-1-1	0949-22-2037	0949-29-5115
九州農政局有明海岸保全事務所	〒839-0205	みやま市高田町南新開117-1	0944-22-3961	0944-22-3974
水資源機構筑後川局	〒830-0032	久留米市東町42-21	0942-34-7001	0942-37-8391
九州旅客鉄道	〒812-8566	福岡市博多区博多駅前3-25-21	092-474-2643	092-474-2785
西日本鉄道	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前3-5-7	092-734-1523	092-734-1524
日本赤十字社福岡県支部	〒815-8503	福岡市南区大楠3-1-1	092-523-1171	092-521-2552
N I I K 福岡放送局	〒810-8577	福岡市中央区六本松1-1-10	092-724-2884	092-724-2886
N H K 北九州放送局	〒803-8555	北九州市小倉北区室町1-1-20	093-591-5018	093-591-5019
R K B 毎日放送	〒814-8585	福岡市早良区百道浜2-3-8	092-852-6607	092-852-6663
九州朝日放送	〒810-8571	福岡市中央区長浜1-1-1	092-752-5155	092-751-4574
テレビ西日本	〒814-8555	福岡市早良区百道浜2-3-2	092-852-5516	092-852-5618
福岡放送	〒810-8655	福岡市中央区清川2-22-8	092-532-1420	092-532-3072
エフエム福岡	〒810-8575	福岡市中央区清川1-9-19	092-533-0811	092-533-0802
T V Q 九州放送	〒812-8570	福岡市博多区住吉2-3-1	092-262-0371	092-272-5906
C R O S S F M	〒802-8570	北九州市小倉北区京町3-1-1	093-551-9119	093-533-0009
移動無線センター九州センター	〒810-0001	福岡市中央区天神1-1-1(アックス福岡)	092-725-8811	092-725-6066
九州電力福岡支社	〒810-0004	福岡市中央区渡辺通2-1-82	092-733-6541	092-733-6542
九州電力北九州支店	〒802-8521	北九州市小倉北区米町2-3-1	093-533-8593	093-533-9714
西部ガス福岡支社	〒812-0055	福岡市東区東浜1-10-75	092-633-2323	092-631-3794
西部ガス北九州支社	〒803-0828	北九州市小倉北区愛宕1-5-1	093-591-6611	093-591-6621
日本銀行福岡支店	〒810-0001	福岡市中央区天神4-2-1	092-725-5511	092-732-1170
日本銀行北九州支店	〒802-0081	北九州市小倉北区紺屋町13-13	093-541-9113	093-512-1750
日本政策金融公庫福岡支店	〒812-0111	福岡市博多区博多駅前3-21-12	092-411-9111	092-475-5629
福岡銀行	〒810-8693	福岡市中央区大手門1-8-3	092-723-2335	092-712-4869
日本アマチュア無線連盟福岡県支部	〒837-0916	大牟田市田隈5-6	0944-54-8253	0944-54-8253
福岡法務局	〒810-8513	福岡市中央区舞鶴3-9-15	092-721-4601	092-724-2255
福岡県	〒812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3114	092-643-3117
<p>【福岡地区非常通信連絡会】 事務局 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県総務部防災企画課内 TEL 092-651-1111(内2486)</p>				

2 防災関係機関通信窓口

(令和6年4月現在)

所 管	通信窓口	所在地	電話番号	防災 行政無線
行 橋 市				
行橋市 総務部	防災危機管理室	行橋市中央 1-1-1	0930-25-1111	78-213-70
行橋市 消防本部	総務課	行橋市中央 1-9-9	0930-25-2323	
福 岡 県 本 庁				
福岡県 総務部	防災危機管理局 防災企画課	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3112	78-700-7021
福岡県 総務部	総務部防災企画課 原子力安全対策係	"	092-643-3115	78-700-2487
福岡県 総務部	総務部防災企画課 国民保護係	"	092-643-3123	78-700-2489
福岡県 総務部	総務部防災危機管理局 消防防災指導課	"	092-643-3111	78-700-7025
福岡県 総務部	宿直室	"		78-700-7027
福岡県企画・地域振興部	総合政策課	"	092-643-3156	78-700-7032
福岡県 人づくり・県民生活部	社会活動推進課	"	092-643-3379	78-700-7092
福岡県 保健医療介護部	保健医療介護総務課	"	092-643-3238	78-700-7042
福岡県 商工部	環境政策課	"	092-643-3354	78-700-7052
福岡県 農林水産部	商工政策課	"	092-643-3413	78-700-7062
福岡県 環境部	農林水産政策課	"	092-643-3468	78-700-7072
福岡県 福祉労働部	福祉総務課	"	092-643-3244	78-700-7082
福岡県 県土整備部	県土整備総務課	"	092-643-3636	78-700-7102
福岡県 建築都市部	建築都市総務課	"	092-643-3704	78-700-7112
福岡県 会計管理局	会計課	"	092-643-3772	78-700-7122
福岡県教育庁教育総務部	総務企画課	"	092-643-3857	78-700-7132
福岡県 企業局	管理課	"	092-643-3785	78-700-7142
福岡県 総務部	京築県民情報コーナー	行橋市中央 1-2-1	0930-23-9189	
福岡県地方機関				
京築県土整備事務所	行橋支所庶務課	行橋市中央 1-2-1	0930-23-1746	78-814-712
京築保健福祉環境事務所	総務企画課	行橋市中央 1-2-1	0930-23-2244	78-814-751
行橋農林事務所	総務課	行橋市中央 1-2-1	0930-23-0380	78-814-701
警 察				
福岡県警察本部	警備課	福岡市博多区東公園 7-7	092-641-4141	78-700-7202
行橋警察署		行橋市中央 1-1-2	0930-24-5110	
指定地方行政機関				
九州地方整備局	防災室	福岡市博多区 博多駅東 2-10-7	092-414-7301 (災害時)	
九州地方整備局 北九州国道事務所	総務課	北九州市小倉南区 春ヶ丘 10-10	093-951-4331	

所 管	通信窓口	所在地	電話番号	防災 行政無線
陸上自衛隊小倉駐屯地	第40普通科連隊	北九州市小倉南区 北方5-1-1	093-962-7681	
航空自衛隊築城基地	航空自衛隊 築城基地司令	築上郡築上町大字西八田無 番地	0930-56-1150	
福岡管区气象台	予報課	福岡市中央区大濠1-2-36	092-725-3604	78-981-70
九州総合通信局	陸上課	熊本市西区春2-10-1	096-326-7857	
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅前3-2-8	092-707-1115	
九州農政局	福岡県拠点 (地方参事官室)	福岡市博多区住吉3-17-21	092-281-8261	
九州森林管理局	福岡森林管理署	福岡市早良区百道1-16-29	092-843-2100	
第七管区海上保安本部	苅田海上保安署	京都郡苅田町港町27	093-436-3356	
指定公共機関				
九州旅客鉄道株式会社	広報部	福岡市博多区 博多駅前3-25-21	092-474-2541	
	行橋駅	行橋市西宮市2-1-1	0930-22-2605	
西日本電信電話株式会社	九州支店 (設備部災害対策室)	福岡市博多区 博多駅前3-2-28	092-474-6160	
NTTドコモ株式会社	九州支社	福岡市中央区渡辺通2-6-1	092-717-5511	
日本赤十字社福岡県支部	事業課	福岡市南区大楠3-1-1	092-523-1171	78-980-0
日本放送協会福岡放送局	放送部	福岡市中央区六本松1-1-10	092-724-2800	78-982-70
日本通運株式会社	福岡支店総務課	福岡市博多区下呉服町1-1	092-291-7112	
九州電力株式会社	地域共生本部防災・リ スク対策グループ	福岡市中央区渡辺通2-1-82	092-761-3031	
九州電力送配電株式会社	行橋配電事業所	行橋市大字草野420-1	0120-639-453	
郵便事業株式会社	福岡支店	福岡市中央区天神2-12-1	092-713-2421	
	行橋郵便局	行橋市中央1-5-25	0570-943-692	
指定地方公共機関				
株式会社テレビ西日本		福岡市早良区百道浜2-3-2	092-852-5555	
九州朝日放送株式会社		福岡市中央区長浜1-1-1	092-721-1234	
株式会社福岡放送		福岡市中央区清川2-22-8	092-532-1420	
RKB毎日放送株式会社		福岡市早良区百道浜2-3-8	092-852-6666	
株式会社ティー・ヴィ ー・キュー九州放送		福岡市博多区住吉2-3-1	092-262-0019	
株式会社エフエム福岡		福岡市中央区清川1-9-19	092-533-0807	
株式会社CROSSFM		北九州市小倉北区京町3-1-1	093-551-0770	
ラベエフエム国際放送株 式会社		福岡市中央区今泉1-12-23	092-734-5462	
株式会社西日本新聞社	(総務部)	福岡市中央区天神1-4-1	092-711-5171	
株式会社朝日新聞西部本社		北九州市小倉北区室町1-1-1	093-563-1131	
株式会社毎日新聞西部本社		北九州市小倉北区紺屋町13-1	093-541-3131	
株式会社読売新聞西部本社		福岡市中央区赤坂1-16-5	092-715-4311	
社団法人共同通信社福岡 支社		福岡市中央区天神1-4-1	092-781-4241	
福岡県水難救済会		福岡市博多区東公園7-7	092-631-1416	

所 管	通信窓口	所在地	電話番号	防災 行政無線
福岡県医師会		福岡市博多区博多駅南 2-9-30	092-431-4564	
福岡県歯科医師会		福岡市中央区大名 1-12-43	092-771-3531	
福岡県トラック協会		福岡市博多区博多駅東 1-18-8	092-451-7878	
福岡県LPガス協会		福岡市博多区山王 1-10-15	092-476-3838	
その他防災上重要な機関				
京都医師会		行橋市東大橋 2-9-2	0930-22-0420	
京都歯科医師会		行橋市西宮市 5-1-5	0930-24-7777	
京都薬剤師会		行橋市大橋 1-6-6	0930-25-3900	
平成筑豊鉄道株式会社		田川郡福智町金田 1145-2	0947-22-1000	
西鉄バス北九州株式会社	小倉自動車営業所	北九州市小倉北区砂津 1-1-2	093-521-4339	
太陽交通株式会社		行橋市今井 1373-5	0930-23-2445	
行橋市社会福祉協議会		行橋市大字中津熊 501	0930-23-1111	
行橋商工会議所		行橋市中央 1-9-50	0930-25-2121	
福岡京築農業協同組合	営農部（代表）	行橋市中央 1-2-13	0930-24-2961	
蓑島漁業協同組合		行橋市大字蓑島 470-13	0930-23-1040	

【資料編 3-14】 災害用伝言ダイヤル

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	1 7 1			
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。			
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)
		1	3	2	4
			[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地域の方はご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地域の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい 0XX XXX XXXX			
伝言ダイヤルセンターに接続します。					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXX (暗証番号XXXX) の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。		[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXXの伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。	
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返すときは数字の8を、次の伝言に移る時は数字の9を押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正されるときは数字の8を押して下さい。再生が不要な方は9を押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加し録音されるときは数字の3を押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] 電話をお切り下さい。			
⑤	終了	自動で終話します。			

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)

【資料編 3-15】 避難者名簿等

1 受付名簿

NO.

受付名簿 (行橋市在住)

(行政区 区) (避難所名)

受付番号	入所日	氏名 (世帯主に○)	住所	安否確認への対応	メモ(特に配慮が必要なこと)	退所日
1	/		行橋市	公開・非公開		/
2	/		行橋市	公開・非公開		/
3	/		行橋市	公開・非公開		/
4	/		行橋市	公開・非公開		/
5	/		行橋市	公開・非公開		/
6	/		行橋市	公開・非公開		/
7	/		行橋市	公開・非公開		/
8	/		行橋市	公開・非公開		/
9	/		行橋市	公開・非公開		/
10	/		行橋市	公開・非公開		/
11	/		行橋市	公開・非公開		/
12	/		行橋市	公開・非公開		/
13	/		行橋市	公開・非公開		/
14	/		行橋市	公開・非公開		/
15	/		行橋市	公開・非公開		/
16	/		行橋市	公開・非公開		/
17	/		行橋市	公開・非公開		/
18	/		行橋市	公開・非公開		/

2 地域外受付名簿

NO.

地域外受付名簿 (行橋市以外在住)

(避難所名)

受付 番号	入所 日	氏名 (世帯主に○)	住所	安否確認へ の対応	メモ(特に配慮 が必要なこと)	退所 日
1	/			公開・非公開		/
2	/			公開・非公開		/
3	/			公開・非公開		/
4	/			公開・非公開		/
5	/			公開・非公開		/
6	/			公開・非公開		/
7	/			公開・非公開		/
8	/			公開・非公開		/
9	/			公開・非公開		/
10	/			公開・非公開		/
11	/			公開・非公開		/
12	/			公開・非公開		/
13	/			公開・非公開		/
14	/			公開・非公開		/
15	/			公開・非公開		/
16	/			公開・非公開		/
17	/			公開・非公開		/
18	/			公開・非公開		/

【資料編 3-16】 避難者カード

避難者カード No. _____

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

住所：					地区名	
氏名	続柄	性別	年齢	入所日	その他	

離散家族

氏名	続柄	性別	年齢	入所日	その他	

(注) 世帯ごとに作成

【資料編 3-19】 医療救護所開設状況報告

医療救護所開設状況報告								
年月日時分現在				受信日時	月日時分			
発信機関	部			発信者				
受信機関	部			受信者				
場所								
従事者数				軽 症	中毒症	重 傷	計	左のうち 要搬送者
医 師	看護婦	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
状 況								
執 っ て い る 措 置								
処 理 状 況								

災害応急対策用 第 号

緊急通行車両事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

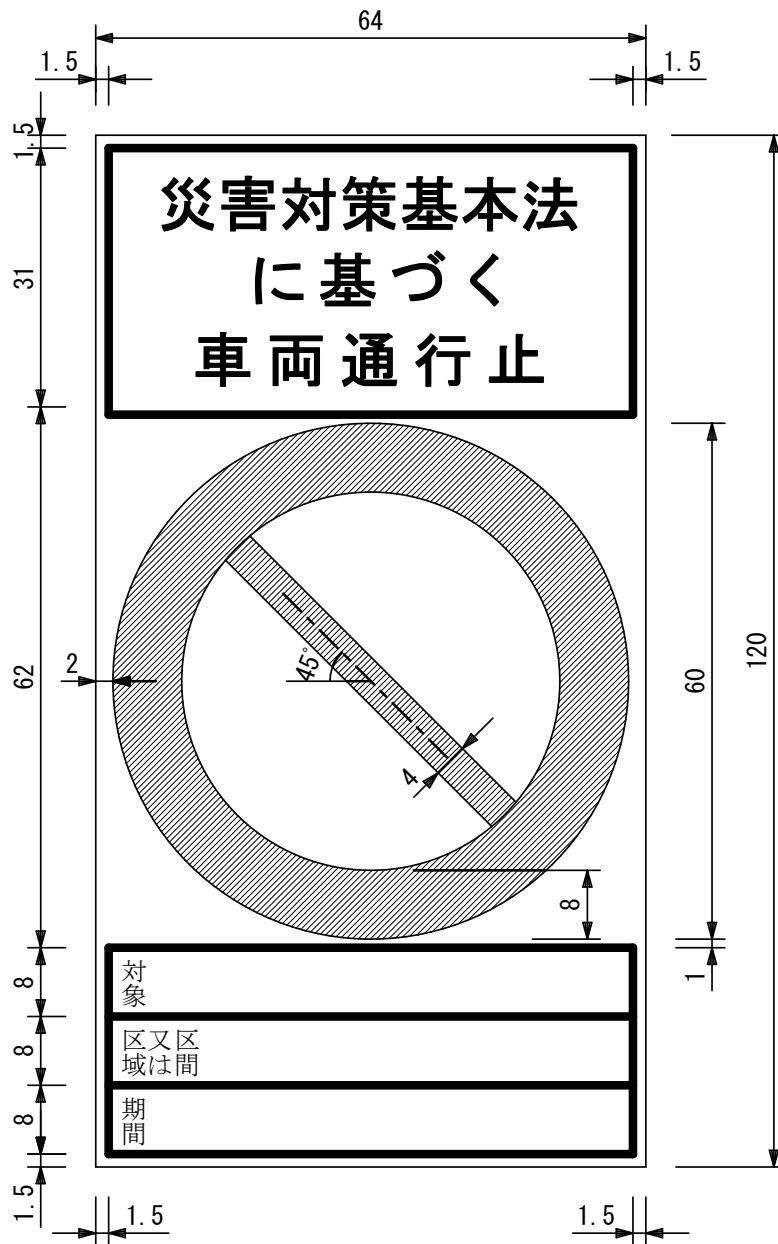
年 月 日

福岡県公安委員会印

(注)

- 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。
- 2 本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会（警察本部又は警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。
- 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
 - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 緊急通行車両が廃車になったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

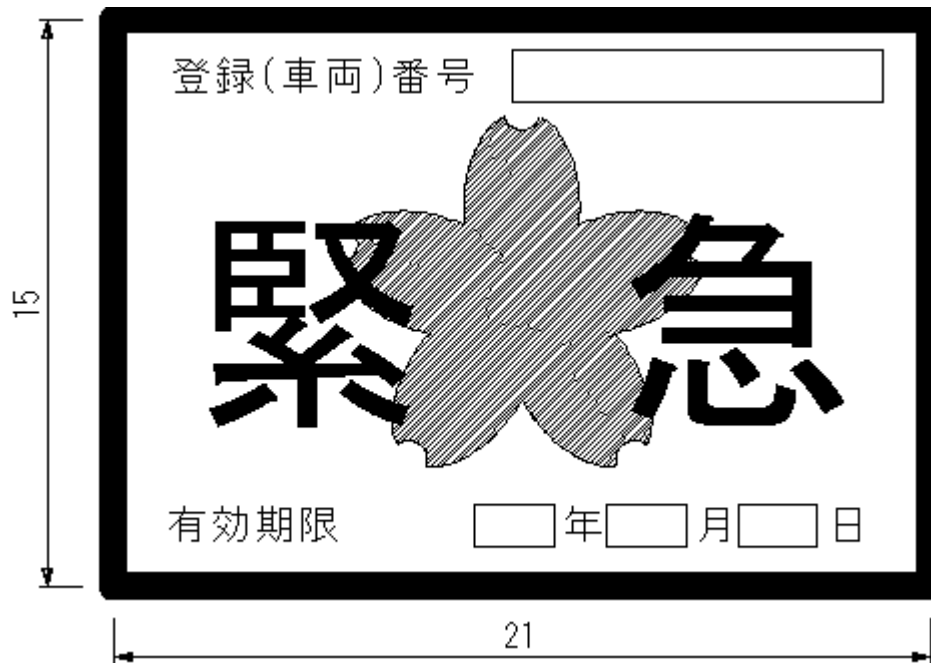
別記様式第2（災害対策基本法施行規則第5条関係）



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【資料編 3-21】 緊急通行車両通行標章

別記様式第3（災害対策基本法施行規則第6条関係）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【資料編 3-22】 緊急通行車両確認証明書

別記様式第4（災害対策基本法施行規則第6条関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号票に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	（ ）局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備考			

備考 用紙は日本工業規格A5とする

【資料編 3-23】 様式 遺体処理台帳

1 遺体の処理

遺 体 処 理 票

[行橋市]

災害遺体番号		第 号
死亡者	氏 名	
	住 所	
	遺骨処理番号	第 号
	焼骨日時場所	
引取人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年 月 日
遺留品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
納 骨 場 所		

2 遺留品処理票

遺 留 品 処 理 票

[行橋市]

災害遺体番号		第 号
死亡者	氏 名	
	住 所	
	主 な 遺 留 品	
引取人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年 月 日
遺留品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
遺留品保管場所		

【資料編 3-24】 遺体の一時保存所の設置予定場所

書式例

施設名	管理者	電 話	所 在 地	施 設 概 要

第1編 第4部 災害復旧・復興計画

【資料編 4-1】 罹災証明交付申請書

様式第1号（第4条関係）

罹災証明書交付申請書

年 月 日

行橋市長 様

申請者：住 所
氏 名
電 話

下記のとおり被災したので、罹災証明書の交付を申請します。

記

罹災年月日	年 月 日 時 分頃
罹災物件（罹災場所）の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ 行橋市
罹災物件と申請者の関係	<input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
罹災物件等	用途： <input type="checkbox"/> 住家（ <input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 借家） 構造： <input type="checkbox"/> 木造家 <input type="checkbox"/> 非木造
罹災原因	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他（ ）
罹災状況	（具体的に） <input type="checkbox"/> 浸水あり（床上・床下）
証明書必要部数	部
同意について	<input type="checkbox"/> 下記に同意します。 ・調査には、立会いが必要な場合があること。 ・「罹災証明書」の内容について関係部署に報告すること。

※特に市長が指示する場合は、状況を確認できる写真等を添付してください。

※電話番号は、日中連絡が取れる番号を記入してください。

※調査欄（以下は記入しないでください）

処理日（ 年 月 日） 調査日（ 年 月 日）

備考（ ）

様式第2号（第4条関係）

罹災届出証明書交付申請書

年 月 日

行橋市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

下記のとおり、罹災の届出をしたことを証明願います。

記

罹災日時	年 月 日 時 分頃
罹災場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ 行橋市
罹災原因	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他（ ）
罹災物件等	用途： <input type="checkbox"/> 住家（ <input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 借家） 構造： <input type="checkbox"/> 木造家 <input type="checkbox"/> 非木造
罹災内容	
添付書類	<input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第3号（第4条関係）

被災証明書交付申請書

年 月 日

行橋市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

下記のとおり、被災したことを証明願います。

記

被災日時	年 月 日 時 分頃
被災場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ 行橋市
被災原因	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他（ ）
被災物件	<input type="checkbox"/> 非住家 （ <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 車両 （ ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）
被災内容	
添付書類	<input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
必要枚数	枚

【資料編 4-2】 罹災証明書

様式第5号（第6条関係）

整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄 ①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家*の所在地	
住家*の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄 ②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄 ③)	
----------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

行橋市長

【資料編 4- 3】 被害届出兼証明書

様式第10号 (第10条関係)

罹災届出証明書

記

氏名	
住所	
罹災日時	年 月 日 時 分頃
罹災場所	行橋市
罹災原因	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()
罹災物件等	用途： <input type="checkbox"/> 住家 (<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 借家) 構造： <input type="checkbox"/> 木造家 <input type="checkbox"/> 非木造
罹災内容	

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明する。

年 月 日

行橋市長

様式第11号 (第11条関係)

被災証明書

記

氏名	
住所	
被災日時	年 月 日 時 分頃
被災場所	行橋市
被災原因	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()
被災物件	<input type="checkbox"/> 非住家 (<input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 車両 () <input type="checkbox"/> その他 ()
被災内容	

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年 月 日

行橋市長

【資料編 4- 4】 義援金品預り書

No.

預り証

氏名 _____ 様

一金

		百万			千			円
--	--	----	--	--	---	--	--	---

但し

義援金

として

救援金

上記金額正に預かりました。

令和 年 月 日

行橋市長

Ⓜ

※この預り証は、税控除の申告には使用できません。

【資料編 4- 5】 行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和50年3月24日条例第1号
改正 昭和52年1月1日条例第6号
昭和53年7月17日条例第21号
昭和56年10月12日条例第18号
昭和58年7月18日条例第24号
昭和62年3月28日条例第6号
平成3年12月20日条例第28号

行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

- 第8条** 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。
- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し又は疾病にかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【資料編 4- 6】 行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 50 年 4 月 1 日規則第 4 号

改正

昭和 58 年 7 月 18 日規則第 15 号

行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 50 年 3 月 24 日行橋市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえで災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日、及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえで災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第 1 号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべきものに関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年度とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別紙様式第3号）により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書（別紙様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添え市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第7号）を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別紙様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

- 第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第10号）を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（別紙様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

- 第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第13号）を、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
- （1）借受人の死亡を証する書類
- （2）借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

- 第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

- 第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（別紙様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

- 第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は別に定める。

【資料編 4- 7】 行橋市災害見舞金支給要綱

昭和 59 年 3 月 9 日告示第 15 号

行橋市災害見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における災害（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害を除く。以下「災害」という。）により住宅に被害を受けた者に対し災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給し、自立更生の助長促進の一助とすることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 天災（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象をいう。）火災及び爆発をいう。
- (2) 住宅 被害を受けた時、居住のために使用されている建物をいう。
- (3) 世帯 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
- (4) 全焼、全壊、流失 住宅の焼失、損壊若しくは流失した部分とその住宅の延床面積のおおむね 70%以上に達したものをいう。
- (5) 半焼、半壊 住宅の焼失、損壊した部分とその住宅の延床面積のおおむね 20%以上 70%未満のものをいう。

(見舞金の支給)

第3条 市内に居住する者が災害により次の各号の一に該当する被害を受けたときは見舞金を支給するものとする。ただし、被害の発生原因が被災者の故意によるときはこの限りでない。

- (1) 住宅が全焼、全壊若しくは流失したとき。
- (2) 住宅が半焼若しくは半壊したとき。

2 前項の見舞金は、住宅の居住者に対し、次により支給する。

区 分	見舞金の額
全焼・全壊若しくは流失	1 世帯当たり 50,000 円
半焼若しくは半壊	1 世帯当たり 20,000 円

【資料編 4- 8】 行橋市市民税減免取扱規則

平成 20 年 3 月 31 日規則第 16 号

改正

平成 22 年 3 月 31 日規則第 4 号

平成 24 年 3 月 19 日規則第 10 号

行橋市市民税減免取扱規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市民税減免の手続き、その他取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免の申請)

第 2 条 行橋市税条例（昭和 61 年行橋市条例第 33 号。以下「条例」という。）第 51 条の規定より市民税の減免を受けようとする者は、市民税減免申請書（様式第 1 号）、収入状況（見込）申請書（様式第 2 号）及び法人市民税減免申請書（様式第 3 号）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に申請しなければならない。

(市民税の減免)

第 3 条 市民税の減免は、別表に定めるところにより行うことができる。

(減免の取扱い)

第 4 条 市長は、前条に規定する減免対象に該当すると認めたときは申請に基づき、当該減免事由発生以後に納期限の到来する当該年度分の税額を条例及びこの規則の定めるところにより減免する。ただし、当該減免事由の発生が 1 月から 3 月までの間であるときは、翌年度分の税額も減免の対象とする。

2 市長は、減免の申請のあった日から 30 日以内にその取扱いを決定し、市民税減免申請に係る決定通知書（様式第 4 号）又は法人市民税減免決定通知書（様式第 5 号）により、申請者に通知しなければならない。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 4 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 改正後の行橋市市民税減免取扱規則の規定は、公益法人及び特定非営利活動法人（以下「公益法人等」という。）のこの規則の施行の日以後に終了する事業年度の均等割額について適用し、公益法人等の同日前に終了した事業年度の均等割額については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

減免対象	適用区分	減免額	摘要
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者		全額	
納税義務者の非によらず、失業、廃業等の理由により生活が困難している者で、その年の所得額の見込が前年に比し7/10以上減少し、かつ、市長が必要と認めるもの	前年課税所得金額40万円未満	所得割全額	1. 控除対象配偶者又は扶養親族(以下「扶養親族等」という。)を有することを要件とする。 2. 失業・廃業等とは、その者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業につくことができない状態にあることをいうものであり、原則として雇用保険法(昭和49年法律第116号)の失業認定を受けていること及びこれと同一の事情にあることをいう。 3. 前年の収入には、総合譲渡・一時、配当、分離課税分は含まないこと。 4. 事業所得者の場合、減価償却費を経費計上しない専従者控除前の所得金額とする。
	前年課税所得金額40万円以上80万円未満	所得割額の8/10	
	前年課税所得金額80万円以上120万円未満	所得割額の6/10	
	前年課税所得金額120万円以上160万円未満	所得割額の2/10	
納税義務者の非によらず、失業、廃業等の理由により生活が困難している者で、その年の所得額の見込が前年に比し5/10以上7/10未満減少し、かつ、市長が必要と認めるもの	前年課税所得金額40万円未満	所得割額の5/10	3. 前年の収入には、総合譲渡・一時、配当、分離課税分は含まないこと。 4. 事業所得者の場合、減価償却費を経費計上しない専従者控除前の所得金額とする。
	前年課税所得金額40万円以上80万円未満	所得割額の4/10	
	前年課税所得金額80万円以上120万円未満	所得割額の3/10	
	前年課税所得金額120万円以上160万円未満	所得割額の1/10	
賦課期日において地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項第9号に該当する勤労学生である者		全額	
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人		均等割全額	その者に課されている市民税が均等割のみである場合に限る。
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人		均等割全額	その者に課されている市民税が均等割のみである場合に限る。
災害により死亡した者		全額	
災害により法第292条第1項第9号に規定する障害者となった者		税額の9/10	
災害により住宅又は家財に損害を受けた者で、損害金額がその住宅又は家財の価格の3/10以上5/10未満であるもの	前年の合計所得金額が500万円以下	税額の1/2	1. 住宅又は家財については自己及び同一生計内の配偶者又は扶養親族が所有する物とし、住宅は自己及び同一生計内の配偶者又は扶養親族が常時起居する家屋に限る。 2. 損害金額には、保険金・損害賠償等により補てんされた金額を含めないこと。 3. 前年の合計所得金額とは、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。以下「長期譲渡所得金額」という。)及び法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規程の適用がある場合は、その適用前の金額とする。以下「短期譲渡所得金額」という。)を含む。
	前年の合計所得金額が500万円を超え750万円以下	税額の1/4	
	前年の合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下	税額の1/8	
災害により住宅又は家財に損害を受けた者で、損害金額がその住宅又は家財の価格の5/10以上であるもの	前年の合計所得金額が500万円以下	全額	1. 事業の損失額は、災害による農作物、漁獲物、事業用資産及びたな卸資産等の損失額とし、共済金、保険金、損害賠償等により補てんされた金額を含めないこと。 2. 前年の合計所得金額とは、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額を含む。
	前年の合計所得金額が500万円を超え750万円以下	税額の1/2	
	前年の合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下	税額の1/4	
災害により事業に損害を受けた者で、事業の損害額が平年の事業所得の総収入金額の3/10以上であるもの	前年の合計所得金額が300万円以下	税額のうち事業所得に係る所得割額に相当する額の全額	1. 事業の損失額は、災害による農作物、漁獲物、事業用資産及びたな卸資産等の損失額とし、共済金、保険金、損害賠償等により補てんされた金額を含めないこと。 2. 前年の合計所得金額とは、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額を含む。
	前年の合計所得金額が300万円を超え400万円以下	税額のうち事業所得に係る所得割額に相当する額の8/10	
	前年の合計所得金額が400万円を超え550万円以下	税額のうち事業所得に係る所得割額に相当する額の6/10	
	前年の合計所得金額が550万円を超え750万円以下	税額のうち事業所得に係る所得割額に相当する額の4/10	
	前年の合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下	税額のうち事業所得に係る所得割額に相当する額の2/10	

様式第2号（第2条関係）

収入状況（見込）申告書

本年中の見込所得額の状況を次のとおり申告するとともに下記同意事項についても同意することを誓約いたします。

住所
申告書
氏名
印

1見込所得額の内訳（*太枠内は記入しないでください） （単位：円）

所得（収入） の種類	実績	今後の見込 月～月	本年分の見込所得 （所得算定後）	前年分の合計所得	割合 （%）
給与収入					
退職金					
雇用保険					
労災保険					
年金収入					
事業収入					
その他収入					
計					

給与所得等算定の基礎
（給与収入＋退職金＋雇用保険＋労災保険）－給与所得控除＝給与所得等の額

事業所得算定の基礎
事業収入－必要経費＝事業所得 （単位：円）

収入 の内 訳 （ 月 分 ）	総収入の内訳		必要経費の内訳		差引事業所得
	売上収入		商品仕入金		
	未収売掛金		租税公課		
	不動産収入		地代・家賃		
			光熱水費		
	合計				

同意事項

- 1 減免申請の要否判定における資産・収入の状況について、貴職が官公署または金融機関に調査を依頼することに同意します。
- 2 申請後（決定後）において、見込所得額が増加した場合は速やかに届け出ること同意します。

様式第3号（第2条関係）

法人番号	
------	--

法人市民税減免申請書

年 月 日

行橋市長

申請人	所在地 _____
(納税義務者)	法人名 _____
	代表者名 _____
	電話番号 _____

下記のとおり法人市民税の減免を申請します。

事業種目		資本等の金額	
減免を必要とする算定期間	年 月 日から	年 月 日	
納 期 限	年 月 日		
税 額	均等割額 A	法人税割額 B	市民税額 A+B
申請理由			

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

所在地

法人名

代表者名

様

行橋市長

法人市民税減免決定通知書

年 月 日付で申請のありました法人市民税の減免については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1. 納税義務者

所在地	
法人名	
法人番号	

2. 当該事業年度

年 月 日 ~ 年 月 日

3. 減免可決

(1) 減免決定額

	減免前税額	減免額	減免後税額
均等割額			
法人税割額			

(2) 減免可決事由

適用条項 行橋市税条例
行橋市税条例施行規則

※行橋市税条例第51条第1項の規定によって、市民税の減免を受けたものは、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければなりません。

【資料編 4- 9】 災害被害者に対する固定資産税の減免に関する規則

平成3年11月20日規則第44号

災害被害者に対する固定資産税の減免に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、行橋市税条例（昭和61年行橋市条例第33号）第72条第1項第3号の規定により、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）による被害者の納付すべき固定資産税の軽減又は免除について必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の減免)

第2条 災害により自己の所有する土地、家屋又は償却資産につき生じた損害金額が、その土地、家屋又は償却資産の価額の10分の2以上となる者に対しては、当該年度分の固定資産税（災害が発生した日において、既に納期が経過している分を除く。）の額を、次の区分により軽減し又は免除する。

(1) 土地

- ア 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき 全部
- イ 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき 10分の8
- ウ 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき 10分の6
- エ 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき 10分の4

(2) 家屋

- ア 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき 全部
- イ 主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき 10分の8
- ウ 屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき 10分の6
- エ 外壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき 10分の4

(3) 償却資産 前2号の基準に準じて軽減又は免除する。

(減免の申請)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市税減免申請書（様式第1号）に必要事項を記載して、市長に提出しなければならない。

(調査)

第4条 市長は、前条の市税減免申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、必要な事項について調査を行うものとする。

(減免の決定)

第5条 市長は、申請者に対して減免する旨を決定したときは、市税減免決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(減免の取消)

第6条 市長は、虚偽その他不正行為により固定資産税の減免を受けた者を発見したときは、直ちにその者に係る減免又は免除を取り消すものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

【資料編 4-10】 災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する規則

平成3年11月20日規則第45号

改正

平成7年3月28日規則第3号

災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、行橋市国民健康保険税条例（昭和61年行橋市条例第34号）第10条の3第1項第1号の規定により、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）による被害者の納付すべき国民健康保険税の軽減又は免除について必要な事項を定めるものとする。

(国民健康保険税の減免)

第2条 災害により地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第9号に規定する障がい者に該当することとなった者に対しては、当該年度分の国民健康保険税（災害が発生した日において、既に納期が経過している分を除く。以下次項において同じ。）の額の10分の9を軽減する。

2 災害により自己（法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者及び同条第1項第8号に規定する扶養親族を含む。）の所有する住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上となる者で、前年中における合計所得金額（法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額で、法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）又は法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）がある場合には、当該所得金額を含む。以下同じ。）が1,000万円以下であるものに対しては、当該年度分の国民健康保険税の額を、次の各号の区分により軽減し、又は免除する。

(1) 合計所得金額が500万円以下であるとき

ア 損害程度が10分の5以上であるとき 全部

イ 損害程度が10分の3以上10分の5未満であるとき 2分の1

(2) 合計所得金額が500万円を越え750万円以下であるとき

ア 損害程度が10分の5以上であるとき 2分の1

イ 損害程度が10分の3以上10分の5未満であるとき 4分の1

(3) 合計所得金額が750万円を越え1,000万円以下であるとき

ア 損害程度が10分の5以上であるとき 4分の1

イ 損害程度が10分の3以上10分の5未満であるとき 8分の1

3 災害により農作物に被害を受けた場合に、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収額から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入金額の10分の3以上である者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、かつ当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得金額が400万円以下であるもの（以下「農作物の被害者」という。）に対しては、当該年度分の国民健康保険税

(災害を受けた日以後の納期に係る国民健康保険税額に前年中における合計所得金額に占める農業所得金額の割合を乗じて得た税額)の額を、次の区分により軽減し、又は免除する。

- (1) 合計所得金額が300万円以下であるとき 全部
- (2) 合計所得金額が300万円を越え400万円以下であるとき 10分の8
- (3) 合計所得金額が400万円を越え550万円以下であるとき 10分の6
- (4) 合計所得金額が550万円を越え750万円以下であるとき 10分の4
- (5) 合計所得金額が750万円を越え1,000万円以下であるとき 10分の2

(減免の申請)

第3条 災害による国民健康保険税の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、災害減免申請書(様式第1号)に必要な事項を記載して、市長に提出しなければならない。

(調査)

第4条 市長は、前条の国民健康保険税減免申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、必要な事項について調査を行うものとする。

(減免の決定)

第5条 市長は、申請者に対して減免する旨を決定したときは、国民健康保険税減免決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(減免の取消)

第6条 市長は、虚偽その他不正行為により国民健康保険税の減免を受けた者を発見したときは、直ちにその者に係る減免又は免除を取り消すものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

調整ページ

第2編 地震・津波災害対策編

【資料編 5- 1】 気象庁の震度階級解説表

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばれることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）

電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動 ※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

調整ページ